

緑の基本計画

森と清流に育まれ

人と自然にやさしい

みどり豊かな田園都市

— おびひろ市 —



はじめに



帯広市は、日高山脈の豊かな大自然や十勝川、札内川の二つの大きな清流に生まれ、発展を続けてきました。そして雄大な田園風景や貴重な樹林地、清らかな小河川など、水と緑が織りなす自然環境がすばらしい景観をつくっています。一方、都市部では、昭和40年頃から市街地開発が盛んに行われ、多くの緑が失われてきました。

近年では地球規模での環境悪化が大きな問題となっており、環境保護への取り組みや自然環境の保全が一層重要性を増し、とりわけ良好な環境を維持をしていくうえで、緑の果たす役割はたいへん大きくなっています。

本市では、市民参加の森づくりをはじめとして新たに多くの緑を創出してきましたが、良好な都市環境を形成するうえで緑の量や質とも十分なものと言える状況に至っていないのが実情です。

本計画では、緑の将来像を「森と清流に生まれ人と自然にやさしいみどり豊かな田園都市」として掲げ、その実現に向けて市民・企業・行政の協働による緑づくりを行っていくことを目指しています。そのためには、市民の皆様に緑に関する情報を積極的に公開して、緑の大切さや必要性をともに理解し、緑づくりを一緒に考え、協力し合いながら進めていくことが重要であると思っております。豊かな緑で帯広のまちを包み込み、潤いと安らぎのある安全、安心な都市環境を形成していくため、今後とも市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、数多くのご意見をお寄せいただいた市民の皆様、計画策定にご尽力をいただいた「まちづくり検討委員会」の皆様、更に熱心なご審議をいただきました「帯広市緑化審議会」の皆様の方々に心から厚くお礼申し上げます。

平成15年10月

帯広市長 砂川敏文

目次

序章. 緑の基本計画の説明	1
序-1 計画策定の背景と目的	1
序-2 計画の位置づけ	2
序-3 計画の目標年次	3
序-4 計画の区域	3
序-5 まちづくりにおける緑の役割	4
序-6 計画の対象範囲	6
1章. 帯広市の概況	7
1-1 沿革	7
1-2 緑の経過	8
1-3 都市の概況	10
2章. 緑の現状と課題	19
2-1 緑の現状調査	19
2-2 緑の現状と課題	26
2-3 緑づくりの方向性	34
3章. 計画の基本方針	35
3-1 緑の将来像	35
3-2 計画の基本方針	37
4章. 緑地等の配置計画	39
4-1 帯広市における緑のネットワーク	39
4-2 系統別の配置計画	44

5章. 緑地の保全及び緑化の目標	55
5-1 計画の目標	55
6章. 緑地の保全及び緑化推進のための施策	57
6-1 親しまれる緑を育む	59
6-2 都市公園で豊かな緑づくり	63
6-3 公共・公益空間で楽しまれる緑づくり	67
6-4 身近な場所で潤いのある緑づくり	71
6-5 緑を大切にまもり伝える	74
6-6 花で彩りきれいな街並みづくり	76
6-7 施策とのかかわり	78
7章. 緑化重点地区	79
7-1 緑化重点地区の指定	79
7-2 鉄南地区	82
7-3 稲田川西地区	95
7-4 緑化重点地区候補地の課題と基本方向	106
8章. 公園緑地等の管理・運営方針	113
8-1 はじめに	113
8-2 管理・運営の現状と課題	114
8-3 社会的な背景と市民の意見	115
8-4 管理・運営の課題のまとめと方向性	117
8-5 管理・運営の方針	118
参考資料	121

序章 緑の基本計画の説明

序-1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

帯広市では、公園緑地の規模や配置を位置づけ、整備の指針となる「帯広圏緑のマスタープラン」また、民有地や公共施設の緑化の指針とする「帯広市地域緑化推進計画」を基本とし、緑化をすすめてきました。さらに平成7年には緑化の実効性を高めるために市独自の緑化推進施策となる「緑倍增計画」を策定し、公園緑地の整備や民有地緑化などの推進をはかってきました。

近年では、エネルギー問題や地球温暖化など地球環境保護への取り組み、自然環境の保全や自然との関わり、市民活動の多様化など市民ニーズの高まりなどから、より快適な都市環境の形成とともに人と自然が共生する豊かな街づくりが求められています。

(2) 計画策定の目的

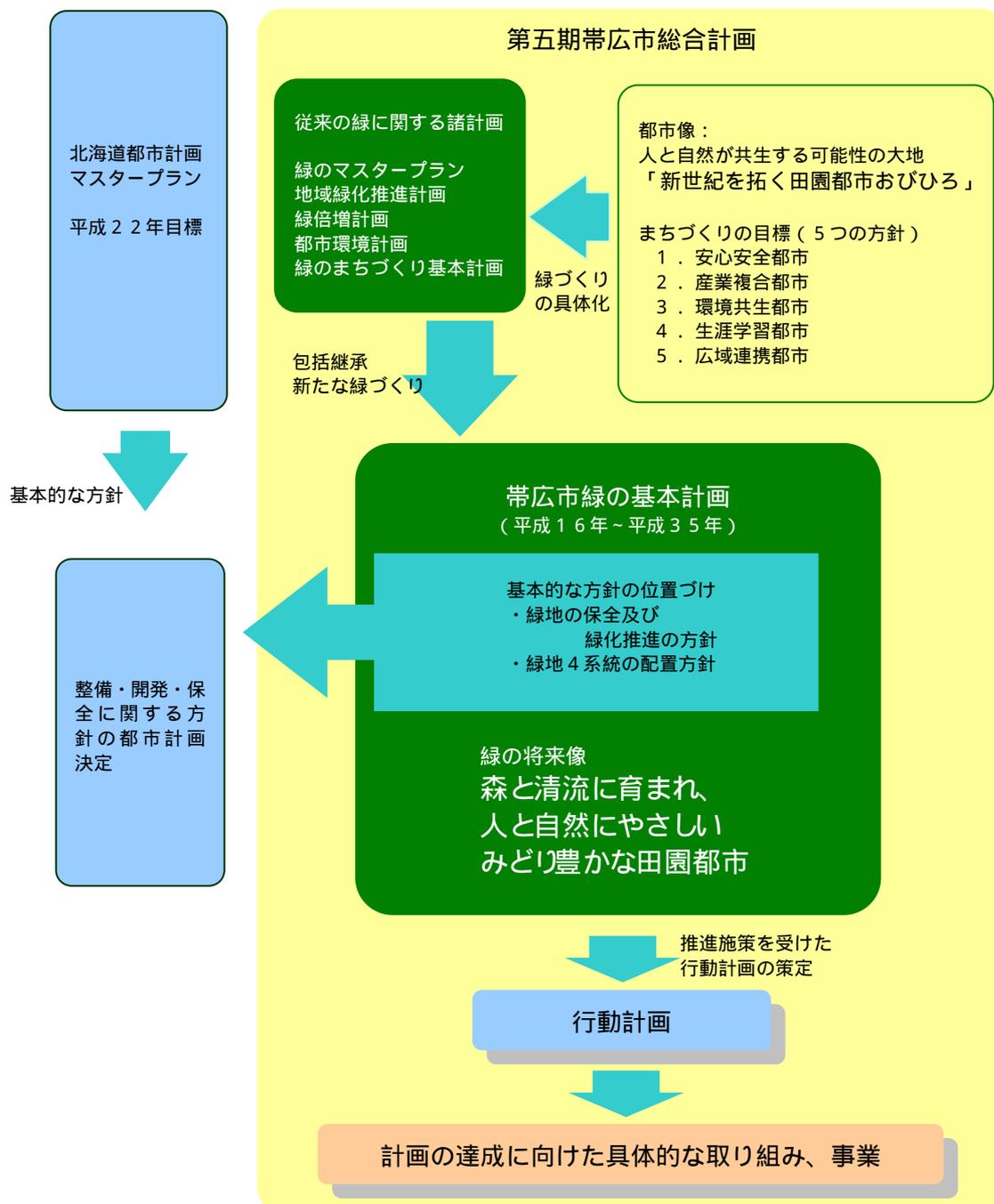
帯広市では、緑の現状やまちづくりの都市像を見据えながら、緑化を推進する施策や市民活動による緑づくりを総合的かつ計画的に推進し、緑豊かで人と自然にやさしい快適な都市環境を形成し、次世代に伝える緑の財産を育てていくため、本計画を策定しました。

(3) 市民参加の計画づくり

計画の策定にあたっては、学識経験者、有識者及び市民の参加による市民レベルの「まちづくり検討委員会」を組織し、主に第3部会において日常生活の視点から現状と課題を捉え、これからの緑のあり方や緑づくりの基本方針、更には、さまざまな施策について議論が深められ、計画案の作成が行われました。

序-2 計画の位置づけ

本計画は、「第五期帯広市総合計画」(平成12年度策定)を柱として、従来からすすめてきた緑のマスタープランや地域緑化推進計画などの緑づくりに関する諸計画を包括・継承しつつ新たな緑づくりの視点も加え、緑づくりの総合的な計画として策定するものです。



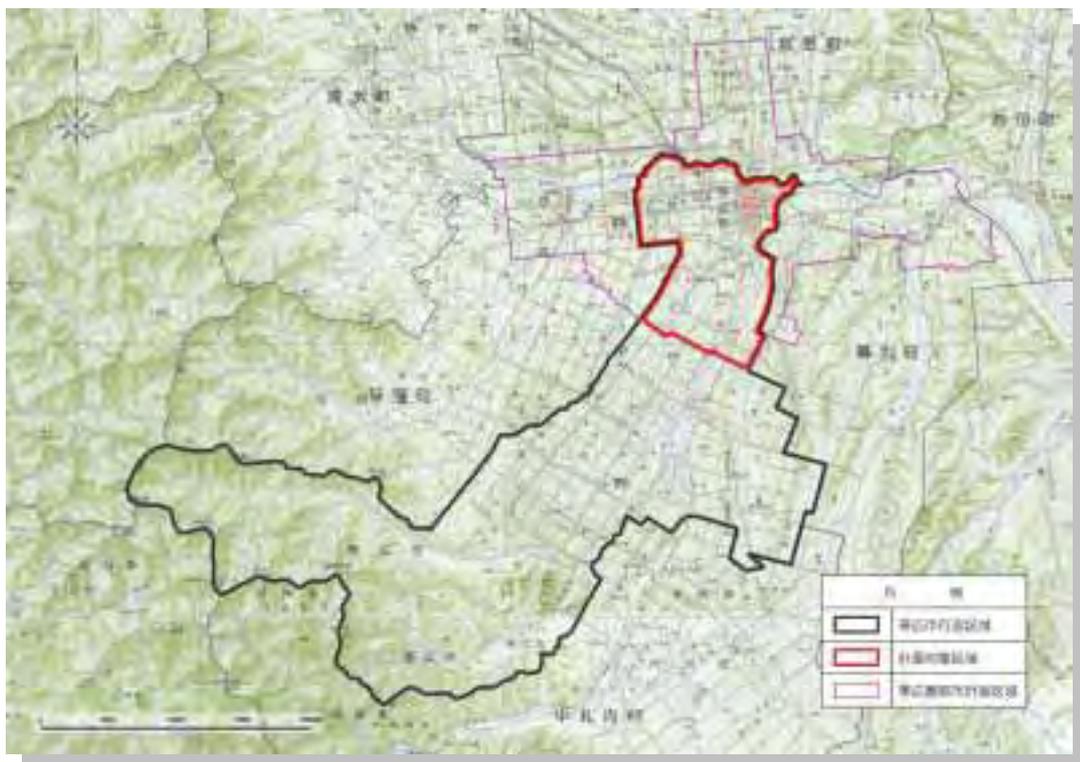
序-3 計画の目標年次

計画期間は、2004年（平成16年）を初年度として2023年（平成35年）を目標年とする20年間とします。

なお、計画は総合計画や都市計画の改定、緑づくりの進捗状況、新たな施策の位置づけなど、必要に応じて見直しを行います。

序-4 計画の区域

計画の対象区域は、主に都市計画区域とし「都市の緑」について計画を策定していきます。



序 5 まちづくりにおける緑の役割

「緑」には、さまざまな機能があり、これらの機能を効果的に配置することで、都市の環境や人々の生活環境が改善・維持され、持続する都市がつくられていきます。緑の大切さを市民が共通に理解し、快適で暮らしやすいまちづくりをすすめるため、緑の役割を確認します。

役割

人と自然が共生する 快適な都市の環境をつくります

樹木等の植物は都市の大気を浄化し、騒音や振動等を緩和、都市の温暖化を防止、都市の環境負荷の低減をはかり、また、小動物の生育・生息地としての生態系を保全し、人と自然が共生する暮らしやすい快適な都市の環境をつくります。

人にやさしい 活動空間をつくります

レクリエーションや遊び場、自然とのふれあい、地域活動など市民のさまざまな活動の場として、安全に安心して利用できる人にやさしい活動空間をつくります。

万が一の災害に備えた 安全な都市づくりをすすめます

公園や街路樹は、地震や火災などの災害時において、避難経路・避難地の確保や火災の延焼を防止し、救援活動や消化活動などでは地域の拠点になります。また降雨時の流出量の抑制や洪水の防止など、市民生活の安全を維持し都市の防災性を高めます。

魅力あるきれいな 街並みをつくります

樹木や樹林地、草花などはきれいな街並みを形成し、都市生活に潤いと安らぎを与え、魅力的で地域性豊かなまちをつくります。

人々の心の豊かさを育みます

樹木や樹林地、広々とした芝生、きれいに彩られた草花などにふれあい、自ら緑づくりを行うことで、心と体が癒され心身の豊かさが育まれます。

役割のイメージ図
(機能)

都市環境の保全



生物の生息・生育環境を保全



大気汚染の浄化・騒音抑制



温暖化防止

レクリエーション



休息・休養の場



スポーツ・レクリエーション活動



自然とのふれあい

都市の防災



火災の延焼防止・遅延



災害時の避難場所



流量の調整や洪水の防止

景観形成



自然景観



田園の景観



きれいな街並み

心の豊かさの創造



緑とのふれあい



豊かな地域づくり

序 6 計画の対象範囲

緑の対象範囲は、公有地、民有地、建物の緑化のほか、都市のオープンスペースなどを「つくる」「まもる」「育てる」ためのそれぞれの活動を含めた緑全般を対象とします。



1章 帯広市の概況

1 - 1 沿革

明治16年、開拓の父といわれる依田勉三が、静岡県伊豆から晩成社一行27名を率いて入植し開拓が始まり、以来50年間で、農耕地685haと牧場1580haを開き、十勝産業の原動力を築きました。明治24年になると、北海道庁による殖民区画が行われ、無人の原野に碁盤目状の「計画された市街地」が設計され、明治29年には殖民地区画の貸し付けが開始され開発は本格化し、明治35年には二級町村制により十勝で唯一の町となり、釧路や旭川までの鉄道も敷設され、産業、経済、文化等を一層飛躍させることになりました。

その後、人口も順調に増加し、昭和8年には北海道の7番目として市制が施行され、十勝平野の北方畑作農業地帯の中心都市として、道東あるいは十勝地域のサービス基地として発展してきました。昭和32年には大正村及び川西村を合併し、現在の市域が形成され人口は9万3千人を数え、以来10数年間に約4万人の増加をみせています。その間、初めて長期的なまちづくりの展望を示す総合計画を策定し、都市基盤、住環境の整備をすすめると共に、工業団地造成等の事業にも着手してきました。

こうして、十勝地域の中核都市機能、北海道における内陸拠点都市として躍進を続け、昭和53年には人口15万人を達成し、その後も新帯広空港の開港、JR石勝線の開業などの広域交通体系の整備が相次ぎ、平成8年には鉄道高架が開通し、十勝の中核都市としての重要性がますます高くなっています。

平成12年、21世紀のまちづくりの指針となる第五期総合計画を策定し、新たな時代に向けて都市と農村が共生し、活力あふれ、安心して暮らすことのできるまち、そして、個性ある文化が育まれる「新世紀を拓く田園都市おびひろの創造」を将来の都市像として、市民と協働によるまちづくりをすすめ、平成14年には開拓120年、市制70年を迎え、現在に至っています。

120年の歴史の中で、大自然の十勝平野で集落の形成から都市化への進展とともに自然が消え去っていることは、まぎれもない事実として受け止め、これからのまちづくりにおいて、失われつつある自然環境をどのような形で保全し回復するか、そして、人とどう共生していくかを市民とともに考え行動していくことが大切になります。

1 2 緑の経過

(1) 緑づくりの経過

年 代	内 容
(1950年代) 昭和34年	第一期総合計画において市街地周辺にグリーンベルト的な考えが包含される
(1970年代) 昭和46年 昭和49年 昭和50年	第二期総合計画で、「帯広の森」をまちづくりの主要な施策として位置づける 帯広の森と十勝川水系緑地の事業が始まる 第1回帯広の森市民植樹祭を開催。市民約500人が参加 以後、平成14年まで、28回、14万人が参加し、22万本を植樹
昭和52年	小学生で組織した「森の少年隊」が第3回帯広の森市民植樹祭に参加
(1980年代) 昭和57年	帯広の森が、「緑の都市賞」建設大臣賞を受賞 その後、「緑化推進功労者内閣総理大臣賞」、「都市景観大賞」を受賞
昭和59年	花壇コンクールを開催、18団体が参加 平成14年には、80団体、約12,000人が参加
昭和60年	緑のまちづくり条例を制定 緑の保全と創出をはかり、潤いと安らぎのあるまちづくりを推進
昭和61年	緑化計画協議制度を定め工場等の施設緑化をはかる。以後、平成14年までに 655件の協議を行ない、高木を22,800本、低木を8,200本植樹
昭和61年	フラワー通整備事業を開催 平成14年には、52団体、3,000人が参加し、延長8,340mに サルビアを植栽
昭和62年	帯広市緑のまちづくり基本計画を策定 「緑をつくる、まもる、ふれあう」ための施策展開をはかる
(1990年代) 平成3年	第1回帯広の森市民育樹祭を開催。市民400人が参加。 以後、平成14年まで、12回、のべ9,400人が参加
平成6年	都市緑地保全法の改正が行われ、「緑の基本計画」策定が位置づけられる
平成8年	緑倍増計画を策定 都市における緑倍増の推進（計画年次 平成8年～平成17年） 慶事記念樹贈呈、ポケットパーク整備などを新たに実施
平成8年	大通公園再整備 市民意見を取り入れたワークショップによる公園事業がスタート
(2000年代) 平成12年	第五期総合計画を策定 （計画年次 平成12年～平成21年まで）
平成13年	緑の基本計画策定作業を開始 市民によるまちづくり検討委員会が組織され、計画案の策定が行われる

(2) 緑地・樹木保全の経過

年 代	内 容
(1950年代) 昭和33年	緑ヶ丘公園内にある野草園を昔の姿をそのまま残した貴重な場所として開設し、教育や自然観察の場として保全をはかる
(1970年代) 昭和49年	水光園、帯広神社、帯広農業高校を「北海道自然環境等保全条例」に基づく「環境緑地保護地区」に指定
昭和51年	大山緑地(西17条南6丁目の自然林 面積3.7ha)を都市緑地として都市計画決定
(1980年代) 昭和62年	西帯広ニュータウン緑地(西23条南4丁目の自然林 面積1.1ha)を都市緑地として都市計画決定
(1990年代) 平成2年	稲田小学校西側カシワ林(面積1.0ha)を「緑のまちづくり条例」に基づく「緑の保全地区」に指定
平成2年	稲田水源地西側のハルニレなど4本を「緑のまちづくり条例」に基づく「保存樹木」として指定。その後、平成7年に5本を新たに指定
平成4年	大成川緑地(西24条南2丁目の大成川自然林 面積1.4ha)を都市緑地として都市計画決定
平成5年	石王緑地(西18条南4丁目の自然林 2.3ha)を都市緑地として都市計画決定
平成7年	稲田緑地(稲田町西1線、基線の自然林 面積1.7ha)を都市緑地として都市計画決定
平成7年	帯広川緑地(西12条南3丁目(共栄通)~西22条南2丁目(南1線橋)の帯広川河畔林 面積42.9ha)を都市緑地として都市計画決定
平成11年	南豪緑地(東2、3条南27、28丁目の人工林 面積0.8ha)を都市緑地として都市計画決定
(2000年代) 平成15年	自由が丘緑地(西20条南6丁目の帯広の森に隣接した自然林 面積0.76ha)を帯広の森に編入

1 3 都市の概況

(1) 位置と地勢

帯広市は、穏やかに傾斜する盆地状の十勝平野の中心部に位置し、東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内村及び更別村、北は十勝川を境に音更町に接し、市域の60%は平坦で他は日高山系の山岳地帯となっています。

市街地はおおむね平坦な地形で中央部には帯広川、郊外には十勝川、札内川が貫流し、澄み切った空気と清澄で豊富な水に恵まれ、まちの中の街路は碁盤の目で整然と区画されています。

日高地域との境である山岳地域は、札内川や支流の戸蔦別川、帯広川の源流を持ち、この分水嶺には幌尻岳、戸蔦別岳、札内岳の秀峰がそびえ豊かな大自然が形成されています。三方山に囲まれた十勝平野は、砂礫地帯の上に火山灰を厚く被った段丘の連なりを形成していましたが、長い年月の間に十勝川やその支流が段丘を侵食し、これらの流域に現在のような平野が形成されてきました。

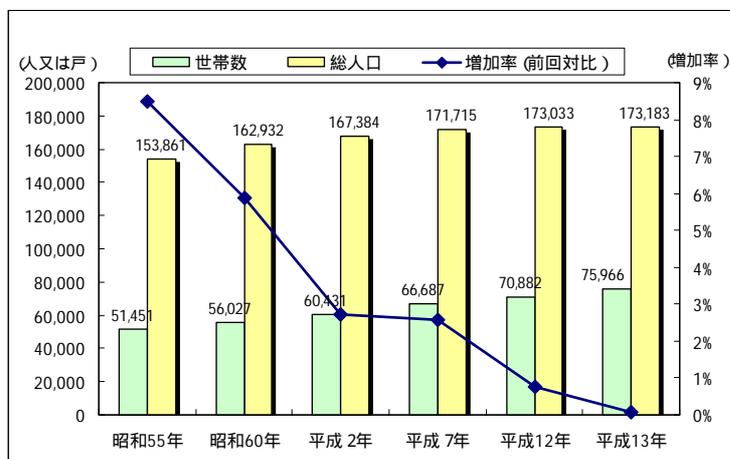


(2) 帯広市の概況

人口・世帯数の推移

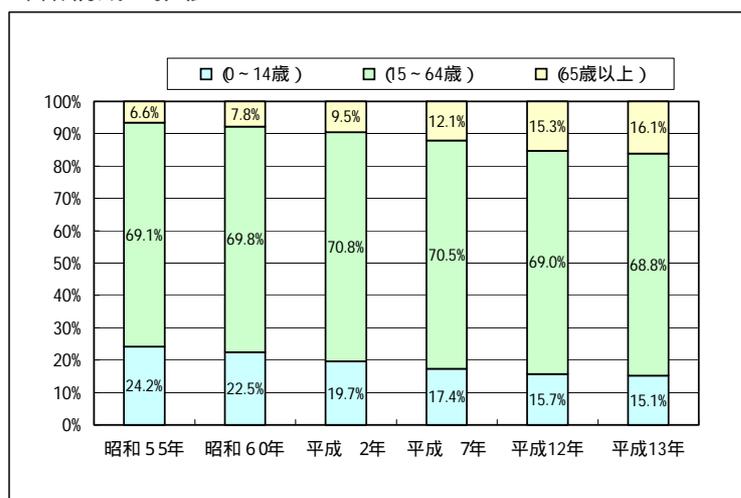
帯広市の人口は増加傾向にありますが、昭和55年の8.5%をピークに、平成13年には1.0%の増加率となっています。年齢構成を見ると、年少人口の割合は昭和55年の24.2%から平成13年の15.1%となっています。また、高齢人口の割合を見ると昭和55年の6.6%から平成13年の16.1%に推移しています。

総人口と世帯数の推移



国勢調査、平成13年は住民基本台帳

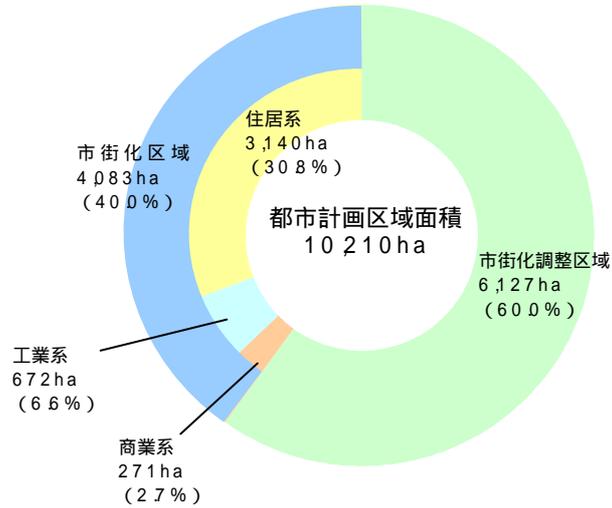
年齢構成の推移



国勢調査、平成13年は住民基本台帳

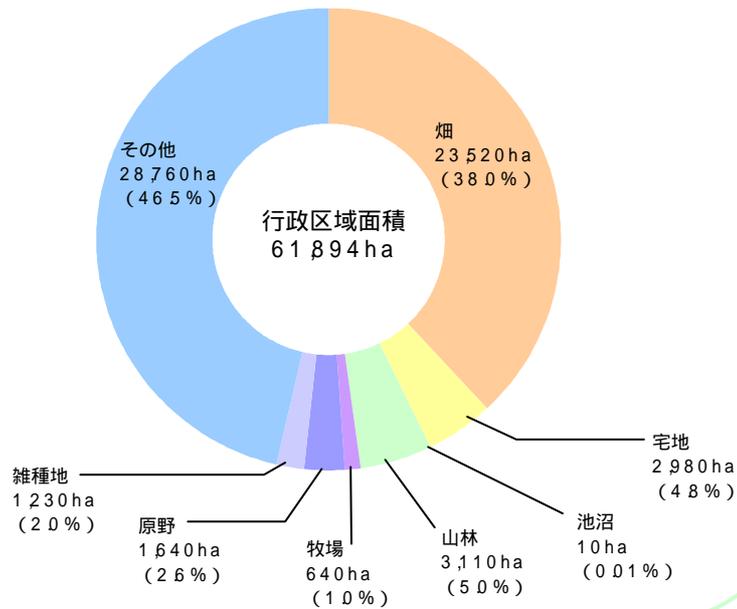
土地利用

都市計画区域における土地利用



(平成13年度末現在)

地目別の土地利用



資料：平成14年度固定資産概要調書（平成14年1月1日現在）

(3) 計画地の地勢

地形

計画地の地形は、大きく分けると、台地と低地に分けられます。台地は主に戸蔦別川と帯広川的作用により扇状地状に形成された、伏古台地（上帯広台地）であり、低地は、十勝川・札内川・帯広川流域に沿って形成されている十勝川低地により構成されています。

地形図

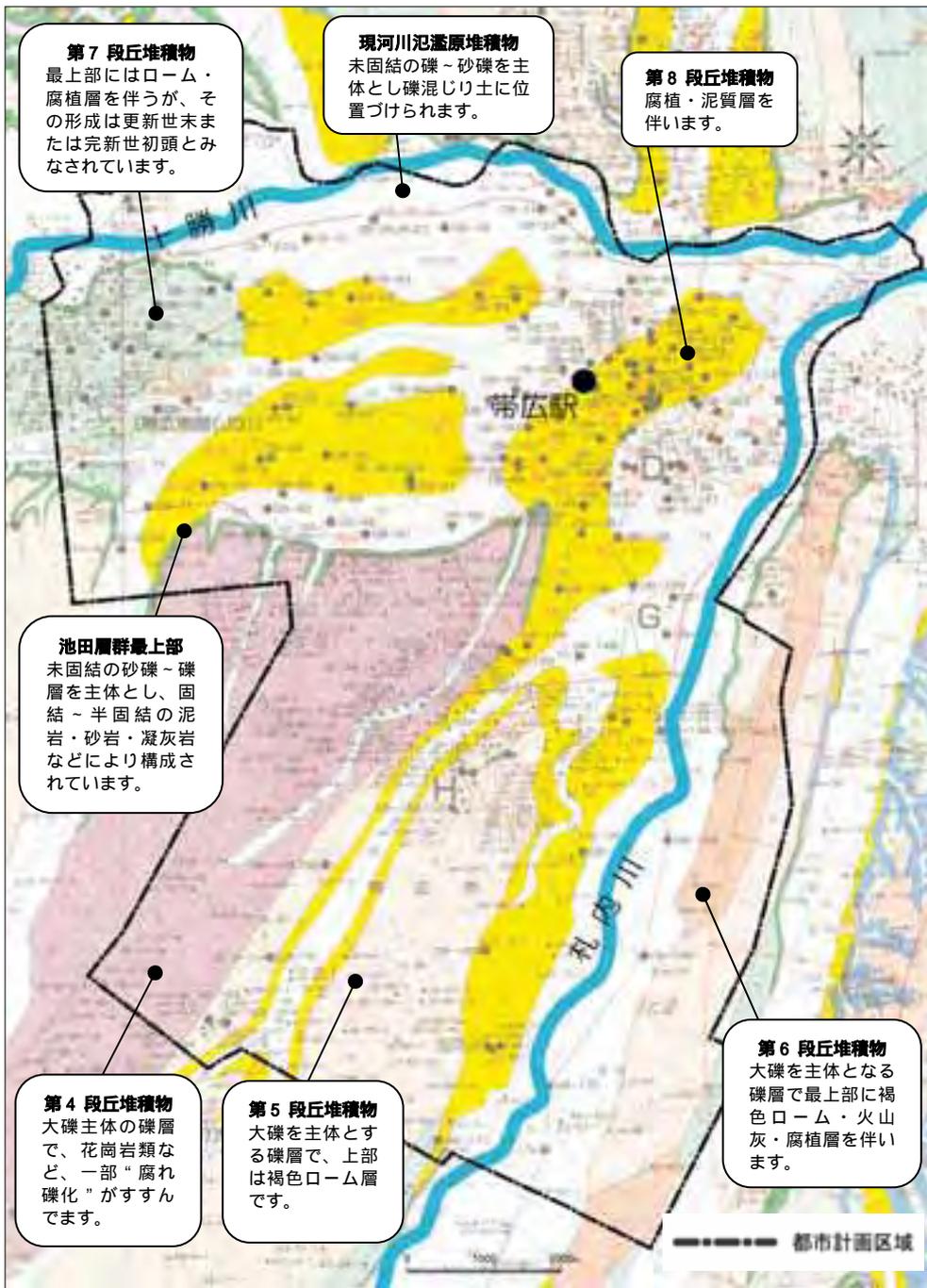


資料： 土地分類図（旧国土庁土地局監修）

地質

計画地の地質は、主に現河川氾濫原堆積物（礫～砂礫等）と第 8 段丘堆積物（腐食土・泥質層等）で占められており、市街地の南西部の一部に第 4 段丘堆積物（大礫・花崗岩類・褐色ローム等）が存在しています。

地質図

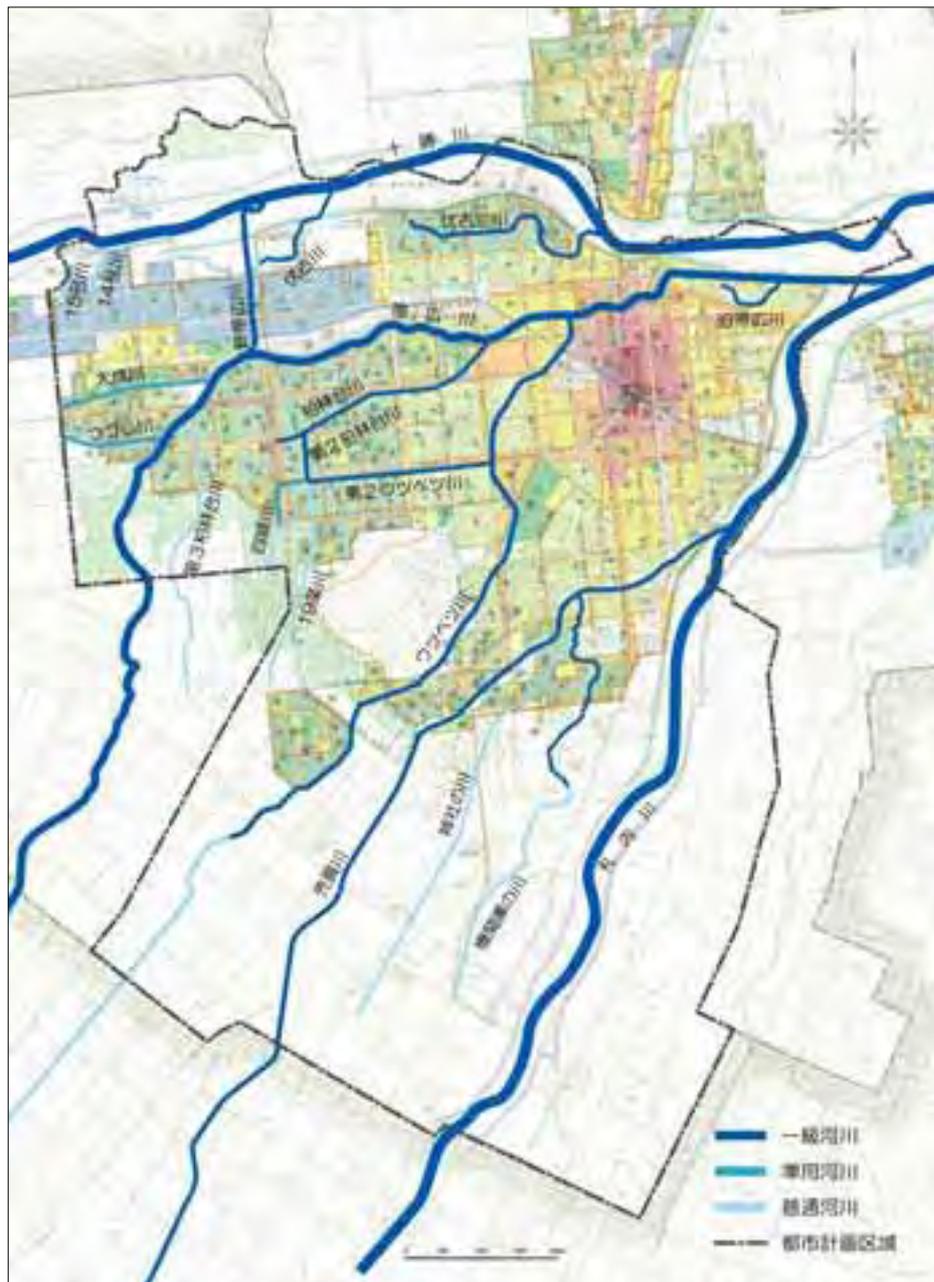


資料：十勝平野地質図 2 号（十勝支庁農業振興部発行）

(4) 水系

計画地の水系は、十勝川と札内川によって構成されており、帯広川や売買川などの河川が市街地内を流れ都市の骨格を形成しています。計画地内の小河川のほとんどが、日高山系からの伏流水によるものであり、これらの小河川の働きにより、帯広市の水環境は良好に維持されています。

帯広市河川現況図

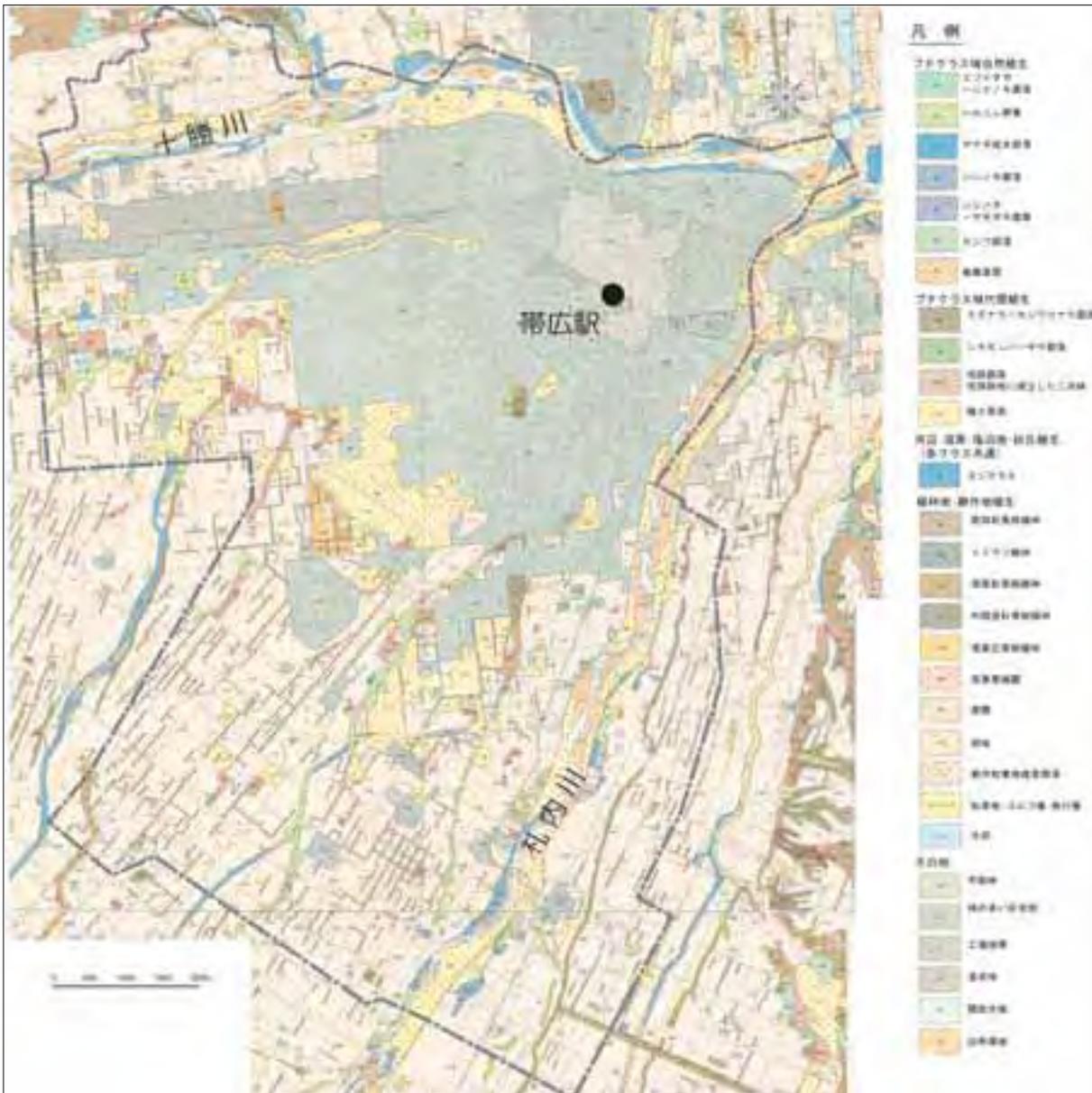


資料：1級河川,2級河川及び準用河川調書（北海道土木協会）

(5) 植生

計画地内の植生は、土壌が乾いた火山灰土を好むカシワ林と、水辺など湿った土壌を好むハルニレ・ヤチダモ・ハンノキ林が分布しています。また、計画地近郊では、主に河川沿いにハルニレ群落やヤナギ低木群落が見られ、耕地防風林として落葉針葉樹のカラマツ植林が農村地域の中に列状に細かく分布しています。

帯広の植生図



資料：第3回自然環境保全基礎調査（環境庁）

2章 緑の現状と課題

2-1 緑の現況調査

(1) 調査の内容と目的

計画策定の基礎的な資料となる公園・緑地・街路樹等の量や配置などを把握し、緑の課題を抽出し、方向性を導きます。

調査項目	目的	内容
①緑被率調査	都市計画区域における、緑の量や配置を把握し、課題を整理します。	航空写真から、樹林地・草地の面積を求め緑被率を算出します。また、昭和59年と平成13年における面積の経年変化を調査します。
②緑視率調査	歩道を歩く人や車を運転する人の視野に入る緑の量を把握し、課題を整理します。	道路の交差点や歩道からの人の視界から写真撮影を行い、写真上における緑の量を把握します。
③街路樹調査	植栽量と樹種を把握し、課題を整理します。	計画地内の道路に植栽されている街路樹の延長や樹種等を把握します。
④公園調査	公園の量と配置を把握し、課題を整理します。	1人当たりの公園面積及び身近な公園の整備状況を把握します。
⑤緑地率調査	法や制度に位置づけられた緑及び持続性のある緑の規模を把握し、課題を整理します。	緑地の分類項目ごとに面積を集計します。

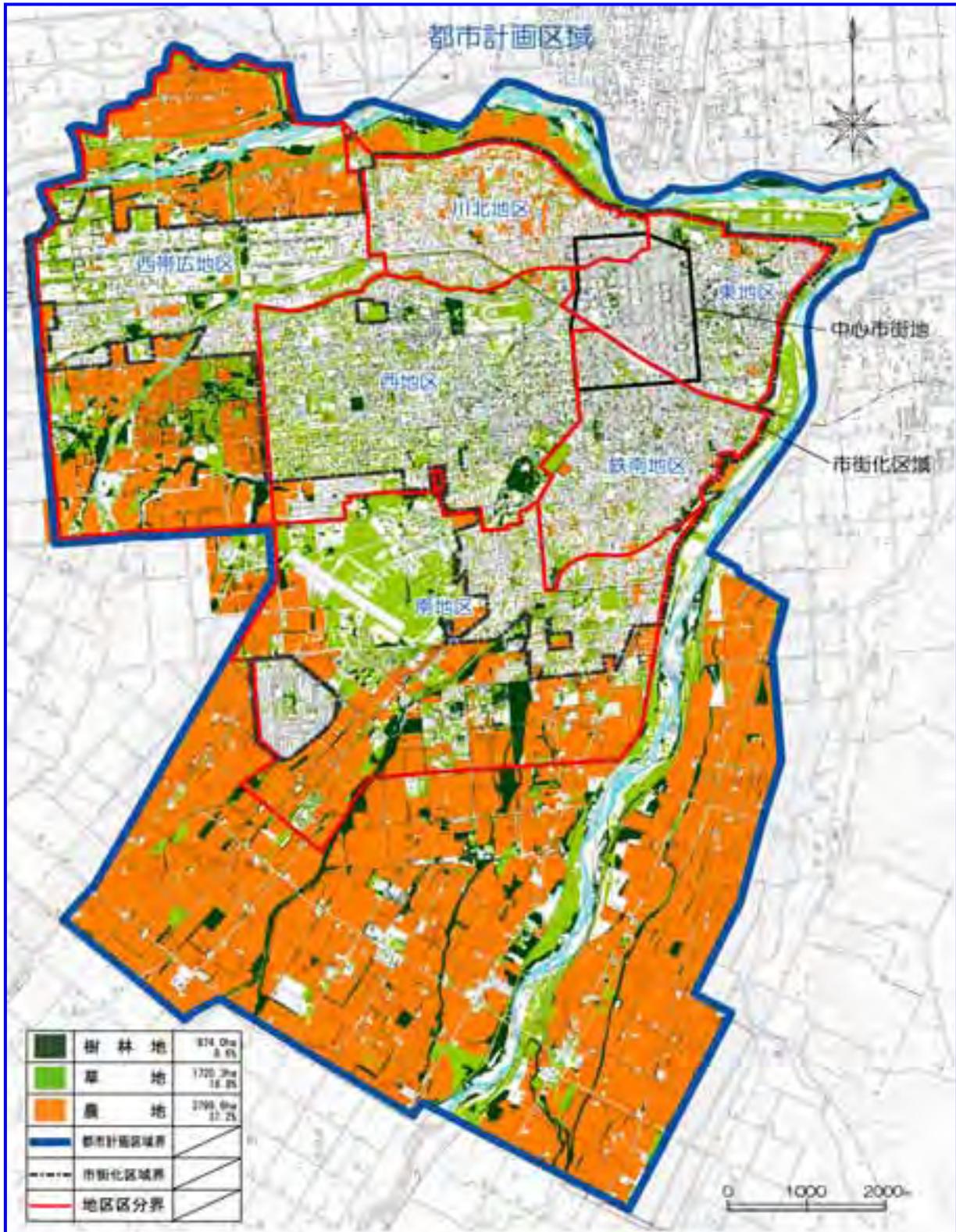
(平成13年度現在)

(2) 現況調査の結果

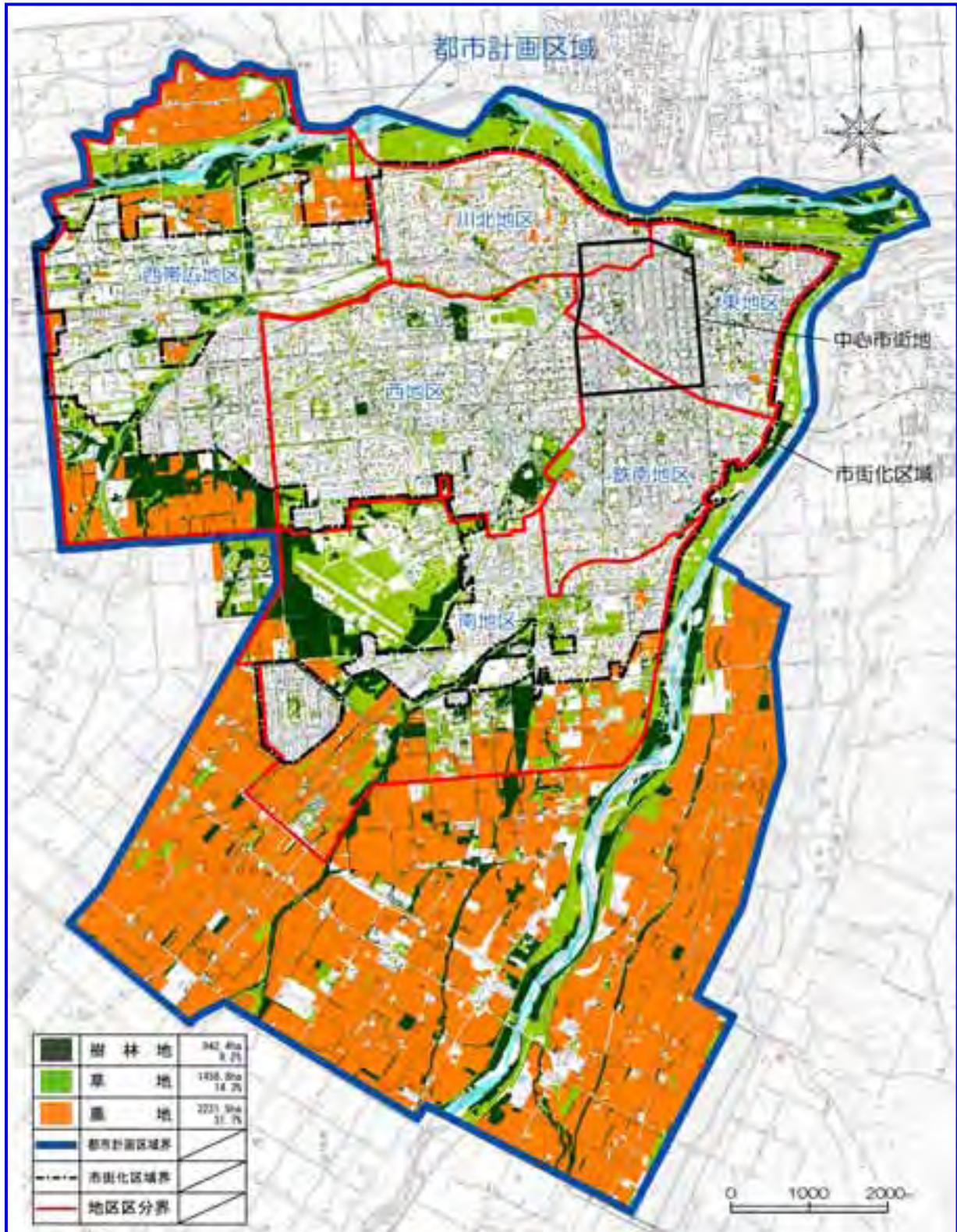
①緑被率調査

		緑被率 (%)	
		樹林地 (%)	草地 (%)
都市計画区域	昭和59年度	25.4	16.8
	平成13年度	23.5	14.3
市街化区域	昭和59年度	24.0	18.1
	平成13年度	16.4	10.9

【昭和 59 年の緑被分布図】



【平成 13 年の緑被分布図】



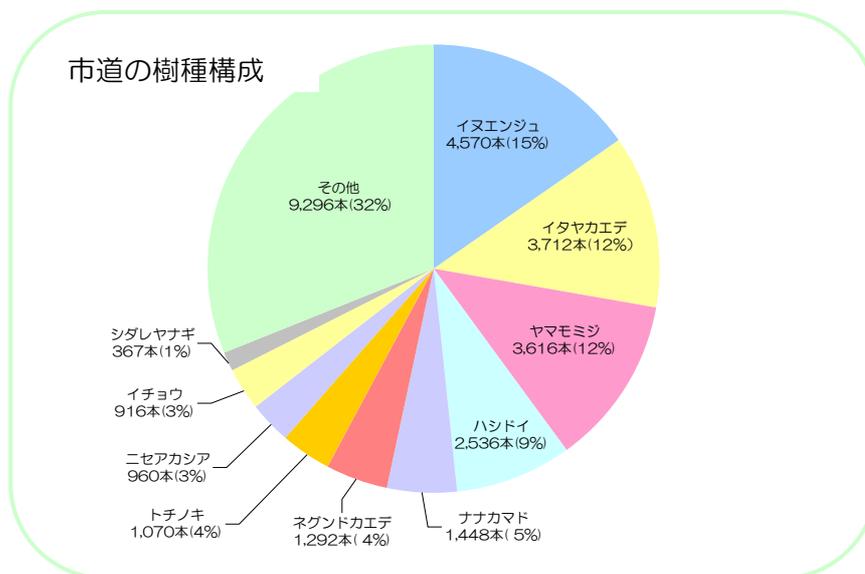
②緑視率調査

地区名		平均緑視率 (%)	最大値 (%)	最小値 (%)
市街化区域		18.0	66.7	0.2
地区別	川北地区	13.4	52.0	0.3
	鉄南地区	16.1	66.7	0.5
	西帯広地区	20.3	57.5	0.2
	西地区	19.3	60.1	0.5
	東地区	15.9	65.5	0.3
	南地区	19.9	57.0	0.7
	中心市街地	13.7	65.5	0.4

緑視率：緑視率 20%~60%の間が、比較的好意的イメージが得られやすいという研究結果が報告されています。また、人が見て緑を実感できる数値は、30%~40%とされています。

③街路樹調査

道路種別		植栽延長 (m)	植栽本数 (本)
市街化区域		182,500	37,383
区分管理者別	市道	148,000	29,783
	国道	12,300	2,700
	道道	22,200	4,900

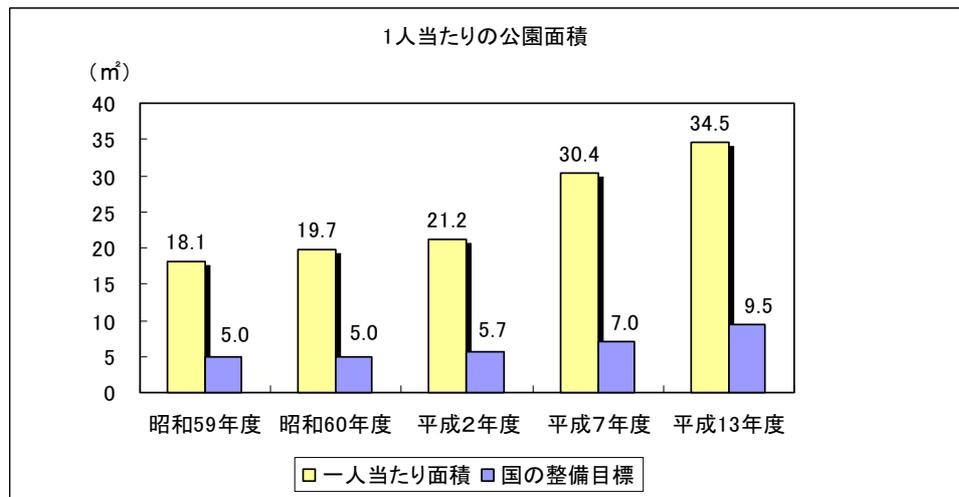


④公園の現況

a. 市民1人当たりの公園面積

種 別	項 目	平成 13 年度			
		都市計画区域	市街化区域		
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区公園 箇所数	120	118	
		面積 (ha)	26.31	25.89	
	近隣公園	箇所数	15	15	
		面積 (ha)	36.50	36.50	
	地区公園	箇所数	3	3	
		面積 (ha)	23.00	23.00	
	都 市 基 幹 公 園	総合公園	箇所数	1	1
			面積 (ha)	50.47	50.47
		運動公園	箇所数	1	-
		面積 (ha)	180.12	-	
大規模 公園	広域公園	箇所数	1	-	
		面積 (ha)	232.56	-	
都市緑地	箇所数	29	28		
	面積 (ha)	31.76	29.56		
合 計	箇所数	170	165		
	面積 (ha)	580.72	165.42		
	1人当たりの面積 (㎡/人)	34.5	10.2		

注：平成13年度現在（人口は都市計画区域 168,100 人、市街化区域等 161,600 人）。
資料：北海道の都市計画（北海道建設部都市計画課）。



※帯広市集計

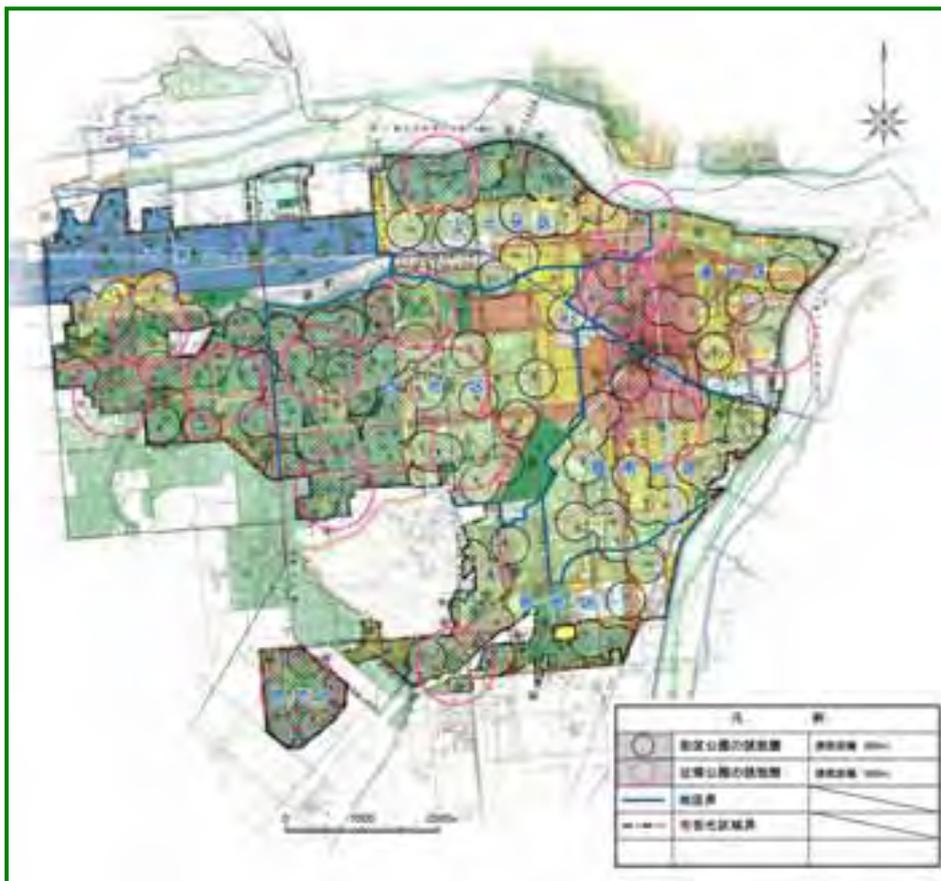
b. 身近な公園の誘致率

■ 街区公園と近隣公園を合わせた誘致圏

地区名		誘致率(%)	地区面積 (ha)	誘致面積(ha)
市街化区域		67.0	4,083.0	2,737.0
地区別	川北地区	74.6	486.0	362.4
	鉄南地区	62.6	516.5	323.4
	西帯広地区	51.3	934.0	479.5
	西地区	85.9	1,050.0	901.8
	東地区	57.4	493.5	283.5
	南地区	64.1	603.0	386.4

誘致面積：街区公園は半径 250m、近隣公園は半径 500m として誘致エリアを設定し、網羅されているエリアを誘致面積として算出します。

誘致率 = 誘致面積 / 地区面積 × 100%



※ 公園誘致圏については、平成 15 年 3 月 28 日の都市計画法施行令改正により変更されており、本計画では参考資料として記載する。

⑤緑地率調査

a. 緑地率

	都市計画区域	市街化区域
緑地率	9.4%	10.4%

緑地率：都市計画区域および市街化区域に占める緑地の割合を緑地率とします。

緑地：本計画では都市公園や法・条例等により位置づけられている緑のほか、福祉センター、学校、街路樹など公共施設の緑で、持続性が確保される緑を緑地として定めています。

b. 緑地の内訳

			都市計画区域			市街化区域				
			箇所数	面積	緑地率	箇所数	面積	緑地率		
緑地	施設緑地	都市公園	都市計画公園	120	26.3	0.3%	118	25.9	0.6%	
			近隣公園	15	36.5	0.4%	15	36.5	0.9%	
			地区公園	3	23.0	0.2%	3	23.0	0.6%	
			総合公園	1	50.5	0.5%	1	50.5	1.2%	
			運動公園	1	180.1	1.8%			0.0%	
			広域公園（帯広の森）	1	232.6	2.3%			0.0%	
			都市緑地	29	31.8	0.3%	28	29.6	0.7%	
		墓園	3	14.7	0.1%	1	3.9	0.1%		
		都市公園以外	公共施設緑地	都市公園を除く公共空地	5	0.2	0.0%	5	0.2	0.0%
				都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設			0.0%			0.0%
	公共団体が設置している市民農園			1	3.5	0.0%			0.0%	
	民間施設緑地	公共公益施設における植栽地等	チビッコ広場	50	6.5	0.1%	48	6.3	0.2%	
			学校の植栽地	34	38.1	0.4%	34	38.1	0.9%	
			大規模な公共的用地	2	70.0	0.7%				
			その他の公共公益施設における植栽地	100	21.8	0.2%	96	16.8	0.4%	
			道路環境施設帯及び植樹帯（街路樹）		36.9	0.4%		36.9	0.9%	
			市民緑地			0.0%			0.0%	
			公開空地	1	0.1	0.0%	1	0.1	0.0%	
	施設緑地合計				772.6	7.6%		267.8	6.6%	
	地域性緑地等	法による地域	緑地保全地区（都市緑地保全法）			0.0%			0.0%	
風致地区（都市計画法）					0.0%			0.0%		
生産緑地地区（生産緑地法）					0.0%			0.0%		
自然環境保全地域（自然環境保全法）					0.0%			0.0%		
地域森林計画対象民有地（森林法）			8	0.5	0.0%			0.0%		
史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法）					0.0%			0.0%		
協定		緑地協定（都市緑地保全法）			0.0%			0.0%		
条例等によるもの		条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑地の協定地区	4	20.0	0.2%	2	7.1	0.2%		
		協定による工場等の植栽地	603	166.0	1.6%	582	151.0	3.7%		
地域性緑地等合計				186.5	1.8%		158.1	3.9%		
緑地合計				959.1	9.4%		425.9	10.4%		
全体の面積				10,210			4,083			

2-2 緑の現状と課題

(1) 緑の量から見た現状と課題

① 緑被率

【現状】

- 昭和 59 年と平成 13 年を比較し、樹林地が 0.6%増加しているが、一方、草地が 2.5%減少し、緑被率としては 1.9%減の 23.5%となっています。
- 緑被率減少の主な要因は、新たな住宅地開発や住宅建設などによる草地の減少によるものです。
- 樹林地の増加している要因は、市民参加による森づくりがすすめられている帯広の森や十勝川・札内川の河畔林の増加によるものです。

【課題】

- 緑被率は減少傾向にあり、市街地の樹木や樹林地、河畔林など既存の緑の保全が必要です。
- 宅地開発や土地利用の進展などで失われた緑に変わる新たな緑づくりが必要です。

② 緑視率

【現状】

- 全市の平均緑視率は 18.0%となっており、緑の豊かさを実感できる値といわれている 30%~40%と比較すると低い結果となっています。
- 中心市街地においては、商業地域という特性から緑化スペースの確保も難しい状況にあり、著しく緑視率が低くなっています。また、街路樹の多くは成長過程でもあり緑視率低下の要因となっています。
- 街路樹や既存樹木がある場所では一定の緑視率が確保されているが、民有地の緑の不足が見られ、緑視率低下の要因となっています。

【課題】

- 道路沿いにおける民有地の緑化や道路緑化の充実など歩行者空間を生かした豊かな緑づくりが必要です。
- 中心市街地においては、都市の顔にふさわしい新たな緑の創出が必要です。

③街路樹

【現状】

- 街路樹は、市道（約 148.0km）、国道（12.3km）、道道（約 22.2km）で、合計約 182.5km、約 37,400 本が植えられています。
- 幹線道路においては道路整備に合わせて植樹されており、概ね良好といえますが、老木化や交通障害などの要因により伐木された箇所もあり、連続性に欠けた場所が見られます。

【課題】

- 樹木の特性や周辺の環境に配慮した樹種の選定が必要です。
- 街路樹の連続性を確保するための補植とともに、植樹柵では低木の植栽や草花などによる緑化が必要です。

④公園

【現状】

- 1人当たりの公園面積は都市計画区域で 34.5 m²/人、市街化区域では 10.2 m²/人となっています。この大きな差は、帯広の森と十勝川水系緑地にあります。また、国の短期目標値 9.5 m²/人と比較すると、都市計画区域では大幅に上回り、市街化区域においても概ね確保されていると言えます。
- 身近な公園の整備状況では、歩いていける範囲の公園整備率が 88.9%となっており、国の指針である 65%を満足する値となっています。また、公園の誘致率では 67%とやや低い値を示しています。

【課題】

- 公園の量は概ね確保されている状況にありますが、配置の上では地域間で偏りがあり、一部には不足している地域も見られ、今後新たな配置を検討していく必要があります。

⑤緑地率

【現状】

- 都市計画区域では9.4%、市街化区域では10.4%となっています。
民有緑地の保全はあまり行われていません。

【課題】

- 緑づくりの先導的な役割として、公共公益施設の積極的な緑化が必要です。
- 既存の緑は制度等の活用により持続する緑として積極的な保全が必要です。

(2) 緑の機能から見た現状と課題

①環境保全系統の現状と課題

【現状】

- 市街地周辺においては、帯広の森や十勝川、札内川などの河畔林にはまとまった緑が回復してきています。
- 市街地には緑ヶ丘公園、大山緑地、石王緑地、西町公園、伏古別公園、津田公園などでまとまりのある樹林地が保全されています。
- 公園や河川、街路樹などによる緑のつながりに欠けており、小動物の移動空間が不足しています。

【課題】

- 既存の樹林地や河畔林など、次世代につないでいくための保全が必要です。
- 帯広の森や河川緑地などから公園や樹林地、身近な緑にいたるまでのつながりを確保していくことが必要です。
- 既存の緑の保全や新たな緑の創出で、緑豊かなまちづくり、人と自然が共生できる環境づくりが必要です。



札内川の河畔林

②レクリエーション系統の現状と課題

【現状】

- 帯広の森の施設区は、競技スポーツの場として整備されており、毎年、全道・全国大会が開催され、多くの人々に利用されています。また、森林区では自然観察や学習の場など、自然とのふれあいの場として活用されています。
- 十勝川、札内川の河川緑地や緑ヶ丘公園は、軽スポーツ、レクリエーション、散策・休息の場の拠点として市民に親しまれ利用されています。
- 身近なレクリエーションやコミュニティーの場である地区公園・近隣公園・街区公園は、概ね充足している状況にありますが、遊具など施設の老朽化がすすんでいます。
- 社会情勢の変化や市民ニーズの多様化などから、公園に関するさまざまな要望がありますが、十分な対応が難しい状況にあります。

【課題】

- さまざまなレクリエーション活動の場となる公園は、人々が安全に安心して利用できるよう、安全管理に努めることが必要です。
- 帯広の森や十勝川水系緑地をはじめ、地域に点在する各公園を安全に楽しみながら移動できる空間づくりが必要です。
- 冬期間における公園の利用方法を検討し、帯広らしい公園を考えていく必要があります。
- 社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応できる公園づくりが必要です。



競技スポーツの場として整備されている帯広の森施設区
(帯広の森球技場)

③防災システムの現状と課題

【現状】

- 広域的な避難場所として緑ヶ丘公園、一次避難地として8箇所の公園が地域防災計画に位置づけられています。
- 各地域の一次的な避難の場所となる近隣・街区公園は概ね充足されていますが、既成市街地の一部地域では、やや不足している状況が見られます。
- 西帯広工業団地では広幅員道路や緩衝緑地が配置され、公害要因の緩和に配慮されています。
- 市街地では、街路樹のつながりが欠けているところがあり、延焼防止や避難路確保の役割が果たされないところが見られます。

【課題】

- 公園や街路樹、樹林地など都市の防災を考えた配置や新たな緑の確保により、地震や火災などの災害に強い都市の形成が必要となります。
- 災害を考慮した身近な公園の適正配置を考え、地域住民の安全性を確保していくことが大切です。
- 延焼防止や避難路など、防災効果のある樹種の選定や連続性の確保が必要となります。
- 住宅地などで、隣地への延焼や倒壊防止を考えた緑の配置が必要となります。



広域的な避難場所として位置づけられている緑ヶ丘公園

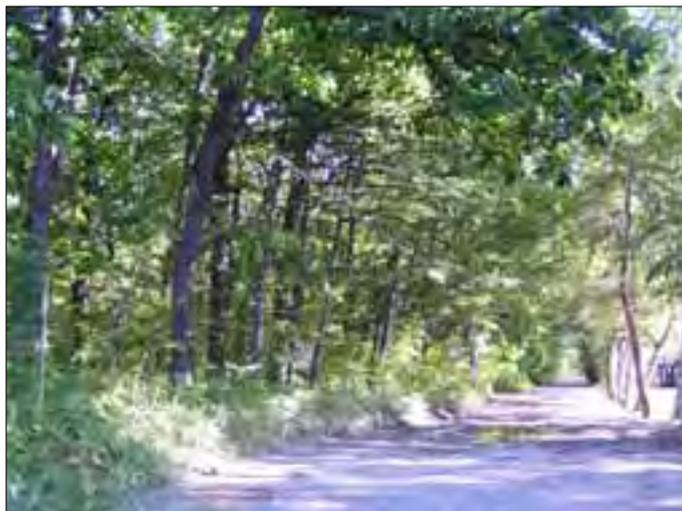
④景観系統の現状と課題

【現状】

- 十勝川・札内川などの河川は、帯広らしい広大な河川景観を形成しています。
- 帯広農業高校、帯広神社、水光園などの緑は、郷土の緑として個性的な景観を形成しています。
- 中心市街地は緑の量も少なく、緑の景観形成が不足しています。
- 街路樹や公園の樹木などは、剪定や間伐などにより緑のボリュームが減少しているところが見られ、緑の豊かさに欠けているところがあります。

【課題】

- 樹林地や樹木の特性を考え、周辺環境と調和した緑の街並みづくりが必要です。
- 市街地を流れる中小河川や河川並木を活かした、水辺の景観づくりが必要です。
- 四季を実感し帯広らしさを表現するような、樹種の選定や緑の配置が必要です。
- 地域ごとの緑や花づくりなど、個性あるきれいな街並みづくりが必要です。



道環境緑地保護地区に指定され、保護されている
帯広農業高校のカシワ林

(3) 緑に対する市民の意見

まちづくり検討委員会第3部会で、今後の緑づくりに対して出された代表的な意見を次のように要約します。

項目	意見
緑とのかかわり	緑づくりを通して、人と緑・人と人がかかわっていくことが大切です。
	緑づくりの必要性の周知をはかり、緑の保全・創出に対する市民の意識を高める必要があります。
	人の心が豊かになるような緑づくりが必要です。
街のイメージ	緑が豊富で緑の中に都市があるような街を目指すことが必要です。
	緑と人との共生できる街をつくる必要があります。
	田園都市として大規模な緑に加えて、身近な場所に様々な緑をつくる必要があります。
公園	市民が中心となった公園づくりを行う必要があります。
	市民が利用しやすい、人にやさしい公園整備や配置計画を行う必要があります。
	四季を通じて利用できる公園をつくる必要があります。
緑地	現在都市の中にある大規模な緑や身近な緑を大切に保全することが必要です。
街路樹	植樹マスを利用した緑づくりできれいな街並をつくる必要があります。
	利用可能な植樹マスを市民に開放し緑づくりを行う必要があります。
水辺	安全に遊べる水辺空間をつくる必要があります。
	河畔林や水辺の自然環境を大切に保全する必要があります。
公共施設	学校などの施設敷地の緑を増やし、住民が交流できるような場所とすることが必要です。
住宅地	市民一人一人が住宅地で積極的に緑づくりを行う必要があります。
	市民中心による緑づくりを行政が支援する仕組みをつくる必要があります。
中心市街地	憩いの場所、花づくりの場所など多目的な機能をもつ緑の空間をつくる必要があります。
	様々な緑づくりを、市民が中心となって行えるシステムをつくる必要があります。
工業団地	敷地内を緑化する場合は、企業が自主的に緑化することが必要です。
	敷地に制限がある工場などは、壁面緑化などの工夫が必要です。
街並み景観	四季の変化を楽しめるような緑づくりが必要です。
	花を活用した緑づくりで街の景観を高める必要があります。

2 - 3 緑づくりの方向性

緑の現状や課題、市民意見などから今後の緑づくりの方向性をまとめていきます。

①緑のまちづくり

さまざまな機能を持つ緑のつながりを確保し、緑の中にまちがあり、人と緑が共生する環境づくりをすすめる。

②市民中心の緑づくり

緑の大切さや理解を深め、緑に関わる人材を育て、住宅地や就業地などの身近な場所で緑づくりを広める。

③先導的な緑づくり

道路や河川、公共施設等の公共空間において、みんなで協力し先導となる緑づくりをすすめる。

④緑の保全

法などによる位置づけにより保全されている緑を初めとして、都市内に点在する私有樹林地等の保全をすすめる。

⑤人にやさしい公園

四季を通して、多くの人が利用できる人にやさしい公園づくりをすすめる。

⑥市民・企業・行政の協働

緑づくりをすすめていくには、市民・企業・行政が協働して、それぞれが役割を担い、行動できる仕組みづくりが必要となる。

⑦きれいな街並み

街路樹や民有地の緑化、草花などを活用し、帯広らしい緑豊かできれいな街並みをつくる。

⑧安全で安心できるまち

公園や街路樹などにより、災害に強い安全で安心して暮らせるまちをつくる。

3章 計画の基本方針

3 1 緑の将来像

帯広市は、日高山脈の豊かな大自然や十勝川・札内川の2つの大きな清流に生まれ、発展を続けてきました。土地利用においては、都市部、農村部及び山間部が明確に区分され、環境、産業、文化形成の面で重要な役割を担い、歴史を刻んできました。

都市部では、昭和40年代から急速な宅地化がすすめられ、帯広市の成長を支えてきましたが、一方で多くの樹林地が失われていきました。

また、農村部では畑作を中心とした大規模農業が営まれ、日本の食料基地と言われるまでに発展し、防風保安林や耕地防風林、河川沿いの樹林地、屋敷林などが保全され、代表的な農村風景が形成されています。

帯広市のまちづくりは、第一期総合計画（昭和34年）で近代田園都市構想を掲げ、人と自然の調和を目指してきました。その後、昭和48年には帯広の森が産声を上げ、十勝川・札内川の河川緑地とともに、緑の骨格が形成され都市の環境が大きく進展してきました。

現在は、第五期総合計画（計画期間H12～H21）において、将来の都市像として、“人と自然が共生する可能性の大地「新世紀を拓く田園都市おびひろ」”を掲げ、5つのまちづくりの部門目標が示されています。

緑の基本計画では、まちづくり部門目標の1つである環境共生都市を具現化するため、緑づくりの歴史や将来の諸計画、現状・課題などから帯広市が目指す緑の将来像を描きます。

緑の将来像

森と清流に生まれ
人と自然にやさしい
みどり豊かな田園都市
～ 22世紀の礎、みどり文化を次世代へ ～

みどりづくりの基本方向

- ・自然環境の保全、環境と調和した快適なまちづくり
- ・緑のネットワークでゆとりと潤いある快適空間づくり
- ・人と自然にやさしいまちづくり
- ・まちとともに成長する100年大計帯広の森づくり
- ・豊かな水と開拓の歴史を見守ってきた十勝川・札内川とのネットワークづくり

緑の将来像（イメージ図）



3 2 計画の基本方針

緑の将来像の実現に向け、市民・企業・行政が協働し、色々な緑づくりを一步一步進めていくために「5つの基本方針」を定めます。

5つの基本方針

1. 市民・企業・行政が協働による緑づくりで
暮らしやすい美しいまちづくりをすすめます
2. 緑を保全し、人と自然が共生するまちづくりをすすめます
3. 身近な場所でゆとりと潤いのある緑づくりをすすめます
4. 都市環境の基盤となる緑を配置し、安全で快適なまちづくりをすすめます
5. 公共・公益空間で楽しみ憩う緑づくりをすすめます

1. 市民・企業・行政が協働による緑づくりで 暮らしやすい美しいまちづくりをすすめます

緑豊かな環境づくりには、市民・企業・行政が共に緑の大切さを理解し、共通の目的を持ち、それぞれが役割を担い協働ですすめていくことが大切です。市民一人一人が参加し、協働して暮らしやすい美しいまちづくりをすすめます。

2. 緑を保全し 人と自然が共生するまちづくりをすすめます

市民により森づくりがすすめられている帯広の森、十勝川・札内川などの河畔林、条例などにより指定、保全されている緑を初め、都市内に点在する樹林地などは、次世代へ引き継いでいく貴重な財産として保全し、人と自然が共生するまちの環境づくりをすすめます。

3．身近な場所で

ゆとりと潤いのある緑づくりをすすめます

住宅地や事業地などの民有地で、市民が積極的に緑づくりが行える仕組みをつくり、緑の大切さや豊かさを感じることでできる潤いのある生活空間づくりをすすめます。

4．都市環境の基盤となる緑の配置で

安全・快適なまちづくりをすすめます

帯広の森や十勝川・札内川の河川緑地、緑ヶ丘公園を中心とした公園緑地を効果的に配置し、都市の環境や防災、景観、レクリエーションなどの機能性を高め、緑豊かな安全で快適なまちづくりをすすめます。

5．公共・公益空間で楽しみ憩う緑づくりをすすめます

道路や河川のほか、福祉センターや小中学校などは、多くの市民が利用する場所です。これら公共・公益空間において、緑づくりを通して地域の活動や人々の交流をはかり、楽しみ親しまれる緑づくりをすすめます。

4 章 緑地等の配置計画

4 1 帯広市における緑のネットワーク

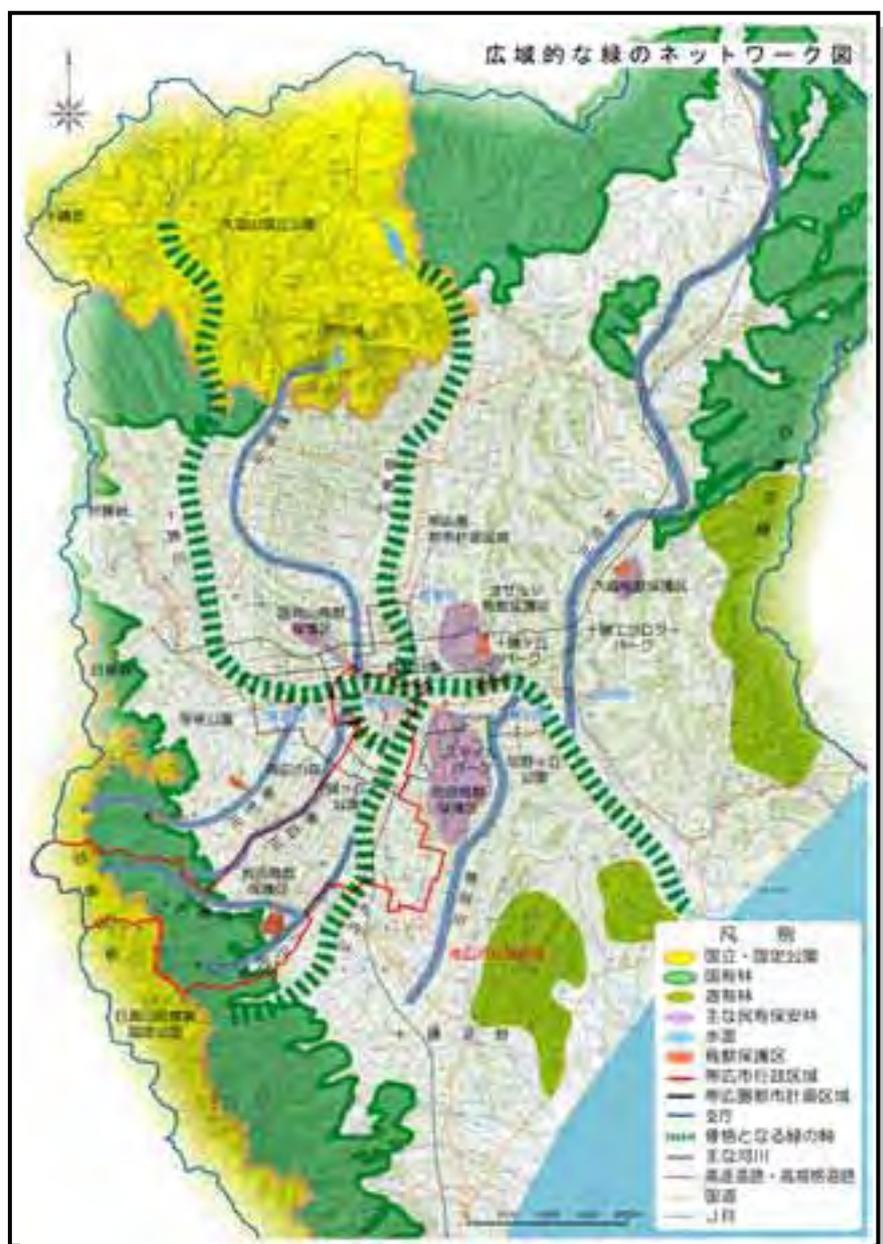
緑の将来像を実現するにあたっては、計画的かつ効率的な緑づくりを総合的に実施していく必要があります。そのためには、まちづくりの中で果たす緑の役割を、効果的・効率的に発揮できるように緑のネットワークを形成していきます。

緑のネットワークについては、広域的な視点から都市部へと段階的に考えていきます。また、緑づくりの基本となる環境保全・レクリエーション・防災・景観の4系統から配置していきます。

(1) 広域的な緑のネットワーク

十勝の北部には大雪山国立公園、南西部には日高山脈襟裳国定公園などの自然を源とした、十勝川・札内川・音更川・利別川など多くの河川の貫流により、十勝平野が形成され、中央に帯広市の都市部が位置しています。

このように、十勝の緑をみると山間部の豊かな自然、大きな清流、のどかな農村風景などにより広域的な緑のネットワークが形成されており、今後も適正に保全していく必要があります。



(2) 市域のネットワーク

帯広市は日高山脈の山間地域や、畑作を中心とした農業地域、そして都市部の3つの地域に区分されます。

山間地域は、日高襟裳国定公園をかかえ豊かな大自然を保っています。農村地域では農業機械の大型化等により、畑地の統合や新たな農地開発がすすみ、自然環境豊かな樹林地が減少しているものの、基幹防風林や耕地防風林、屋敷林などの樹林地の他、中小河川沿いの河畔林が残されており、十勝らしい田園の風景が形成されています。

都市部の緑づくりをすすめる上では、こうした自然環境や広い範囲の緑との連続性や関連性を保つことで、さまざまな緑や動植物との関わりが生まれ、人と自然が共生する都市環境がつくられ持続されていきます。

こうしたことから、市域及びその周辺を含めた広範囲のネットワークを形成し、都市部のネットワークとの連続性をはかっていきます。

なお、山間地域や農村地域については、緑の基本計画の対象区域となっておりませんが、関係する官公署や関係機関と連携しながら、ネットワークの形成や緑の保全につとめることが必要となります。



(3) 緑のネットワーク形成

緑のネットワーク化により、良好な都市環境や動植物の生息・生育環境が形成され、自然と共生した潤いのある快適な街並みが創出されます。

ここでは、第五期総合計画のまちづくり目標を具現化していくために、本計画の将来像や基本方針を受け、緑地等の機能別4系統や緑の持つさまざまな機能を総合的に捉えながら、緑づくりの基本となる緑のネットワークの配置方針を明確にしていきます。

【ネットワークの配置方針】

骨格となるネットワークの配置

水系軸

日高や大雪から連なり豊富な水と豊かな自然環境を有する十勝川・札内川は、山間部から都市部への回廊となり、緑の骨格として配置します。

外環軸

帯広の森を核に、南には畜産大学、農業高校、機関庫の川の豊かな緑を中心として札内川へ配置します。

北には、帯広川、新帯広川、十勝川を経て国見山へ、もう一方では、つつじヶ丘霊園、高規格道路の緑地を経て、十勝川への緑を配置します。

都市貫軸

水系軸や外環軸と市街地をつなぐ3本の都市貫軸を配置します。

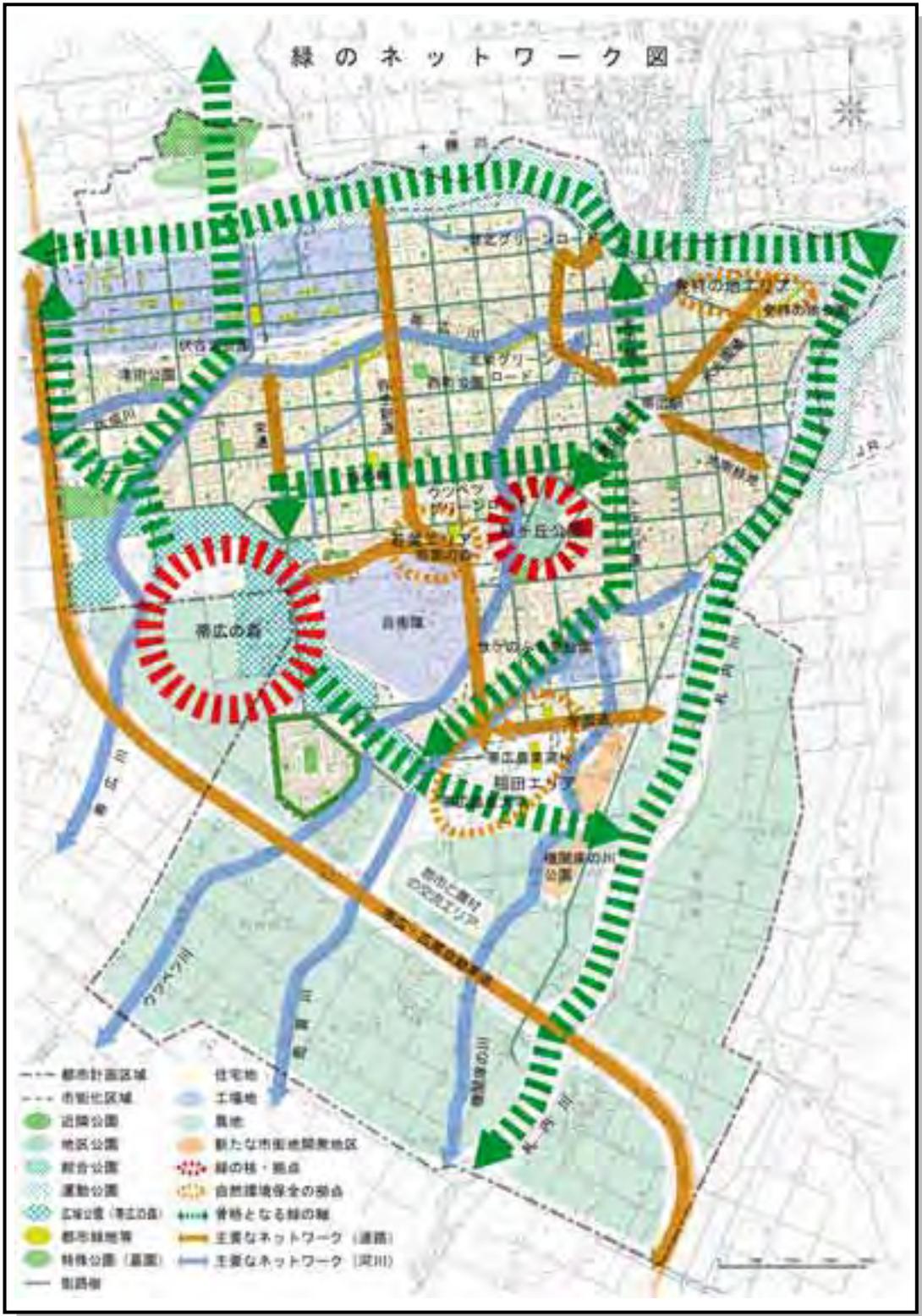
北の軸：中心市街地から北に、中央公園を拠点として、西2条通の賑わい軸や西3条通、緑豊かな西4条通などを活用し、十勝川につなぐ緑を配置します。

南の軸：中心市街地から南には、緑ヶ丘公園を中継拠点として、公園大通、とてっぽ通、売買川を経て帯広の森につなぐ緑を配置します。

西の軸：緑ヶ丘公園を拠点とし、ウツベツグリーンロードを経て、帯広の森につなぐ緑を配置します。

さまざまなネットワークの配置

効率的・効果的な緑づくりをすすめ、持続性のある緑を形成するため、水系軸、外環軸、都市貫軸をつなぐ公園緑地、街路樹、水辺などのさまざまな機能を生かしたネットワークを配置します。



4 2 系統別の配置計画

計画の基本方針や緑地の保全、緑化の目標を踏まえながら、緑づくりの基本となる環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4系統の配置方針を計画します。

(1) 環境保全系統の配置方針

【配置方針】

環境保全系の骨格

良好な都市環境の形成や動植物の生息・生育環境の創出・保全の骨格として、帯広の森及び十勝川水系緑地を配置します。

環境保全系の拠点

都市における動植物の生息・生育環境の創出・保全のため、緑ヶ丘公園、帯広神社や水光園などの発祥の地エリア、大山緑地や若葉の森などの若葉エリア、帯広農業高校や稲田小西側カシワ林、売買川周辺などの稲田エリアを環境保全の拠点として配置します。

系統的なネットワーク

帯広の森や十勝川水系緑地の骨格と拠点となるエリアとのつながりや、都市内に点在する樹林地などをつなぐ回廊として、河川、緑道などを配置します。

地域に応じた緑の配置

商業地、住宅地、工業地など地域の環境を改善するため、土地利用に応じた緑の配置をします。

環境保全系の新たな緑

中島地区において、緑豊かな環境と循環型社会形成のモデル地域として配置します。



(2) レクリエーションシステムの配置方針

都市化の進展や少子高齢化、余暇時間の増大などから、自然とのふれあい、健康増進、コミュニティ形成など様々なニーズに対応して、市民の日常的に利用できるレクリエーション活動の場として配置します。

【配置方針】

広域的なレクリエーションの場

地域のスポーツ振興や自然とのふれあい、環境学習、市民みんなで行う緑づくりの場などいろいろな機能を備え、広域的な利用を考慮している帯広の森を広域レクリエーションの場として配置します。

多様なレクリエーションの場

軽スポーツや野外レクリエーション、憩いの場など、市民が日常的に健康・運動の場として利用するため、緑ヶ丘公園や水辺の空間となる十勝川水系緑地を配置します。

身近な活動の場

市民の最も身近にあり、気軽に自由に利用できる場として、各地域に地区公園や近隣公園、街区公園を配置します。

散策ネットワークの形成

緑道や河川堤防を活用し、都市内に配置されているレクリエーションの場を効果的に利用し、安全で快適に、楽しみながら歩いていける緑の歩行空間を配置します。



(3) 防災システムの配置方針

地震・火災などの災害時に避難地や避難路、火災延焼防止、洪水の調整、建物等の倒壊防止などさまざまな効果があり、都市の安全性・防災性を高めるため適正な配置をすすめます。

【配置方針】

広域避難地

地域防災計画との整合をはかり、緑ヶ丘公園を広域避難地として配置し、避難地の他、物資の集配や救援活動、ボランティア活動などの広域的な拠点とします。

一次避難地

地域防災計画の配置計画との整合をはかり、災害時の緊急・一次的な避難場所として、また、地域の様々な防災活動の拠点として、十勝川公園、西町公園、中央公園、大通公園、あずさ公園、柏林台公園、白樺公園、グリーンパークの8箇所を配置します。

身近な避難場所

市内には広域避難地や一次避難地の他、多くの公園緑地があります。これらの公園は、地域に最も身近であることから、周辺の市民が一次的に避難したり、自主的な防災活動が可能な場として配置します。

延焼防止の効果

広幅員を有する十勝川・札内川を始めとして、都市内の帯広川・ウツベツ川・売買川などの河川や道路を、延焼防止の機能として配置します。

避難経路の確保

河川や道路は延焼防止の他、避難路としての役割があります。広域避難地や一次避難地さらには地域の公園緑地・各施設などを安全に移動できるよう適正に配置します。

不燃化の促進

避難地や避難路の安全性をはかるため、街路樹や並木の形成とともに、耐火性、防火性に優れた樹種による緑化をすすめます。



(4) 景観系統の配置方針

緑は、地域の気候・風土に応じた特色のある植生や四季の変化をもち、また、地域の歴史や文化とのかかわりがあります。このような緑を適正に保全し、また帯広らしい新たな緑の創出により、個性と魅力ある都市の景観を形成していきます。

【配置方針】

広大な都市景観

十勝川及び札内川は日高や大雪を源流とし荒々しい流れとのどかな流れを備え、広大な河川空間と自然環境を形成し、十勝らしい河川の景観を創出しており、景観形成の軸として配置します。

また、市民の手による大規模な森の形成をすすめる帯広の森は、自然環境の保全と新たな緑づくりがすすめられており、次世代に引継ぐ都市景観形成の核として配置します。

郷土の景観形成

帯広神社や水光園などの発祥の地エリア、大山緑地や若葉の森などの若葉エリア、帯広農業高校や稲田小西側カシワ林、売買川周辺などの稲田エリアを郷土景観の拠点として配置します。

身近な景観

点在する石王緑地や南豪緑地などの自然豊かな緑地の他、街区公園や近隣公園など身近な緑について、まちの景観に配慮した適正な保全と新たな緑づくりの場として配置します。

景観の連続性

帯広川などの都市内の中小河川は、水辺や河川並木などで潤いのある河川景観の創出をはかります。道路では街路樹や植樹帯での花づくりなどで、帯広らしい特色のある美しい街並み景観の創出をはかります。

中心部の景観形成

帯広駅を中心として、特色のある樹木や花など様々な緑を創出し、市民や来訪者など行き交う人々に潤いと安らぎを与え、帯広を象徴するような景観の形成をはかります。

(5) 総合的な配置の方針

緑のネットワークや 4 つの系統による配置方針に基づき、緑の総合的な配置をします。

【配置方針】

緑の核となる帯広の森

市民参加で森づくりがすすめられている帯広の森は、広域的なレクリエーションの場所であると同時に、豊かな自然環境の創出をはかり、動植物の生息生育環境を保全し、人が自然とふれあう場など緑づくりの核として配置します。

骨格となる十勝川・札内川

十勝川・札内川は、大雪や日高の山間部から都市部への回廊となり、豊かな水辺や河畔林が形成され、良好な都市の環境をつくる上では重要な役割があります。同時に、さまざまな軽スポーツ・レクリエーションの場となるもので、緑の骨格として配置します。

身近な緑の場

市民の身近なレクリエーションの場、地域活動の場、緑づくりの場となっている地区公園、近隣公園、街区公園を身近な緑の場として配置します。

緑の拠点地区の保全

都市内の良好な自然環境が形成され保全されている大山緑地、石王緑地、稲田緑地などの都市計画緑地のほか、帯広神社や水光園、帯広農業高校、稲田小学校西側カシワ林などの指定樹林地を緑の拠点地区として保全します。

緑をつなぐ

帯広の森、十勝川・札内川および身近な緑の場となる公園を街路樹や水辺などのさまざまな機能を生かしたつながりで、持続性のある緑豊かな都市環境を形成します。



5章 緑地の保全及び緑化の目標

5 1 計画の目標

緑の将来像実現に向けて、市民・企業・行政が協働して緑づくりをすすめていくため、都市計画区域（10210ha）の緑地の保全及び緑化の目標を設定します。

（1）緑被率の目標

良好な都市環境をつくる理想とする緑被率は、概ね30%とされていますが、本計画では、公共空間・民有地の新たな緑づくりや保全により、計画期間内における目標値を27%として定め、緑豊かな都市環境づくりをすすめます。



（2）緑地率の目標

公園緑地や公共空間の緑地のほか、条例などの指定により、民有緑地の保全につとめ、持続する緑を確保していきます。



（3）1人当たりの公園目標

まちづくりの基盤となり市民のさまざまな活動の場となる公園緑地を地域状況や社会情勢を見極めながら効果的な配置をすすめます。



（4）植樹の目標

公園や街路樹を初め市民による森づくり、民有地緑化の行動目標として市民協働による緑づくりをすすめます。

300,000本増

6章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

第五期帯広市総合計画の将来都市像やまちづくりの目標、本計画の緑の将来像を実現するために「みんなで行動・広がる緑の輪」を合言葉に、行動していくため「6つの主要な施策」をはじめとして「27 項目の推進施策」及び「61 項目の展開策」を組み立て、市民・企業・行政が協働して緑づくりをすすめていきます。



施策の体系

6-1. 親しまれる緑を育む

- (1) 緑に親しむ機会や市民が参加しやすい仕組みづくりをすすめます
- (2) 緑づくりに関する情報の提供や啓蒙・啓発をすすめます
- (3) 関係機関と連携し、地域に根ざした緑づくりをすすめます
- (4) 緑にかかわる人材を育てていきます
- (5) 市民・企業・行政がそれぞれの役割を担い、協働して緑づくりをすすめます
- (6) 冬期間の緑づくりをすすめます

6-2. 都市公園で豊かな緑づくり

- (1) 広域公園の整備
- (2) 総合公園の整備
- (3) 河川緑地の整備
- (4) 都市緑地の保全
- (5) 身近な公園の整備
- (6) 公園の改修・再整備

6-3. 公共・公益空間で楽しめる緑づくり

- (1) 道路の緑化できれいな街並みをつくります
- (2) 河川の自然環境や水とふれあう空間づくりをすすめます
- (3) 公共施設で楽しめる緑づくりをすすめます
- (4) 未利用公有地を、地域の緑づくりの場として活用します

6-4. 身近な場所で潤いのある緑づくり

- (1) 人々が行き交う商店街で魅力ある街並みをつくります
- (2) 工場などで周辺環境に配慮した緑づくりをすすめます
- (3) 住宅地で個性豊かな緑づくりをすすめます
- (4) 利用されていない民有地の有効的な活用をすすめます
- (5) 自然環境に配慮した宅地開発をすすめます

6-5. 緑を大切にまもり伝える

- (1) 都市内に残されている樹林地や貴重な樹木を保全します
- (2) 新たに創られている緑は、次世代の緑として守り育てていきます
- (3) 市民、企業、行政が協力して身近にある緑を見守ります

6-6. 花で彩りきれいな街並みづくり

- (1) 花で彩り潤いのある歩行者空間をつなぎます
- (2) 駅を中心とした周辺地域で、帯広の顔となる花づくりをすすめます
- (3) 住宅地などで彩り豊かな花づくりをすすめます

6-7. 施策とのかかわり

6 - 1. 親しまれる緑を育む

都市の緑をつくるには、身近で生活する人々が緑の大切さを理解し、自らが地域に根ざした緑づくりをすすめることが必要です。そのためには、市民・企業・行政が役割を担い、積極的に緑づくりにかかわりを持ち、緑を支えていくことが大切です。

(1) 緑に親しむ機会や市民が参加しやすい仕組みづくりをすすめます

①市民中心の緑づくり

公園の整備や花づくりなどいろいろな緑づくりにおいては、ワークショップ方式などを活用し、市民が中心となった緑づくりをすすめます。



市民中心の緑づくり

②植樹や育樹の活動

帯広の森の植樹祭や育樹祭などにより培われた市民による森づくりや並木づくりなどの活動を引き継ぎ、さまざまな植樹や育樹の活動をすすめます。



帯広の森市民植樹祭

③緑のイベントの実施

緑への理解を深め、緑づくりへの関わりを促すため、市民のアイデアなどを募りながら、多くの人々が気軽に参加できる緑のイベントを実施します。



ふるさとと花コンクール

④記念樹の贈呈

子供の誕生や住宅の新築などの慶事に、緑への思いとともに記念となる樹木を贈り、親しまれる緑づくりをすすめます。

(2) 緑づくりに関する情報の提供や啓蒙・啓発をすすめます

①緑の情報発信

緑の状況や緑のまちづくりへの取り組みについて、理解と意識を深めるため、行政、関係機関、市民活動などの緑に関する情報を集め広く発信していきます。

②緑の相談

公共空間や住宅地の緑づくり又は管理の方法など、緑づくりに関する相談や助言を行うため診断員を配置します。

③緑の表彰

すぐれた緑化や緑に関する活動を行っている個人、地域、団体などへの表彰制度を設け市民に紹介し、緑への意識を高めます。

(3) 関係機関と連携し、地域に根ざした緑づくりをすすめます

①関係機関との連携

公共機関や各活動団体などと緑に関する情報の共有化をはかり、連携した効率的な緑づくりをすすめます。

②緑の研究

教育機関・企業・有識者・行政が協力し、樹木や花など地域に根ざした帯広らしい緑づくりを研究していきます。

(4) 緑にかかわる人材を育てていきます

①緑にかかわる人づくり

緑に関する知識や技術の向上をはかり、緑にかかわる人の輪を広げるため、関係機関と連携しながら講習・研修などを実施し、人材の育成につとめます。



ガーデニングの講習会

②緑にふれる環境づくり

子供たちが、緑の大切さを考え、さまざまな緑にふれて親しめる環境づくりをすすめます。

(5) 市民・企業・行政がそれぞれの役割を担い、協働して緑づくりをすすめます

①緑づくりの役割分担

緑づくりの具体的な展開にあたっては、市民の意見を聴きながら市民・企業・行政それぞれの役割分担を明らかにし、協働の仕組みづくりをすすめます。

②活動団体への支援

市民の緑づくりを支援し、自ら緑化の活動を行う団体・グループなどに対しての支援策を検討します。

③緑づくりへの支援

市民・地域・企業などが中心となって行う緑づくりについて、その内容や規模などに応じた技術協力や助言、その他の支援策について検討します。

(6) 冬期間の緑づくりをすすめます

①冬場の緑づくり

公共施設の空間や商店街のショーウィンドウ、一般住宅の窓辺において、緑空間の創出を研究し冬期間においても見せることのできる緑づくりをすすめます。

②室内の緑化推進

公共施設や就業空間、商店、住宅等の室内における緑づくりを推奨し、緑づくりの関心を高めていきます。

6 - 2. 都市公園で豊かな緑づくり

都市公園は、都市の安全性を確保したり、レクリエーション活動、憩いの場、地域活動の拠点として市民生活には必要な場所となります。人にやさしく、安全で安心できる個性ある公園を、市民と協働でつくっていきます。

(1) 広域公園の整備

帯広の森は、緑づくりの場、スポーツ・レクリエーション、自然学習、休息・休養、自然とのふれあいなど緑の核として位置づけ、さまざまな環境づくりを行うとともに、帯広の森をフィールドとした環境学習などの利活用について検討していきます。



どんぐりの植え込み

(2) 総合公園の整備

緑ヶ丘公園は、豊かな自然環境を生かした休息・休養、散策や自然学習、レクリエーション活動の拠点となります。公園内にある児童会館、百年記念館、野草園などと連携して積極的な活用をはかります。

今後は子供ゾーンについて冬季間も利用でき、楽しめる公園として整備をすすめます。



十勝池と百年記念館

(3) 河川緑地の整備

十勝川水系緑地は、スポーツ・レクリエーション活動や水辺の空間として、楽しく安全に利用できるよう適正な維持につとめます。また、水辺や河畔に残されている自然環境は、関係機関と連携しながら保全していきます。



河川敷地を整備した十勝川水系緑地

(4) 都市緑地の保全

都市内に残されている貴重な樹林地は、動植物の生育・生息空間や市民のオアシスとして、周辺の土地利用状況などに配慮しながら、保全していきます。



多くの自然を残した石王緑地

(5) 身近な公園の整備

地区公園・近隣公園・街区公園は市民の身近な公園として、地域活動の拠点となります。公園の配置については概ね充足されている状況になっていますが、地域によって格差が生じています。今後は、このような格差をなくすよう土地利用の状況や地域住民の意向も反映しながら、計画的な配置をすすめていきます。

①地区公園

南地区には、周辺の自然環境や土地利用形態に考慮した地区公園を新たに配置します。

②近隣公園

既成市街地では当面新たな配置はしませんが、既存公園の適切な維持につとめます。

③街区公園

既に街区公園として配置され未整備の公園については計画的に整備をすすめます。

また、公園が充足されていない地域には、住民の意向を聞きながら、新たな公園の配置を検討します。

④ポケットパーク

市街地に点在している小規模な公園用地は、地域のコミュニティーの場などさまざまな地域活動の場として、地域住民が主体的に活用できるように取り組みをすすめます。



西交友ポケット広場

⑤公園の利活用

雪で閉ざされた冬期間における遊具や広場等、公園施設の有効的な利活用をすすめます。

(6) 公園の改修・再整備

施設が老朽化している公園や市民のニーズに対応できていない公園などについて、施設の老朽化状況や安全性、利用の頻度、地域の要望、緊急性などに応じ、計画的に改修をすすめます。この際、地域住民が中心となった公園づくりをすすめます。



再整備前のやよい児童公園



再整備後

6 - 3. 公共・公益空間で楽しめる緑づくり

道路、河川、公共・公益施設及び未利用公有地などは、市民の生活環境の向上、利便性の確保、地域活動の拠点など市民の共有の財産となっており、市民、企業、行政が協働し、楽しみながら利用できる緑づくりをすすめています。

(1) 道路の緑化できれいな街並みをつくります

①街路樹の整備

樹木の特徴を生かし周辺環境や景観に配慮しながら緑のつながりを確保し、帯広らしい街並みを形成するため、計画的に整備をすすめます。



ミズナラとツツジを植栽した柏通

②植樹マスを活用した緑づくり

地域住民の緑づくりの場やまちの景観を高めるため、植樹マスを活用して草花や地被植物などによる緑づくりをすすめます。



サルビアを植栽したグリーンパーク横の明星通

③道路空間の緑化

歩道にある電柱や街路灯などで、街路樹や植樹マスの緑と調和をはかりながら、ハンギング、つる性植物などにより高さのある緑づくりを検討します。



街路灯を利用した緑づくり

(2) 河川の自然環境や水とふれあう空間づくりをすすめます

①水辺の環境づくり

十勝川・札内川をはじめとし、都市内の中小河川において、河川の自然環境に配慮しながら、市民が安らぎや憩いを得られる、安全な水辺の空間づくりにつとめます。

②河川並木の形成

風の道をつくり、四季を感じるきれいな街並みを形成し、小動物の生息・生育や移動空間、市民が憩う水辺の空間など人と環境にやさしい河川並木の形成をすすめます。



札内川の河川並木

③水辺の楽校

都市内の河川空間を活用し自然体験学習の場として配置された「水辺の楽校」について、関係団体などと協力し、有効な活用につとめます。



柏林台川の水辺の楽校

(3) 公共施設で楽しめる緑づくりをすすめます

①公共施設の緑化

小中学校、コミュニティーセンター、保育所などの身近な公共施設において、緑づくりの先導となるよう、人々に親しみと楽しみを与え、火災などの災害にも配慮した緑づくりをすすめます。

②子供たちと地域の交流

小中学校や保育所などでは、子供たちがさまざまな緑にふれあい、緑づくりを体験し、地域の人たちと交流できる学校菜園や花壇づくりをすすめます。

③グラウンド、広場の緑化

土の部分が多いグラウンドや広場において、子供たちと緑のふれあう機会や安全に学習できる空間を確保し、周辺地域への環境悪化を防止するため、芝地などの緑化を検討します。

④緑づくりで住民の交流

コミュニティーセンターや福祉センターは、緑づくりによる交流や豊かな地域コミュニティーの形成をはかるため、地域住民が中心となった花づくりやさまざまな緑化活動の場として活用していきます。

(4) 未利用公有地を、地域の緑づくりの場として活用します

①地域主体の活用

当面利用目的が決まっていない公有地について、地域の緑化活動の場やモデル的な緑づくりの場として、地域が主体となった緑づくりへの活用を検討します。

②新たな緑づくり「耕園」

「土を耕し、種をまき、水をやり、草を取り、実りをまつ」市民が楽しみながら育てることのできる新たな緑づくりの学習の場として、『耕園』づくりを検討します。

6 - 4. 身近な場所で潤いのある緑づくり

生活の中心となっている住宅地や人々が行き交う商店街などの身近な場所で、自らが中心となり個性豊かな緑づくりをすすめ、緑の輪を広げていくことで、多くの人に潤いを与え、人と人とのかかわりも深まり、心の豊かさとともに緑豊かなまちが創られます。

(1) 人々が行き交う商店街で魅力ある街並みをつくります

① 緑づくりで賑わいのある商店街

買い物客や行き交う人々に、四季を彩る花やさまざまな緑を提供し、人々が潤い・集い・賑わいのある商店街の形成をすすめます。



歩道上にさまざまな花を配置した緑ヶ丘商店街

② 緑で人々の交流

地域の商店街で特徴ある緑づくりをすすめるとともに、一般市民の花づくりなどを広く取り込み紹介するなど、緑の交流の場としていきます。

(2) 工場などで周辺環境に配慮した緑づくりをすすめます

① 豊かな就業環境の形成

各企業の事務所や工場などにおいて、就業者の環境改善とともに、隣地や周辺への環境悪化を防止するため、敷地内や駐車場で緑づくりをすすめます。

②屋上緑化や壁面緑化への取り組み

事務所や工場などにおいて、壁面や屋上スペースを活用し、建築物と一体となった緑づくりを検討し、工場地などの景観改善につとめます。

(3) 住宅地で個性豊かな緑づくりをすすめます

①住宅地の緑化

庭木や花壇による敷地の緑化をはじめとして、プランター、ハンギングバスケットなどを利用した壁面、塀、フェンスの緑化をはかり、個性豊かな緑づくりをすすめます。

②四季の彩り

四季の変化が感じられるような樹木や草花により、潤いのある生活空間づくりとともに、冬季間の潤いとして窓辺の花飾りなどをすすめます。

③地域が協力して緑づくり

市民一人一人の緑づくりから、隣近所、町内会など地域が協力しあい、一体となった活動をすすめ、きれいで潤いのある地域づくりをすすめます。

(4) 利用されていない民有地の有効的な活用をすすめます

①未利用地を活用した緑づくり

公園や緑の少ない地域において、利用されていない民有地をオープンスペースや地域の緑づくりの場として活用を検討します。

②チビッコ広場の配置

公園が不足している地域や、道路・土地利用の状況により安全な遊び場が確保できない地域においては、町内会などが主体となったチビッコ広場の設置を行います。

(5) 自然環境に配慮した宅地開発をすすめます

①新市街地の緑づくり

新市街地が計画されている稲田川西地区は、機関庫の川や既存樹林地などの自然環境に配慮し、環境と共生する住宅地の整備をすすめます。

②宅地開発における緑の保全

宅地開発を行う場合は、既存の自然環境や周辺の土地利用などに配慮した開発を誘導していきます。

6 - 5. 緑を大切にまもり伝える

都市内には、都市の発展とともに成長し続けた緑豊かな樹林地や貴重な樹木が残され、また、失った緑の再生・回復がすすめられています。このような緑を次世代の財産として引き継いでいくためには、市民と協働して大切に保全していく必要があります。

(1) 都市内に残されている樹林地や貴重な樹木を保全します

①樹林地の保全

都市内に残されている緑豊かな樹林地は、所有者の理解と協力を得ながら、法制度などを活用し、保全につとめます。



道環境緑地保護地区に指定され保護されている緑地（水光園）

②樹木の保存

地域のシンボルとして残されてきた名木や巨木、歴史を刻んできた古木などを大切に保全し、次世代につないでいきます。



市の保存樹木に指定されている
推定樹齢200年以上のハルニシ

(2) 新たに創られている緑は、次世代の緑として守り育てていきます

緑づくりの歴史はまだ浅く、緑として成長するには時間がかかります。じっくりと育て守っていきます。

(3) 市民、企業、行政が協力して身近にある緑を見守ります

①市民と協働による保全の取り組み

既存樹林地や民有緑地などの保全にあたっては、市民、企業、行政、ボランティア、NPOなどによる、新たな取り組みを検討します。

②専門機関と連携した保全

既存の緑や新たに創られる緑の保全にあたっては、専門機関や有識者などと協力し、緑の生育環境や周辺地域に配慮した保全方法等を検討していきます。

6 - 6. 花で彩りきれいな街並みづくり

都市の花づくりは、人と人との交流を深め、うるおいと安らぎを与えます。市民一人一人が楽しみながら趣向を凝らした花づくりをすすめることで、人々の豊かな心とともにきれいな街並みがつくれます。

(1) 花で彩り潤いのある歩行者空間をつなぎます

① 歩いて楽しい花のネットワーク

植樹マスや歩道空間を活用し、周辺の地域住民が協力し彩りのある花づくりをすすめ、歩いて楽しい花のネットワークをつくれます。



植樹マスに花を植えている道路

② 水辺の花づくり

河川の水辺環境や自然環境を保全しつつ、河川景観との調和をはかりながら、堤防面や河川内に水辺の花づくりをすすめます。



帯広川の空間を利用した花壇

(2) 駅を中心とした周辺地域で、帯広の顔となる花づくりをすすめます

①帯広の顔となる花づくり

市民や来訪者など多くの人々が行き交う駅前交通広場は、市民の花づくりの場として活用し、帯広らしさの表現や帯広を象徴する花づくりをすすめます。



駅前（北）交通広場

②帯広らしい街並みの形成

駅を中心とした周辺地域において、帯広の中心となる地域にふさわしい花づくりをすすめ、人々の賑わいと彩り豊かで美しい街並みづくりをすすめます。

(3) 住宅地などで彩り豊かな花づくりをすすめます

①きれいな地域づくり

花壇やプランター、ハンギングバスケットなどを利用し、彩り豊かな花づくりをすすめ、潤いのある生活空間やきれいな地域づくりをすすめます。



塀、バルコニーを活用した緑づくり

②地域が協力して花づくり

町内会や地域団体など、多くの地域住民が参加し住民が共有する花づくりをすすめ、豊かな地域コミュニティの形成につとめます。

③花による人々の交流

地域のいろいろな花づくり情報を紹介し、花による交流とともに花づくりの輪を広げていきます。

6 - 7. 施策とのかかわり

施策一覧表		施策にかかわる行動主体			
		市民	企業	行政	団体
6-1 親しまれる緑を育む		市民	企業	行政	団体
(1) 緑に親しむ機会や市民が参加しやすい仕組みづくりをすすめます	①市民中心の緑づくり	○	○		○
	②植樹や育樹の活動	○	○		○
	③緑のイベントの実施				○
	④記念樹の贈呈			○	
(2) 緑づくりに関する情報の提供や啓蒙・啓発をすすめます	①緑の情報発信			○	○
	②緑の相談			○	○
	③緑の表彰			○	
(3) 関係機関と連携し、地域に根ざした緑づくりをすすめます	①関係機関との連携			○	○
	②緑の研究		○	○	○
(4) 緑にかかわる人材を育てていきます	①緑にかかわる人づくり				○
	②緑にふれる環境づくり	○	○	○	○
(5) 市民・企業・行政がそれぞれの役割を担い、協働して緑づくりをすすめます	①緑づくりの役割分担	○	○	○	○
	②活動団体への支援			○	
	③緑づくりへの支援			○	
(6) 冬期間の緑づくりをすすめます	①冬場の緑づくり	○	○	○	
	②室内の緑化推進	○	○		
6-2 都市公園で豊かな緑づくり		市民	企業	行政	団体
(1) 広域公園の整備		○		○	○
(2) 総合公園の整備		○		○	
(3) 河川緑地の整備		○		○	
(4) 都市緑地の保全				○	
(5) 身近な公園の整備	①地区公園	○		○	
	②近隣公園	○		○	
	③街区公園	○		○	
	④ポケットパーク	○			
	⑤公園の利活用	○		○	
(6) 公園の改修・再整備			○	○	
6-3 公共・公益空間で楽しめる緑づくり		市民	企業	行政	団体
(1) 道路の緑化できれいな街並みをつくります	①街路樹の整備	○		○	
	②植樹マスを活用した緑づくり	○	○		○
	③道路空間の緑化	○	○		
(2) 河川の自然環境や水とふれあう空間づくりをすすめます	①水辺の環境づくり	○		○	○
	②河川並木の形成	○		○	
	③水辺の楽校	○			○
(3) 公共施設で楽しめる緑づくりをすすめます	①公共施設の緑化	○		○	○
	②子供たちと地域の交流	○	○	○	
	③グラウンド、広場の緑化			○	
	④緑づくりで住民の交流	○			○
(4) 未利用公有地を、地域の緑づくりの場として活用します	①地域主体の活用	○			○
	②新たな緑づくり「耕園」	○			○
6-4 身近な場所で潤いのある緑づくり		市民	企業	行政	団体
(1) 人々が行き交う商店街で魅力ある街並みをつくります	①緑づくりで賑わいのある商店街	○	○		○
	②緑で人々の交流	○	○		○
(2) 工場などで周辺環境に配慮した緑づくりをすすめます	①豊かな就業環境の形成		○		
	②屋上緑化や壁面緑化への取り組み		○		
(3) 住宅地で個性豊かな緑づくりをすすめます	①住宅地の緑化	○			
	②四季の彩り	○			
	③地域が協力して緑づくり	○			
(4) 利用されていない民有地の有効的な活用をすすめます	①未利用地を活用した緑づくり	○			
	②チビッコ広場の配置	○			
(5) 自然環境に配慮した宅地開発をすすめます	①新市街地の緑づくり	○	○		
	②宅地開発における緑の保全		○		
6-5 緑を大切にまもり伝える		市民	企業	行政	団体
(1) 都市内に残されている樹林地や貴重な樹木を保全します	①樹林地の保全	○		○	
	②樹木の保存	○		○	
(2) 新たに創られている緑は、次世代の緑として守り育てていきます		○	○	○	○
(3) 市民、企業、行政が協力して身近にある緑を見守ります	①市民と協働による保全の取り組み	○	○	○	○
	②専門機関と連携した保全			○	○
6-6 花で彩りきれいな街並みづくり		市民	企業	行政	団体
(1) 花で彩り潤いのある歩行者空間をつなぎます	①歩いて楽しい花のネットワーク	○	○		○
	②水辺の花づくり	○	○		○
(2) 駅を中心とした周辺地域で、帯広の顔となる花づくりをすすめます	①帯広の顔となる花づくり	○	○		○
	②帯広らしい街並みの形成	○	○		○
(3) 住宅地などで彩り豊かな花づくりをすすめます	①きれいな地域づくり	○			
	②地域が協力して花づくり	○			
	③花による人々の交流	○			

注： 市民は各戸、地域町内会 etc. 企業は工場、事務所、商店街 etc. 団体はボランティア団体、緑NPO etc

7章 緑化重点地区

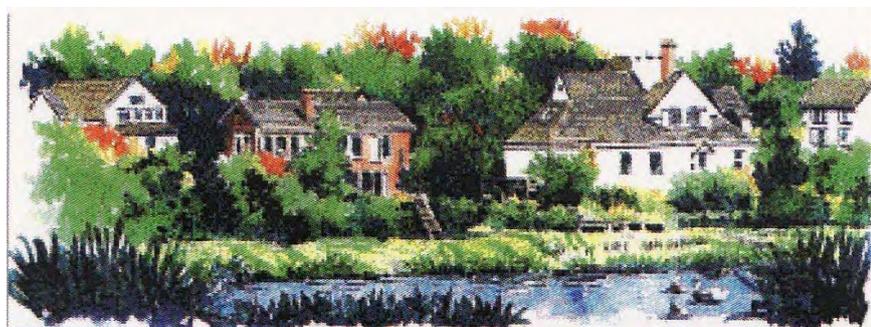
7-1 緑化重点地区の指定

緑化重点地区は、特に緑が少ない地域や、緑化に対する市民意識が高い地域、シンボルとなる地域など選定の要件を満たし、まちづくりにおいて特に緑が必要である地区を緑化重点地区に指定し、他地域のモデルとなる緑づくりをすすめていきます。

緑化重点地区（候補地を含む）は、本計画の基本方針に基づき、選定要件を満たし、住民参加による緑づくりや事業化が見込まれることから、「鉄南地区」及び「稲田川西地区」の2地区について、緑化重点地区に指定します。

このほか、緑の現状などに課題があり、今後、地域住民の協力をえながら重点的に緑化をすすめる必要があると想定される「中心市街地」、「住宅地区」、「工業団地」の3地区を候補地とします。

尚、緑化重点地区（候補地を含む）は、今後、地域住民の意見を聴きながら、地域での取り組みや関連事業の熟度に応じて指定するとともに、地域状況等の変化に応じて追加、変更など見直しを行うこととします。

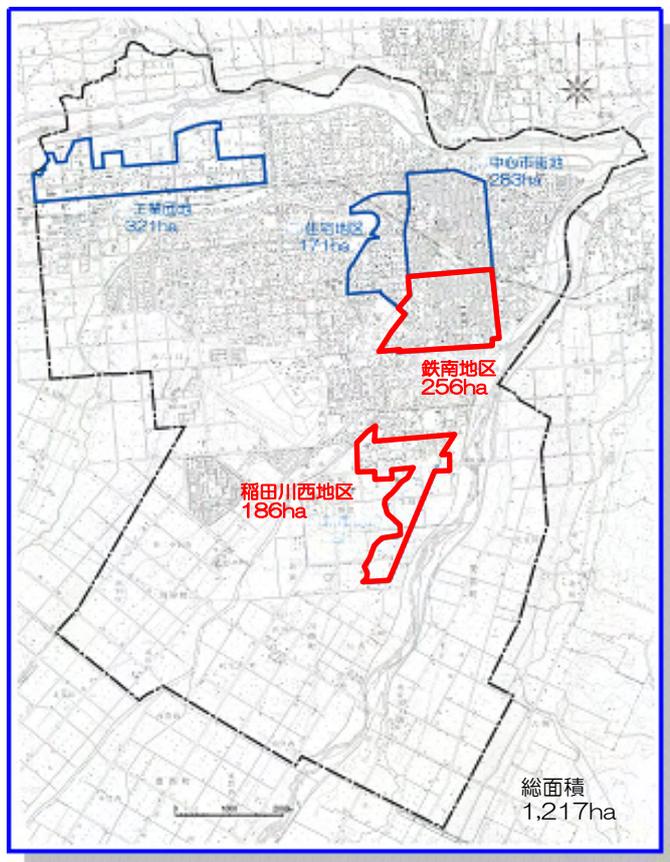


緑化重点地区（候補地含む）の地区名及び選定要件、区域は、次のとおりです。

緑化重点地区の区域

各地区の選定要件

地区名	選定要件
(1) 鉄南地区	② ⑤ ⑨
(2) 稲田川西地区	⑥ ⑦ ⑧ ⑨
(3) 中心市街地	① ② ⑩
(4) 住宅地区 【中心市街地西側からウツバツ川までの住宅地域】	② ④ ⑧
(5) 工業団地	⑨ ⑩



— : 緑化重点地区 — : 重点地区候補地

対象地区の選定要件

- ① 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑の少ない地区
- ③ 風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に必要な地区
- ④ 避難地の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ⑤ 緑化推進の住民意識が高い地区
- ⑥ 市街地開発事業等の予定地区
- ⑦ 緑の協定締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑧ 都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出をはかる地区
- ⑨ 公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出をはかる地区
- ⑩ ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

本計画の達成目標の1つに掲げられている緑化重点地区（候補地含む）の緑被率の現状は下記のようになっており、昭和59年度から平成13年度では減少傾向にあるとともに、市街化区域の平均値を下回っています。

緑化重点地区（候補地含む）の緑被率

			緑被率 (%)	
			樹林地 (%)	草地 (%)
市街化区域		昭和59年度	24.0	18.1
		平成13年度	16.4	10.9
地区別	鉄南地区	昭和59年度	11.0	7.2
		平成13年度	7.7	3.2
	稲田川西地区	昭和59年度	25.0	17.0
		平成13年度	19.8	14.6
	中心市街地	昭和59年度	8.5	2.3
		平成13年度	5.9	6.5
	住宅地区	昭和59年度	19.1	11.6
		平成13年度	11.1	6.5
	工業団地	昭和59年度	20.6	14.5
		平成13年度	20.2	13.7

緑化重点地区及び候補地の平均緑視率

地区名		平均緑視率 (%)	最大 (%)	最小 (%)
市街化区域		18.0	66.7	0.4
地区別	鉄南地区	18.2	66.7	0.5
	中心市街地	13.7	65.5	0.4
	住宅地区	18.5	45.7	0.8
	工業団地	22.7	56.9	3.2

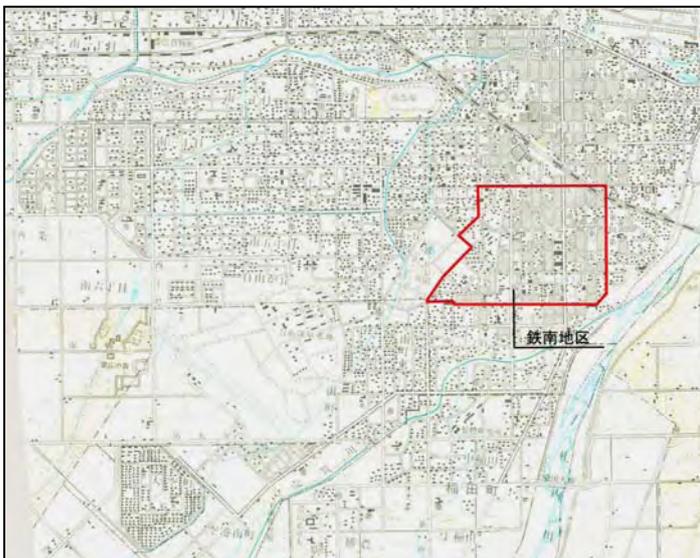
※稲田川西地区については、開発予定地区を含むため未調査です。

7 - 2 鉄南地区

(1) 計画区域

鉄南地区は、市街地の東南部に位置し、東は東4条通、西は西南大通、公園大通、緑ヶ丘公園、北は15丁目線、南は26丁目線に囲まれた区域です。

(対象面積 256ha)



《位置図》

《拡大図》



(2) 鉄南地区の現状

鉄南地区は、帯広市の中でも早い時期に大通や旧十勝鉄道を軸に市街地が形成され、古くから殖民区画に基づく整然とした街区が作られています。

土地利用の現状では、専用住宅や共同住宅の住宅地のほか、店舗・事務所などの業務施設が混在している地区となっています。

鉄南地区は、公共空間や民有地にまとまった緑が少ないことや、狭い区画割により緑化スペースが制限されるため、緑被率は市街化区域平均値の16.4%に対し、7.7%と低い値になっています。また、人の視野に入る緑量を数値化した緑視率は、市街化区域平均値18.0%に対し、18.2%となっていますが、全体的に公共施設や民有地の緑が少ない状況となっています。

【現況写真】



【緑被図】



樹林地	11.6ha 4.5%
草地	8.2ha 3.2%
農地	2.3ha 0.9%

《参考》

【緑被率】

平面的な緑量を把握する場合に用いられる尺度で、特定の地域又は地区において緑被地の占める割合を示します。本計画では鉄南地区の全体面積（256ha）に対し、樹林地・樹木・草地の面積が占める割合を示しています。鉄南地区の緑被率は7.7%となっています。

【緑視率】

人の視野内に占める緑量を把握する場合に用いられる尺度で、平面的な「緑被率」とは異なり、塀やフェンスなど垂直面に施した緑量が数えられます。鉄南地区の緑視率は18.2%となっています。

① 公園

地域に身近な公共空間である公園は、昭和31年に大通公園の開設をはじめ、昭和40～50年代に開設された公園が7箇所あり、公園内の樹木が年数とともに生き茂り、より快適な緑空間を演出しています。また、地域住民の交流の場や近隣にある保育所等の子どもたちの遊び場として、広く地域に親しまれています。しかし、年数の経過に伴い、遊具、トイレ、休憩施設等の老朽化が進んでいます。



かつら児童公園

② 公共施設（学校・福祉センター・保育所等）

この地区の学校は、明星小、花園小、第四中学校と3校あり、学校敷地周辺の植栽や学校林等により緑豊かな景観が形成されています。

福祉センターやコミセン及び保育所等は、土地の狭隘などにより緑化が行えず、見た目の緑が不足しています。

③ 街路樹（道路）

大通公園から4方向に延びる火防線は、地域住民の生活道路として機能しており、一部花壇を造成し植栽しており、彩りのある街並みを形成しています。しかし、道路は未整備であり、全体の幅員は27mありますが、舗装幅が約10mのため、両側の未舗装部は駐車場や菜園等の利用が大半で、緑が不足し景観を損ねています。

また、西南大通をはじめとする幹線道路や自転車歩行者専用道のとてっぽ通は、街路樹の緑が生い茂る植樹帯により、ボリュームのある緑の連続性が保たれています。しかし、一部の路線では、枯損などにより緑が失われています。

大通（国道236号線）については、全体的に街路樹や植樹帯が少なく沿線の民有地も空き施設が多いため、緑が不足し連続性に欠けています。



大通に面した商業系の民有地は、商業系独自の土地利用形態により緑化スペースがほとんど無く、見た目にも緑が少ない状況です。

④ 住宅地等のみどり

鉄南地区は、“緑化推進に対し住民意識が高い”地域であり、多くは個人による花や灌木の植栽、フラワー通り整備事業や花壇コンクール、交差点の花壇造成などが積極的に行われ、彩り豊かな景観が形成されています。少年院周辺や公園東町の住宅地でも花などによる緑化が行われ、彩りのある景観が見られます。古い住宅地では、生垣や高木による緑化が行われている一方、狭い土地の区画割により有効な樹木の配置が行われていない場所もあります。

また、店舗や事務所の商業地は、駐車場などではほとんど緑化が行われていない状況であり、全体的に緑が少ない状況になっています。

【鉄南地区現況写真】



ブロック塀や空きスペースを利用して花を植栽し、潤いのある歩行者空間が形成されています。



車庫やコンクリート塀など鉛直面に植栽されているため、ボリュームある緑空間が創出されています。



街路樹は生い茂っているものの、商業地などの駐車場は、緑のボリュームが少ないのが現状です。



集合住宅の駐車場や空き地での緑づくりが緑被・緑視の向上につながります。

(3) 鉄南地区の課題

① 公園

公園は、古い公園が数箇所あり、遊具・トイレ・休養施設等の施設の老朽化が進んでおり、今後は、少子高齢化を見据えたユニバーサルデザイン化など、地域のニーズに対応した公園の再整備が求められています。

◆ユニバーサルデザインとは？

日常生活に欠かせない道路や公園などを整備する過程において、歩行部の段差解消やスロープの勾配を緩くするなど、障害者をはじめ子どもからお年寄りまで誰もが使いやすい施設にデザインすること。

② 公共施設（学校・福祉センター・保育所等）

学校や福祉センターなどは、公園とともに景観を高める中心的な場所になっていること、また身近で多くの市民に利用されることから、民有地緑化のモデルとなる質の高い緑づくりが求められています。

保育所については、子どもたちが身近に緑にふれあえるような、保育所敷地内の緑化を推進していくことが必要です。

③ 公共空間の緑化

防火線は、緑のネットワーク形成を図る上での中枢を担う路線であり、地域の生活道路として豊かな空間整備が必要です。

また、とてっぽ通や西南大通など大きな緑地を持つ幹線道路の街路樹のボリュームアップを図り、他の幹線道路の街路樹についても、緑の連続性を図るべく樹木の補植など適正な管理が求められています。

帯広市市街地を南北に縦断する大通（国道236号線）は、帯広の産業流通の主要幹線としての役割を担っていますが、現状では緑が少なく、駅北部との緑の連続性や個々の敷地の緑化と一体となった緑づくりが必要です。

④ 住宅地等のみどり

住民が緑づくりに積極的に取り組める環境づくりに努めるとともに、各種講習会や花壇コンクール等の参加を促し、地域ぐるみでの緑づくりが必要です。

また、住宅地や商業地の駐車場等の空き地の緑化を行い、歩道から見る緑のボリュームアップとともに、プランターでの花の植栽など、効果的な緑化が必要です。

(4) 地域の意見

鉄南地区緑化重点地区計画策定に際しては、緑化推進に関する地域の意見をまとめる「鉄南地区緑のワークショップ」を開催しました。

ワークショップでは、緑に関する思い、考えなどたくさんの意見が出され、これらの意見の達成方法や緑づくりの方向性・必要性についてまとめられました。

① 公園

- ・高齢化に伴うベンチや四阿など休養施設の整備
- ・皆が安心して利用できる安全な公園施設の整備
- ・生い茂った樹木の適正な管理

② 道路空間の緑づくり

- ・火防線の整備にあわせた緑化・花壇整備などの環境整備
- ・植樹帯の空き空間を利用した緑づくり
- ・通りの特徴を活かし、景観に配慮した街路樹の整備や適正な保全



③ 公共施設の緑づくり

- ・福祉センターの緑化など、民有地の緑づくりの先導的な役割を果たすことができる、緑づくりのモデルとなる質の高い緑化の推進
- ・敷地を囲っているフェンスや塀の緑化
- ・学校のグラウンドや広場を芝生化し、緑を増やすことが必要



④ 民有地の緑づくり

- ・緑の絶対量を増やすため、新たな緑化方法の検討
- ・連合町内会と各町内会が連携した緑づくり
- ・未利用地の緑化に関する有効利用の検討

⑤ 達成方法（まとめ）

- ・ 行政と連合町内会、さらに連合町内会から各町内会へと隣接地を誘導した鉄南地区の広域的な取り組みが必要。
- ・ 各種講習会の開催や子どもたちの緑づくりへの参加など、緑に関する人材の育成が必要。
- ・ 緑化モデル地区等を設置し、協働による質の高い緑づくりにより、他の地域を誘導していくことが必要。



ワークショップの様子

(4) 緑づくりの方針

鉄南地区の現状と課題、地域の意見を踏まえ、緑のボリュームアップや質的向上をはかるため、以下の方針に基づき様々な取り組みを計画的かつ重点的に推進し、緑被・緑視の向上をはかります。

- 鉄南地区緑のネットワークの中枢を担う、火防線の重点整備・緑化
- 住宅地等の緑空間の創出による、魅力ある緑の街並みづくり
- 地域のニーズに対応した、安全でやさしい既存公園の再整備
- 市民・企業・行政それぞれの役割を担い協働による緑づくり
- 地域緑化のモデルとなる、質の高い公共施設緑化の推進

(5) 緑化の目標

以上の方針を基に、市民・企業・行政の協働による緑づくりで、潤いと安らぎのある緑豊かな鉄南地区の形成をはかるため、鉄南地区の緑づくりの目標を以下のとおり設定します。

火防線がつなぐ、人と緑の“ネットワーク”

鉄南地区は、大通公園から四方に延びる火防線を中心に、大通公園、とてっぽ通など古くから守られてきた緑を有効的かつ効果的に活用し、今ある緑の保全や新たな緑の創出など地域住民・企業・行政がそれぞれの役割を担い、未来へ繋がる緑豊かな街並みをめざします。

「火防線の整備・緑化」を重点に、緑づくりに携わる人と人の“ネットワーク”形成とともに、ボリュームのある緑のつながりを確保し、緑の“ネットワーク”形成をはかります。

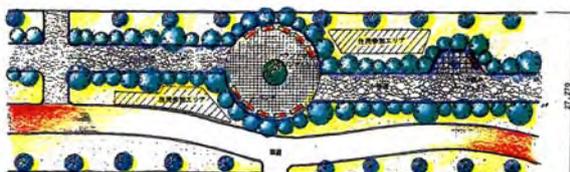
(6) 具体的取り組み

① 火防線の整備・緑化

火防線は人と緑のネットワークをつなぐ中枢を担う路線であり、大通公園へつながる緑の連続性を持たせながら、歩行者中心の散策路として整備することにより、地域の人が集い、花壇整備などの緑づくりを行いながら、コミュニティ形成を図れるようつとめ、火防線と地域がつながりを持ち、活力のある、緑あふれた街並みづくりを推進します。

(参考) 火防線イメージ図

平面図



断面図



火防線花壇の植栽

② 住宅地等の緑づくり

“緑化推進に対し住民意識が高い” 鉄南地区は、現在進めている花事業等への花苗の助成などを行いながら、個人から組織、そして町内会及び各団体へと導けるような緑づくりへの体制の構築をはかります。

また、一般の住宅地では生垣等の緑化を奨励し、道路から見た緑のボリュームアップと街路樹との緑のつながりを創出します。また、町内会や団体との「緑のまちづくり条例」に基づく“緑の協定”制度の活用により、一団の区域における緑量の確保や景観向上につとめます。

店舗・事務所などの業務地では、広い駐車場や敷地を有していますが植栽スペースは狭く、道路沿いの駐車場入り口付近に低木や生垣の植栽、玄関先にプランターを置くなど、狭いスペースを有効に利用しながら、効果的な緑づくりを促進していただけるよう啓発活動につとめます。

緑づくりへの関心や理解を深めるため、ガーデニング講習会や出前講座などを開催し、住民が連携して取り組む緑を啓発し、次世代へ引き継いでいくための人材の育成につとめます。

また、緑の現状や緑づくりに関するパンフレット作成やホームページにより各種講習会やイベントなど、緑に関する情報発信や啓発など、広くPR活動を行います。

《帯広市における花事業の概要》

◆フラワー通り整備事業

街路樹柵又は植樹帯の空きスペースを補うため、連続的に花壇化することにより道路に彩りを与えるとともに、地域住民の協力のもと植樹帯等の清掃管理併せて行うものです。

※鉄南地区での実施箇所……公園東通、明星通、公園大通

◆花壇コンクール

昭和59年度より潤いと安らぎのあるマチをつくり出すために参加団体を募り、サルビア等の花を植栽し、市内を花いっぱい・緑いっぱいの運動を推進しています。

※H18実績……市内参加団体 85団体（参加人数 11,701人）



ガーデニング講習会



駐車場フェンスの緑化

③ 身近な公園の整備

地区内の身近な公園は、遊具・トイレ・休憩施設等の老朽化が進んでおり、四阿・ベンチ等の休養施設も不足しています。近年の少子高齢化に伴い、公園入口の段差解消、高齢者又は障害者のトイレへのスムーズな誘導や手摺の設置など、ユニバーサルデザインに配慮した公園の再整備をすすめます。

また、地域が安全で安心して利用できるよう、計画的かつ適切な遊具・枯損木の更新などの管理につとめます。



ワークショップを行い再整備された大通公園

④ 道路空間の緑化

西南大通をはじめとする幹線道路や、とてっぽ通などの自転車歩行者専用道及びその他一般道路についても、緑豊かな景観形成を維持しており、緑のネットワーク形成をはかる上で重要な道路として位置づけています。更なる緑のボリュームアップをはかるため、計画的な樹木の補植及び枝払いと、倒木など周辺に危険性のある樹木の更新などの適正な保全を行い、緑のつながりを確保します。

大通（国道236号線）は、国や沿線住民などの協力により、駅北部との緑のつながりを確保するため、街路樹や植樹帯の整備又は沿線にプランターを配置するなど、緑と花によるボリュームアップがはかれるよう、協力要請につとめます。



緑のボリュームアップをはかるため、適正な保全が必要です。

⑤ 公共施設の緑化推進

コミセンや福祉センターは、地域に最も身近で利用頻度が高く、地区の景観を高める中心的な役割を担う施設です。これらの施設では民有地緑化のモデルとなるよう、駐車場の側面部の壁面緑化・低木植栽、玄関先のプランターによる花の植栽など、狭い空き空間を有効利用しながら緑化をすすめます。

(関係施設：グリーンプラザ、鉄南コミュニティーセンター、花園福祉センター)

学校等の緑化については、緑づくりを通じて地域と児童、生徒が連携し、植樹帯や学校花壇整備を含めた校庭の緑化など、コミュニケーションや緑づくりの場の確保につとめます。(明星小、花園小、第四中学校)

保育所、児童福祉センターについては、駐車場新設に伴う緑化ブロック舗装やフェンスにツタを植えるなど周辺施設の緑化を行い、児童が緑とふれあえる環境づくりをすすめます。



グラウンド芝生化の例

鉄南地区 緑化重点地区 方針図

緑化の目標

火防線がつなく、人と緑の「ネットワーク」

住宅地等の緑化

- ・住宅地を生垣、壁面等の緑化の推進や、商業地の空きスペースを有効活用した緑化によりボリュームアップをはかり、鉄南地区を緑のネットワークで結び豊かな街並みを形成します。
- ・緑づくりに関する情報提供や啓発などのPR活動を行います。

火防線の重点整備

- ・道路事業との連携により、鉄南地区の緑のネットワーク形成の中核を担う路線として位置づけ、道路緑化の重点整備をすすめます。

街路樹の適正な保全

- ・とてっぼ通・西南大通などの主要道路の街路樹の連続性の維持、ボリュームアップをはかるため、枝払いや枯損樹木の更新など、計画的かつ適正な管理を行います。

既存公園の再整備

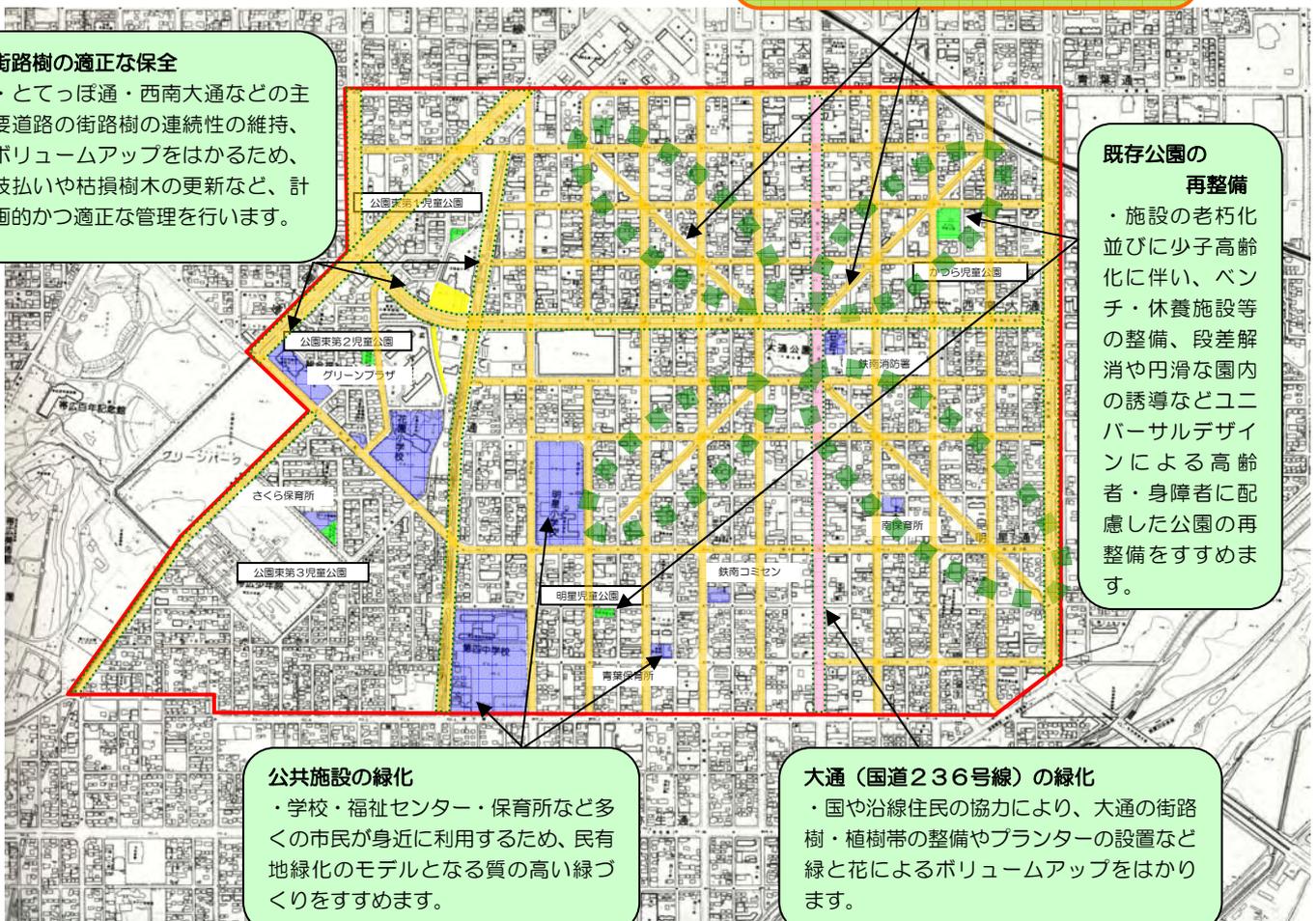
- ・施設の老朽化並びに少子高齢化に伴い、ベンチ・休養施設等の整備、段差解消や円滑な園内の誘導などユニバーサルデザインによる高齢者・身障者に配慮した公園の再整備をすすめます。

公共施設の緑化

- ・学校・福祉センター・保育所など多くの市民が身近に利用するため、民有地緑化のモデルとなる質の高い緑づくりをすすめます。

大通（国道236号線）の緑化

- ・国や沿線住民の協力により、大通の街路樹・植樹帯の整備やプランターの設置など緑と花によるボリュームアップをはかります。

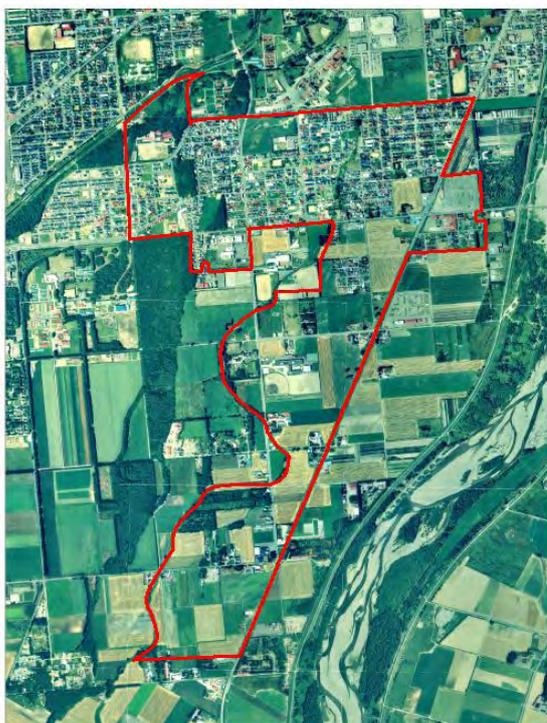


7-3 稲田川西地区

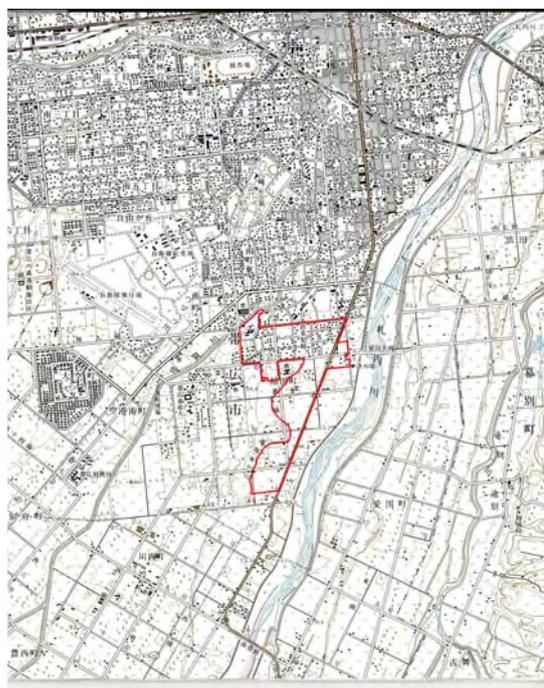
(1) 計画区域

稲田川西地区の計画区域は、北は、売買川や稲田小学校周辺の樹林地、稲田緑地など稲田エリア、南は川西4～5号間の畑地、西は機関庫の川をはじめ、帯広農業高校のカシワ林、東は、札内川やその河畔林や国道236号に囲まれた区域です。

学園通を境に、南側で現在土地区画整理事業が施行されている「新市街地」と北側の「既存市街地」で構成されています。(対象面積は186ha)



航空写真



位置図

(2) 稲田川西地区の現状

稲田川西地区内を南北に縦断的に流れる「機関庫の川」は、ヤチダモ、ハルニシ、ケショウヤナギ、カシワ、ミズナラなどを中心とした広葉樹林地で形成された良好な河畔林があります。また、地区西部の帯広農業高校の森や「緑の核・拠点」である帯広の森とのつながりを緑のネットワーク形成の重要な「骨格となる緑の軸」として位置づけています。

① 新市街地

本地区南部の新市街地は、土地区画整理事業により開発が進められていますが、清流「機関庫の川」や河畔林のほか、防風林や屋敷林が残る自然環境に恵まれた地域です。

平成16年度から本格的に土地区画整理事業が始まり、以前は畑地や草地だった事業地では道路整備及び宅地造成や住宅建築が行われており、徐々に入居者も増加し、住宅地が形成されてきています。主な公共施設は、帯広北高校や帯広工業高校が立地しているほか、街区公園が1箇所整備されています。

② 既成市街地

本地区北部の既成市街地は、昭和40年代に市街地が開発され、近隣に大型商業施設がありますが、区域内は商業施設が少なく、戸建住宅が多い閑静な住宅地が形成されています。

公共施設は、公園東通や西5条通などが整備されていますが、未だ未整備となっている道路も見られます。公園は地区公園1箇所のほか、公園用地として確保された街区公園2箇所が未開設の状況であり、昭和50年代に開設された街区公園2箇所は、施設の老朽化が進んでいます。

また、稲田小学校が立地しており、学校周辺はカシワやミズナラなどの樹林地や保全緑地の「稲田緑地」があるほか、売買川は、サケの稚魚の放流やサケの産卵が観察できる「売買川地区水辺の楽校」が開設されています。さらに、売買川北側の旧帯広工業高校の跡地では、市営住宅が建設中（平成20年度完成）のほか、地区公園サケのふる里公園の造成が行われています。

【緑被率】 現状 19.8 %
(平成13年度調査)

平面的な緑量を把握する場合に用いられる尺度で、稲田川西地区において緑被地（樹林地・樹木・草地）が占める面積割合を示しています。



緑被図

(3) 稲田川西地区の課題

① 公園

■新市街地

新市街地は、宅地造成にあわせて新たな地域コミュニケーションの場やレクリエーションの場を創出するため、公園を整備する必要があります。

また、河畔林など樹林地を保全しつつ動植物の生態系に配慮した公園や緑地等を整備する必要があります。

■既成市街地

既成市街地は、手つかずの自然が残されている場所が2箇所あり、保全していくための整備が必要です。また、街区公園の稲田第1児童公園、稲田東公園が未開設であるほか、既に開設されている稲田第2児童公園（昭和56年開設）、稲田第3児童公園（昭和57年開設）は、老朽化による施設の更新やユニバーサルデザインへの配慮などが課題となっています。



稲田第2児童公園

② 公共施設（学校等）

■新市街地

新市街地では帯広北高校や帯広工業高校のほか、新設予定の小学校や福祉センターなどの計画があり、公園とともに景観を高める重要な場所となることから、各施設の敷地内の緑化など質の高い緑化を推進する必要があります。

■既成市街地

地区内の稲田小学校は、カシワやミズナラなどの自然環境豊かな樹林地があり、適正な保全が必要です。同校では花壇コンクールに参加するなどの緑化活動に取り組んでおり、活動の継続を促進する必要があります。

③ 街路樹（道路）

■新市街地

新市街地においては、生態系に配慮し緑のネットワークを形成するため、公園東通を始めとする幹線道路には、ゆったりとした歩道や緑道の整備、ボリュームアップをはかるため植樹帯に植栽する樹木の選定や配置などを考慮することにより、地区内の自然環境と調和した街並みづくりが求められます。



整備された稲田2号通

■既成市街地

既存の公園東通など植樹帯を有する道路は、街路樹の連続性を欠いている箇所については補植など、適正な管理を行うことが必要です。

また、青柳通などの未整備路線については、植樹帯や街路樹の整備など、見た目の緑のボリュームアップをはかる必要があります。

④ 住宅地等のみどり

■新市街地

新市街地では、機関庫の川の河畔林や川沿いの自然環境と調和し、ゆとりのある宅地規模を設定し、個々の住宅地の緑量を増やす必要があります。

また、緑のまちづくり条例による「緑の協定」の積極的活用により、地域規模で一団の緑を確保し、新市街地区内の統一のとれた街並みづくりが必要です。

■既成市街地

住民が緑づくりに積極的に取り組める環境づくりにつとめるとともに、各種講習会や花壇コンクール等の参加を促し、地域ぐるみでの緑づくりが必要です。

また、住宅地内及び商業地内の駐車場等の空き地の緑化を行い、歩道から見る緑のボリュームアップとともに、プランターでの花の植栽など、効果的な緑化を行う必要があります。

地域では、開設公園の広場などを活用し、少数の町内会が花壇コンクールに参加していますが、今後、更に地域緑化に対する積極的な参加意識の啓発が必要です。

また、良好な自然林が残されている民有林の適正な保全が必要です。

(4) 緑づくりの方針

「緑の基本計画」の目標実現に向け、稲田川西地区の現状や課題を踏まえ、緑の保全や新たな緑の創出、地域協力による民有地の緑化など、緑化推進に関する様々な取り組みを複合的にかつ集中的に展開し、緑のボリュームアップや質的向上をはかります。

- 生態系に配慮した、河畔林等の保全とネットワークの形成
- 地域のニーズに対応した、安全でやさしい公園整備
- 他地域のモデルとなる質の高い住宅地等の緑化推進
- 道路空間を活用した、緑のネットワーク形成
- 公共施設の緑化推進

(5) 緑化の目標

以上の方針を踏まえ、市民・企業・行政による緑づくりで、稲田川西地区の自然環境と調和した良好な住環境の整備を行うため、稲田川西地区の緑づくりの目標を以下の通り設定します。

豊かな緑を“まもり・つくり・つなげる”
自然がつつむ魅力ある街づくり

稲田川西地区を南北に縦断的に流れる機関庫の川の貴重な自然環境の適正な保全や、新市街地・既成市街地に残る未開設公園の早期整備による新たな緑環境の創出など、稲田川西地区の調和のとれた緑豊かな魅力ある街づくりをめざします。

(6) 具体的取り組み

① 生態系に配慮した河畔林等の保全

■新市街地

新市街地の土地区画整理事業計画では、公園緑地面積を標準面積（開発面積の3%）よりも多く確保するなど、動植物の生態系に配慮した計画がすすめられています。そのため、機関庫の川に接する機関庫の川公園、まなび野公園の整備についても公園計画に極力河畔林を公園施設として活用し保全をはかるとともに、貴重な樹林地が残るまなび緑地、清流緑地についても、適正な保全につとめます。

■既成市街地

既成市街地の売買川は、サケの産卵が観察でき、周辺の河岸段丘の樹林地ではカシワやヤチダモなどが自生し、サケの産卵に関わりの深い湧水もあることから、緑のネットワークの核となる河畔林の保全をすすめます。

また、稲田緑地をはじめとする、残された貴重な樹林地の保全をすすめます。



貴重な河畔林を有する機関庫の川

② 身近な公園の整備

地区内には、未開設の公園が8箇所ありますが、地域コミュニティの醸成や緑化意識の高揚をはかるため計画的に整備をすすめます。

また、既存の公園については、近年の少子高齢化や地域のニーズに対応し、安全なユニバーサルデザインによる再整備をすすめます。

■新市街地

新市街地は地区公園1箇所、近隣公園1箇所、街区公園3箇所など未開設公園は5箇所、区画整理事業と連携をはかりながら整備をすすめます。

また、自然環境の保全を目的とした地区のため、既存林を活用した公園整備や緑地の創出をはかります。

未開設公園整備

- | | | |
|-------|-----|---|
| ・地区公園 | 1箇所 | 機関庫の川公園 |
| ・近隣公園 | 1箇所 | まなび野公園 |
| ・街区公園 | 3箇所 | リス公園、フクロウ公園、ハヤブサ公園
モモンガ公園（平成19年度整備済） |

【参考：モモンガ公園
平面図】



■ 既成市街地

既成市街地ではサケのふる里公園周辺の河畔林の保全を行うため、区域拡大をはかります。また、未開設の街区公園2箇所の整備をすすめます。

昭和50年代に整備された街区公園2箇所は、施設が老朽化していることから、施設の更新や高齢者及び身障者がスムーズに各施設へ移動できるよう段差解消を行うなど、ユニバーサルデザインに配慮した再整備をすすめます。

未開設公園整備

- ・ 地区公園 1箇所 サケのふる里公園（区域拡大）
- ・ 街区公園 2箇所 稲田第1児童公園、稲田東公園

既存公園再整備（計画）

- ・ 街区公園 2箇所 稲田第2児童公園、稲田第3児童公園

③ 住宅地等の緑づくり

民有地の緑化を推進するため、ガーデニングやハンギングバスケットなどの緑化に関する講習会の開催、生垣や花壇の設置に対する奨励や、樹木の贈呈などをすすめます。また、緑の現状や緑づくりに関するパンフレット作成やホームページ公開をはじめとする情報発信や啓発など、広くPR活動を行います。

■ 新市街地

新市街地では、個々の住宅地の緑のボリュームアップをはかるため、生垣や花壇等の緑化を奨励し、街路樹や緑道との緑のつながりを確保します。

また、町内会や団体との「緑のまちづくり条例」に基づく“緑の協定”制度の活用により、一団の区域における緑量の確保や景観向上につとめます。

区域内に新たな商業施設が建設する予定であり、その駐車場や空き空間を利用し、低木や花壇など周辺環境に合わせた緑化を奨励し、効果的かつ彩りのある景観づくりにつとめます。



玄関先や窓辺などの緑化で潤いのある住環境が創出されます。

④ 道路空間を活用した緑づくり

地区内には、都市計画道路の公園東通や学園通、稲田4号通など広い歩道や植樹帯、緑道を有することから、緑のボリュームアップをはかるため、適正な街路樹の配置など、連続性のある緑づくりをすすめます。

また、既存の植樹帯で街路樹が失われ連続性を欠いている箇所については、補植を行うほか、地域による花壇整備に開放するなど道路空間を有効に活用し緑のネットワーク形成を推進します。

【街路樹の整備を行う道路（新設道路）】

■新市街地

公園東通、共生通、学園通、稲田2号通、
稲田4号通

■既成市街地

青柳通



道路の植樹帯を利用した緑化

⑤ 公共施設の緑化推進

■新市街地

新市街地では帯広北高校や帯広工業高校のほか、新設計画がある福祉センターや小学校の敷地内の緑地整備やボリューム感のある植樹などを行い、緑豊かな空間として親しみやすく、潤いのある施設づくりを行うよう関係機関と連携し推進します。

■既成市街地

既成市街地の稲田小学校は、敷地周辺の自然環境豊かな樹林地を保全するとともに、校内における植樹帯や学校花壇の整備など、緑豊かな環境づくりにつとめます。

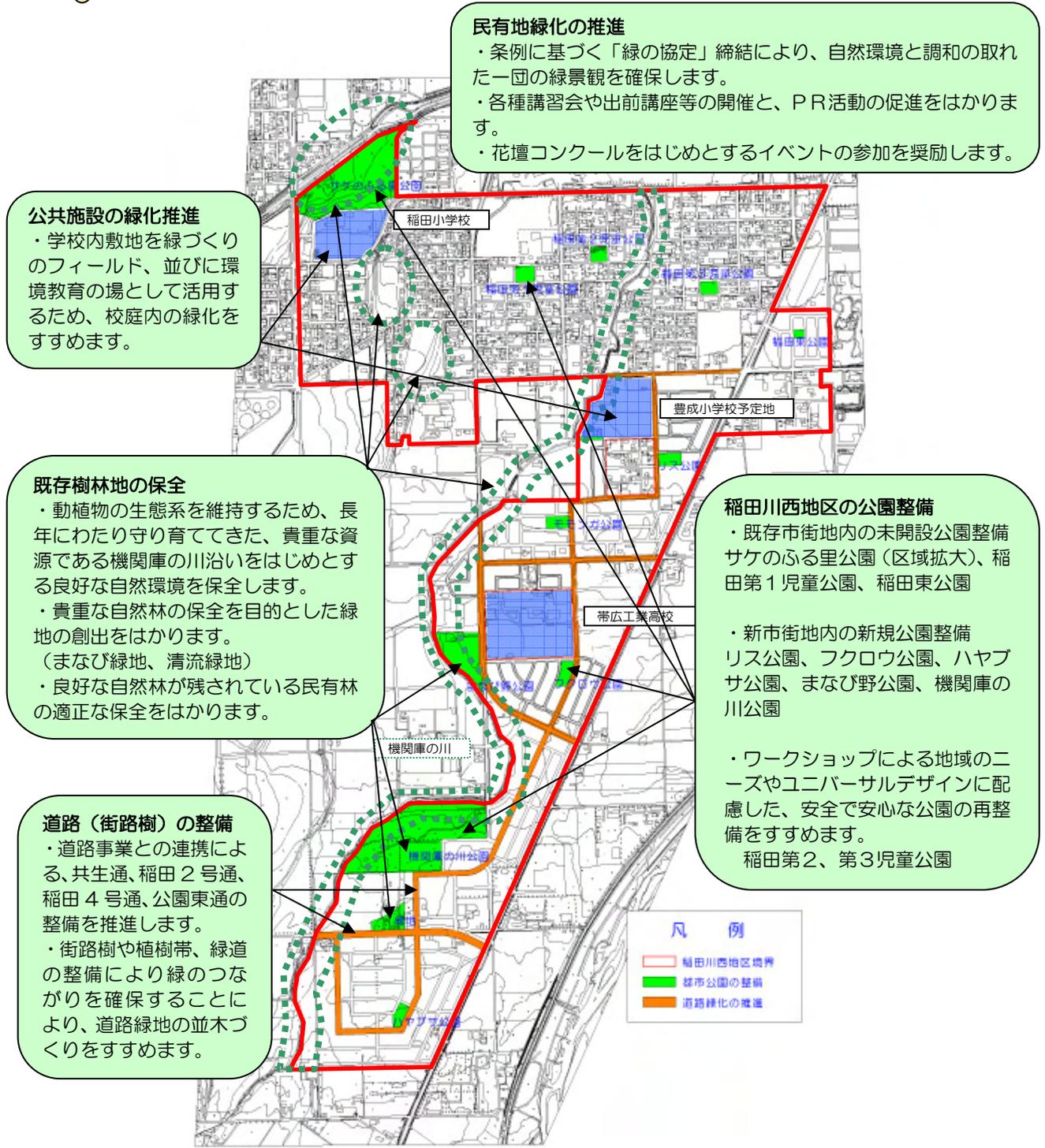


稲田小学校
花壇

稲田川西地区 緑化重点地区 方針図

緑化の目標

**豊かな緑を“まもり・つくり・つなげる”
自然がつつむ魅力ある街づくり**



【参考（土地区画整理事業について）】

■ 事業の目的

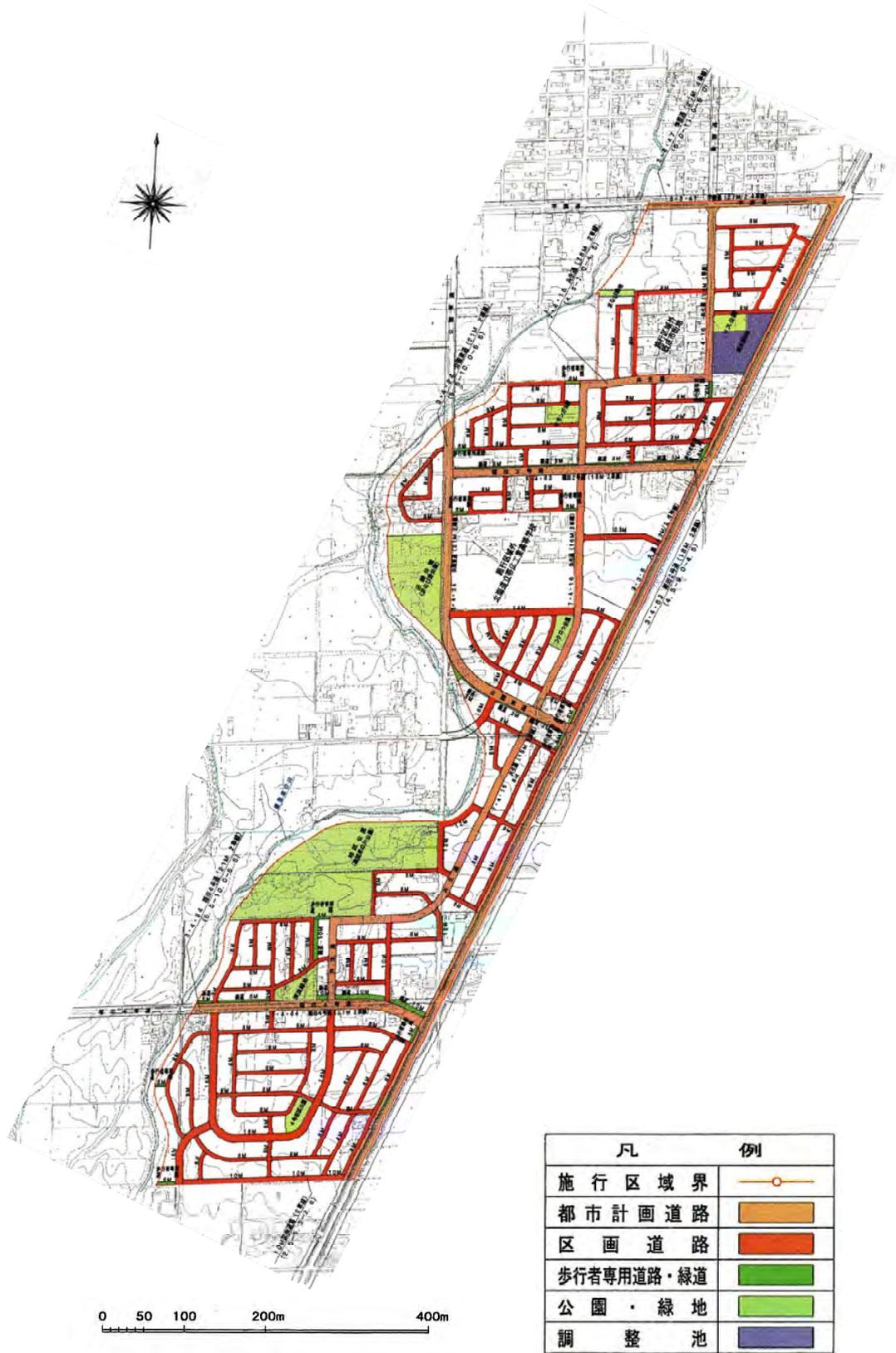
現在、民間により開発されている新市街地は、本市の宅地不足を解消するため、恵まれた自然環境を背景に「自然環境と調和した新しいまちづくり」を基本方針としています。

この恵まれた自然環境を活かし、安全で安心して暮らせる自然と共生したまちづくりを整備目標に掲げ、公共施設や宅地の整備を行い、良質で低廉な宅地を円滑に供給することを目的に施行されています。

■ 事業の概要

■事業の名称	帯広市稲田川西土地区画整理事業
■施行面積	約 88.1 ha
■計画人口	約 3,700 人
■計画建物戸数	約 1,500 戸
■事業期間	平成16年～平成23年
■事業の基本方針	「自然環境と調和した新しいまちづくり」
■整備目標	(1) 水と緑にあふれた自然と共生するまちづくり (2) 安全で安心して暮らせるまちづくり (3) 都市を魅力づけるまちづくり
■公園	街区公園4箇所 モモンガ、フクロウ、リス、ハヤブサ 近隣公園1箇所 まなび野公園 地区公園1箇所 機関庫の川公園
■都市計画道路	公園東通、共生通、稲田2、4号通
■土地利用計画	地区に隣接している機関庫の川の河畔林に繋がる既存緑地については、地区公園・近隣公園に取り込み、まとまりのある既存林は街区公園や緑地として保全し、活用する。 国道236号沿線の一部は、沿道型利便施設用地として地区内の利便性向上を図り、住宅地は、多様化するニーズを考慮した街区構成を図る。

土地区画整理事業計画図



7-4 緑化重点地区候補地の課題と基本方向

以下に各地区の現状・課題と今後の施策に対する基本方向について整理します。

(1) 中心市街地

【現状】

■緑被率

緑被率は S59 の 8.5% から H13 の 5.9% へと減少。樹林地率は 4.0% から 3.6% へと減少、草地率は 4.5% から 2.3% へと減少しています。街路樹の新たな整備や中央公園などの緑は残されていますが、樹林地としては減少しています。また、草地の大幅な減少もあり、全体的に緑の少ない地区となっています。

■緑視率

全体の緑視率は 13.7% で、最大値は住居地の 65.5%、最小値は商業地の 0.4%、商業地における平均緑視率は 12.0%、住居地は 19.7% となっています。街路樹整備はすすんでいます、成長過程にあるため緑視率は低くなっています。また、民有地内の緑化がほとんど行われていないため、緑視率は総体的に低くなっています。

■街路樹

整備は概ね完了しているが中心部においては、成長過程にある樹木が多く充足感が不足しています。

■公園

街区公園 6、近隣公園 1、都市緑地 2 が配置されていますが、誘致距離から見た状況を見ると一部充足されていない地域があります。また、施設の老朽化や多様な人々の利用に適應していない箇所も見られます。

【選定要件】

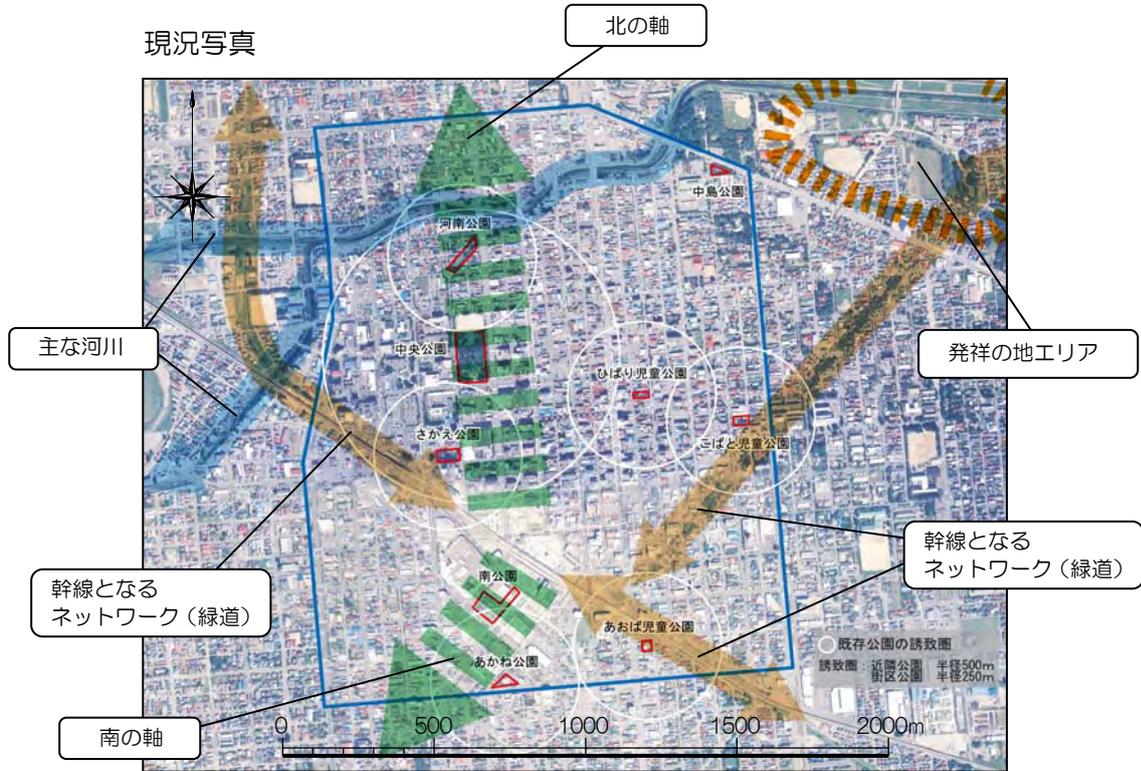
- ① ② ⑩

【基本方向】

緑被率が極めて低い中心市街地は、公共・公益空間や商店街・就業地の緑づくりをすすめていきます。特に帯広の顔である駅周辺地区においては、花で彩りきれいな街並みを形成します。また、公園が充足されていない地域の対策及び施設の老朽化や多様な人々の利用に適應していない箇所の対策を講じていきます。

十勝川水系緑地に通じる西 3 条通を中心とした軸線や緑ヶ丘公園に通じる公園大通の軸線は、骨格として配置方針に位置づけられていることから計画的に緑づくりをすすめていきます。

中心市街地の現状



緑被図



(2) 住宅地区（中心市街地西側からウツベツ川までの住宅地域）

【現状】

■緑被率

緑被率はS59の19.1%から11.1%へと減少。樹林地率は7.5%から4.6%へと減少、草地率は11.6%から6.5%へと減少。草地や樹林地の宅地化による減少が主要因となっています。

■緑視率

全体の緑視率は18.5%で、最大値は住居系における45.7%、最小値は住居系における0.8%となっています。工業系における平均緑視率は5.7%、住居系は21.1%となっています。幹線的な道路の街路樹の整備がほぼ完了している場所は高い数値を示しているが、未整備路線が多いことやまとまった樹林が少ないことが主要因となって、総体的には低い数値となっています。

■街路樹

未整備道路が比較的多く残されており、街路樹も少ない地域となっています。

■公園

街区公園が2箇所あるのみで、誘致距離から見た状況を見ると充足されていない地域が多くなっています。

【選定要件】

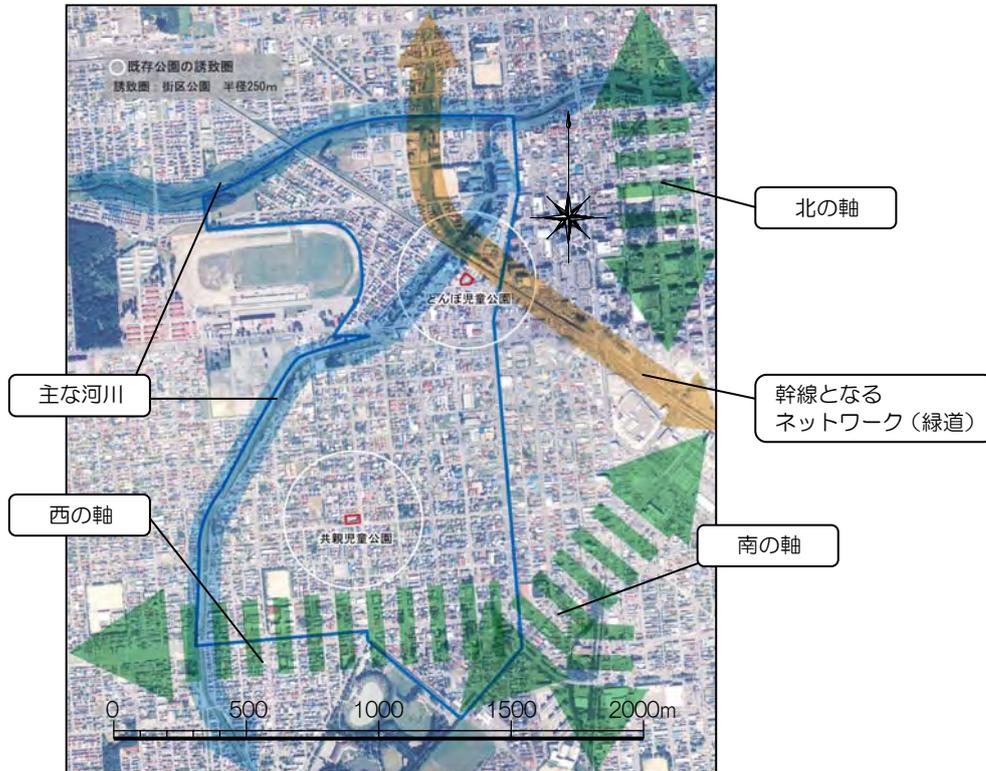
② ④ ⑧

【基本方向】

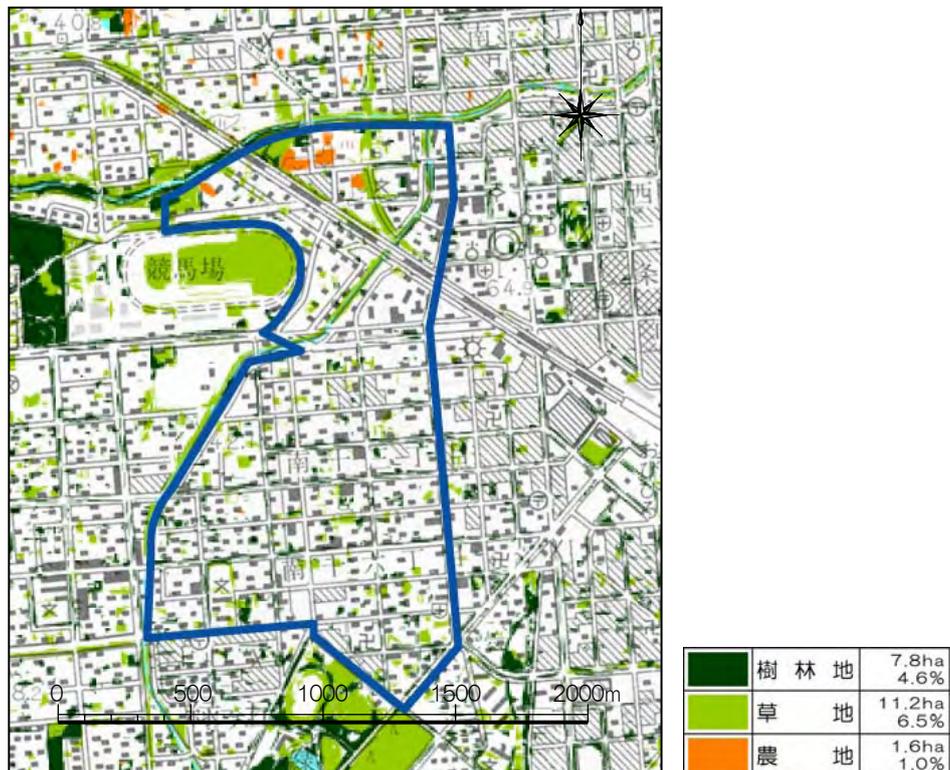
住宅地区は、公園や街路樹をはじめとした緑が総体的に少ないため、緑被率が低くなっており、公共・公益空間や住宅地において緑化が必要な地区です。公園も誘致距離から見た状況でも明らかに不足しており、その対策を講じる必要があります。また、西南大通、共栄通及び新緑通は、緑の4系統の配置方針に位置づけられていることから計画的な緑づくりや保全を行います。

住宅地区の現状

現況写真



緑被図



(3) 工業団地

【現状】

■緑被率

緑被率は、S59の20.6%から20.2%へ減少。樹林地率は6.1%から6.5%へと増加、草地率は14.5%から13.7%へと減少。樹林地の増加の要因は、計画的に配置された都市緑地や工業団地幹線などの樹林帯によるもので、就業地の緑は少なくなっています。

■緑視率

全体の緑視率は22.7%で、最大値は56.9%、最小値は3.2%となっています。最大値は幹線道路で、最小値は、区画道路となっています。

■街路樹

幹線となる道路には、中央分離帯や歩道などに樹木が植栽されており、良好な空間が形成されていますが、それ以外の区画道路については未整備な箇所が多くなっています。

■公園

18箇所の都市緑地が配置され工業団地の環境保全や就業地の憩いの空間となっていますが、全体的に利用者が少ない状況にあります。

【選定要件】

- ⑨ ⑩

【基本方向】

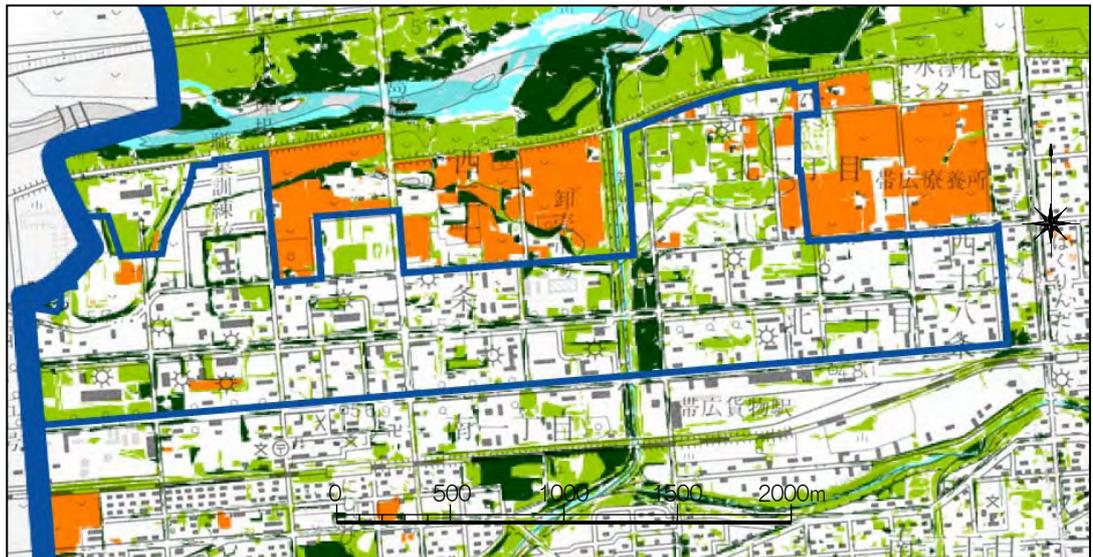
工業団地は、計画的な都市緑地の配置や工業団地幹線などの緑化により緑被率は高くなっていますが、街路樹や民有地の緑は不足しています。緑豊かで良好な就業環境を形成するため、既存の緑を保全し、緑の量と質の向上をはかります。また、工業団地幹線道路や新帯広川等の河川は、緑の4系統の配置方針に位置づけられていることから計画的な緑づくりや保全を行います。

工業団地の現状

現況写真



緑被図



樹林地	20.7ha 6.5%
草地	44.0ha 13.7%
農地	6.1ha 1.9%

8章 公園緑地等の管理・運営方針

8-1 はじめに

緑には、人々の生活や都市の環境を形成する上で大切な役割があり、さまざまな機能をもった緑を適正に配置し、快適な都市環境の形成を目指していくことは第7章までの中で述べられてきました。

帯広の森をはじめとした樹林地、街路樹、民有地の樹木やいろいろな活動の場となる公園に与えられた役割はさまざまなものがあり、その役割を維持していくための管理を適正に実行していくことで、より豊かな緑が創られ、快適な都市の環境が形成されていきます。

公園や街路樹などの管理は行政が中心となり行ってきましたが、近年の社会情勢の変化や市民ニーズの多様化などから、管理の内容も多岐に渡り管理に要する費用も年々増加傾向にあり、行政だけでは対応が難しくなっています。

このことから、本計画では緑の創出や保全の大切さとともに、既存の緑の管理運営を重要な事項として捉え、管理の現状や緑を取り巻く社会的な背景、市民の視点での意見などから、質の高い豊かな緑づくりと円滑な管理・運営をすすめるため、基本方向及び展開の方向を示していきます。

なお、具体的な管理・運営への取り組みについては、公園緑地、街路樹、民有緑地など緑の形態に応じた管理・運営の指針を別途策定し行動していきます。

8-2 管理・運営の現状と課題

公園緑地等の日常的な管理をとおして課題を整理します。

(1) 管理の現状と課題

【公園の管理】

- 170箇所の公園緑地の内、既に20年を経過した公園が約40%に登り、年々施設の老朽化がすすんでいます。その中で公園施設の点検補修は行政が中心となり行っていますが、公園の草刈りや清掃は、市民と行政が行っています。

【街路樹の管理】

- 街路樹は定期的な管理として、夏期・冬季の枝の剪定及び植樹樹の草刈りが行われています。それ以外では危険木の処理や害虫駆除などで随時対応しています。

【管理の経費】

- 施設の老朽化や市民要望の多様化など、施設の安全管理や維持・補修に要する費用は増加の傾向にあり、厳しい経済情勢の中では十分な費用の確保が難しい状況にあります。

【植生の環境】

- 樹木や芝・草花の植生条件や成育に必要な広さなどは、良好な環境ばかりではなく、根張りの不足や成育の障害が見られます。

課題の整理

【安全な利用】

- 公園施設の老朽化も進行しており、日常的に安全が確保され、安心して利用できるよう適切な管理が必要となります。
- 子供達の遊び方や利用形態の変化など、市民ニーズに対応した公園が必要となります。

【植生環境の考慮】

- 樹木の特性や樹形、緑の量感などを考慮した管理が必要となります。
- 植生環境の悪化や適期を過ぎた樹木等の適正な措置を行い、倒木被害の防止や樹木の保全が必要となります。

【効率的な管理】

- 管理経費の増加に対する財政負担にも限界があり、管理の方法や体制の見直しも含め、効率的な管理の仕組みづくりが必要となります。

【管理の情報発信】

- 公園や街路樹の状況、管理に関する情報を自由に知ることができる仕組みや管理に対する市民理解が必要となります。

8 - 3 社会的な背景と市民の意見

(1) 社会的な背景から

【社会的な要請への対応】

- 都市の環境負荷の低減や資源循環型社会に向けた管理の方法を考えていくことが大切になっています。
- 管理作業により発生する枝や間伐材を資源として利用・活用をはかることが必要です。

【少子高齢化社会への対応】

- 世代構成の移り変わりから、利用者が求める公園のあり方も変化しており、時代に対応した管理の方法が求められています。
- 高齢者の活動の場として、管理運営に参加できる仕組みが必要となっています。

【市民協働のまちづくり】

- 管理運営に参加しやすい仕組みづくりや管理に関わる人材の育成が必要です。
- 地域の状況や利用形態などに応じ、市民の自主的な利用がはかれる仕組みが必要です。

【自然環境への意識の高まり】

- 都市内の樹林などは、身近な自然環境として、また野生生物の生息環境として適正な保全を行っていくことが必要です。
- 緑の大切さを伝え、緑とのかかわりを持つよう子供たちが参加できる仕組みが大切になっています。

【さまざまな活動団体との連携】

- 専門機関やボランティア活動、NPOなどと連携した管理運営への取り組みを検討する必要があります。

(2) 市民の意見

公園緑地等を利用する市民の立場として、まちづくり検討委員会から出された管理・運営に関する意見を整理します。

【きめこまやかな公園の管理運営】

- 公園施設の老朽化等による安全管理への対応を速やかに行う必要があります。
- 市民が中心となり自由に利用できる公園があればよいと思います。
- 子供が少なく高齢者が増えており、社会の変化に応じた利用ができる公園が必要です。

【樹木の特性に応じた管理】

- 植樹柵の大きさや土壌の改善が必要です。
- 植樹柵は草花などによる植栽管理を行う必要があります。
- 老化や成育不良などの樹木に適正な措置を行う必要があります。
- 公園の樹木や街路樹など、周辺環境や樹木の特性に応じた管理を行う必要があります。

【みんなで考える管理】

- 地域の活動として、町内会単位の公園管理を考える必要があります。
- 市民参加で計画から管理までを考えた公園づくりをすすめる必要があります。
- 町内会や企業が公園の樹木などの管理を行う日を設ける必要があります。
- ボランティア団体などが参加しやすい方法を考える必要があります。
- 市民、専門機関、地域団体、行政などが協力した管理を考える必要があります。
- 管理の実践講習などで地域の人材を育てる必要があります。
- 子供たちのかかわりをふやしていく必要があります。

【枝・葉の再利用】

- 公園、街路樹、企業、家庭などから出る伐木の利用を考える必要があります。
- 公園や街路樹の剪定枝をチップ化し、除草効果などとして活用することが必要です。
- 街路樹などの枯れ葉の処理について検討が必要です。

8-4 管理・運営の課題のまとめと方向性

管理・運営の課題

- 【安全な利用】
- 【植生環境の考慮】
- 【効率的な管理】
- 【管理の情報発信】

社会的な背景と市民の意見まとめ

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■社会的な背景 【社会的な要請への対応】 【少子高齢化社会への対応】 【市民協働のまちづくり】 【自然環境への意識の高まり】 【さまざまな活動団体との連携】 | <ul style="list-style-type: none"> ■市民の意見 【きめこまやかな公園の管理運営】 【樹木の特性に応じた管理】 【みんなで考える管理】 【枝・葉の再利用】 |
|---|---|

管理・運営の方向性

1. 時代に対応した管理・運営
2. 市民協働による管理・運営
3. 生物環境に配慮した管理・運営

管理・運営の方針

8-5 管理・運営の方針

親しまれながら持続していく緑として、効率的な管理・運営をすすめるため4つの方針及び11項目の展開方向を示していきます。

(1) 安全で安心して利用できる公園緑地として、 適正な管理をすすめます。

公園緑地は、都市のオープンスペースとしてさまざまな活動の場となるもので、施設の安全性を確保し、人々が安心して利用できる公園として管理していくことが必要です。

①安全・安心な公園

市民が安全に、安心して利用できる公園として、日常的な安全管理や防犯を考慮した管理をすすめます。

②社会の変化に対応した公園

利用形態の変化や少子高齢化など、利用者が求める公園のあり方が変化しており、時代に対応した管理・運営を考えていきます。

(2) 市民協働による管理・運営の取り組みをすすめます。

公園や街路樹・民有緑地は、身近な場所で日常的に関わる機会が多く、市民・企業・行政が協働して管理運営に携わることで、人々に親しまれ大切にされる緑として持続され、豊かな緑がつくられていきます。

①市民協働の仕組みづくり

市民と協働して公園緑地等の管理・運営が行えるよう、役割を分担し、参加しやすい仕組みを考えていきます。

②管理・運営への人材育成

管理・運営に参加する組織づくりや管理に関わる人材育成、子供たちとの関わりなどを考えていきます。

③情報の共有

公園緑地等の施設状況や管理方法についての情報を発信し、管理についての理解と認識を深め、市民の積極的な参加を促していきます。

(3) 植物などの特性や生物環境に配慮した管理をすすめます。

公園の樹木や街路樹・民有緑地の樹林・草花などは、それぞれの特性や周辺地域の状況、野生生物の生息等に配慮した適正な管理につとめ、より一層豊かな緑をつくれます。

①樹木の特性に応じた管理

公園の樹木や街路樹などは、木々の特性や樹形・量感など、樹種に応じた管理をすすめます。

②植生環境の改善

植栽スペースや土壌の条件など、植物が適正に生育する環境づくりをすすめます。

③野生生物に配慮

小動物などの生息・生育環境に配慮し、周辺地域と調和した管理をすすめます。

(4) 資源として利用・活用をすすめます。

公園緑地や街路樹から発生する剪定枝や間伐材・刈草などについて、資源としての利用・活用をすすめます。

①公園資材への利用

剪定枝や間伐材は、ベンチや遊具などの手作り施設として活用をはかります。

②市民利用の仕組み

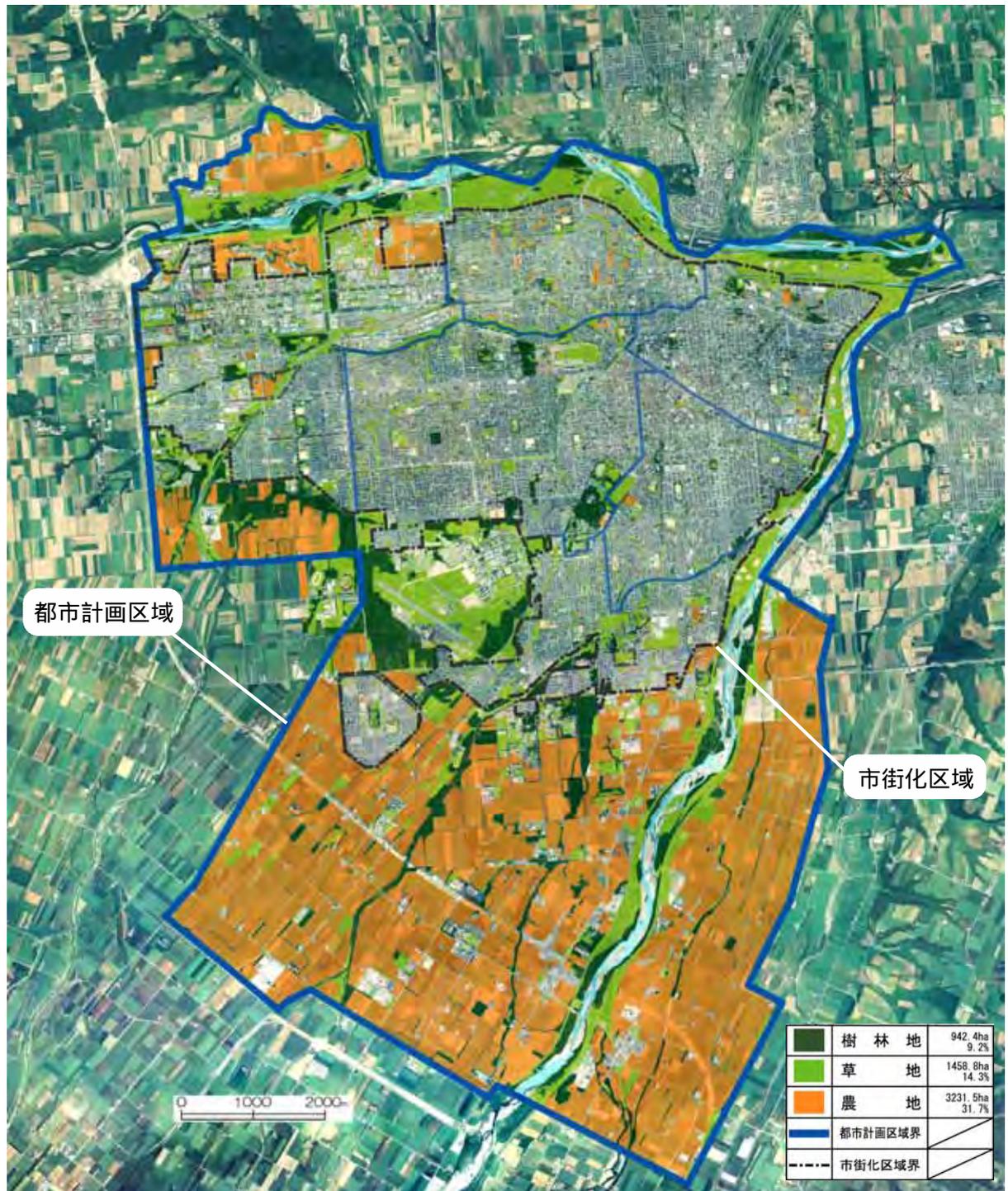
市民の創意工夫によるガーデニングやオブジェの制作など、さまざまな活用が行える仕組みづくりを行います。

③新たな取り組み

緑に関する専門家や研究機関などとの連携をはかり、新たな利用・活用について検討していきます。

資料

資料1 帯広市の航空写真（平成13年8月撮影）



資料2 関連諸計画の概要

第五期帯広市総合計画

計画の目的：時代の潮流、社会経済情勢の変化、市民の意識変化などをふまえ、21世紀を歩むためのまちづくりの指針として計画を策定。

計画期間：10年間（平成12年度～平成21年度）

計画範囲：帯広市全域。

テーマ：人と自然が共生する可能性の大地 新世紀を拓く田園都市おびひろ
～緑ひろがる北のフロンティア～

目標：まちづくりの目標を以下のように掲げて計画を策定している。

安心安全都市（安全で安心して生活できる人にやさしいまちづくり）

産業複合都市（地域経済の活性化に貢献し、豊かで活力ある地域社会づくり）

環境共生都市（環境の保全・創造への取り組みと市民が主体的に環境保全行動に
取り組む環境づくり）

生涯学習都市（市民が生涯にわたって自主的に学習できる総合的な環境づくり）

広域連携都市（道内外の地域との間で、産業経済、文化、レクリエーション、な
どの多様な広域交流ネットワークの基盤づくり）

帯広市緑のまちづくり基本計画

計画の目的：緑のまちづくり基本計画推進地域を設定し、人間が生活する上で快適と感じる緑の量を確保する。

計画範囲：市街化区域を中心に市街化調整区域の一部（帯広の森、つつじヶ丘霊園、河川緑地）を併せた区域。

基本方針：

国有林をはじめとする経済林については機能を確保する。

農業地域における耕地防風林、屋敷林等の保全につとめる。

樹木を増加させるために、公園緑地整備と民有地緑化をすすめる。

目標：緑被率（計画地における樹木の占める割合）30%を目標。

緑倍増計画

計画の目的：都市地域での総合的な都市緑化や緑地保全の方針及び内容を明確にし、失われていった身近な緑の増加や回復を目指し、道路や公園などの都市レベルの緑から住宅地の緑まで、官民一体となった緑豊かで潤いのある魅力的な都市の形成を目的としている。

計画期間：10年間（平成8年～平成17年）

計画範囲：都市計画区域内であるが都市計画区域外についても配慮。

計画の概要：

緑の量の倍増

緑豊かでゆとりと潤いのある快適な環境の創出と美しい景観の形成を推進。

緑の質の倍増

良質な緑の保全をはかり、適正な維持・管理を通じて緑の質の倍増（向上）を目指す。

緑の行動の倍増

人と緑の交流と緑を守り育む行動力をもつ人々の育成により、緑の行動の倍増を目指す。

計画の目標：倍増目標 170,000 本

帯広市都市環境計画

計画の目的：「人と環境にやさしい都市づくり」を推進するために都市環境に関する様々な施策を総合的、計画的にすすめる。

計画のテーマ：「森をつくり、まちをつくり、人をつくる」

環境共生都市像：

都市と農村の一体的な緑の骨格構造の形成。

ゆとりと潤いある緑豊かな都市空間の創出。

環境負荷の小さな都市システムの形成。

都市と農村を結ぶ循環系システムの構築。

都市環境計画の5つの視点：

都市を囲むグリーンベルトの形成。

緑地空間を囲むグリーンベルトネットワークの形成。

車社会からの転換を促す環境負荷低減に資する交通の適正化。

環境負荷低減を目指した省エネルギー型の市街地の形成。

水・物質の適正な循環系の形成。

帯広圏緑のマスタープラン

計画の基本方針：帯広市、音更町、芽室町、幕別町が掲げるそれぞれのまちづくりの理念に基づき十勝らしい風土の中で快適な生活を営むために「生活環境の保全」「レクリエーションの場の確保」「安全性の向上」「都市景観の構成」の観点から緑地を系統的に配置し、その整備と保全をはかる。

計画期間：平成2年～平成27年度。

計画範囲：帯広圏域都市計画区域。

計画の目標数値：

公園整備目標項目	範囲	目標面積
1人当たりの公園面積	市街化区域	20.2 m ² /人
	都市計画区域	95.4 m ² /人

緑地保全地区等の指定目標	箇所数	面積
緑地保全地区	3箇所	4.5ha
風致地区	1箇所	279.5ha
条例等によるもの	8箇所	265.6ha

第5期帯広市地域緑化推進計画

計画策定の主旨：第4期緑化推進計画で着手された緑地の配置計画、緑地の整備、規制、誘導などの施策を継続し、総合的かつ効果的に展開する。

計画期間：平成8年～平成12年度。

計画範囲：帯広市行政区域全域。

計画の基本方針：

緑の配置を定め系統的に緑を創出する。

公共公益施設の緑化を推進。

残された緑は各種法制度を活用し保全する。

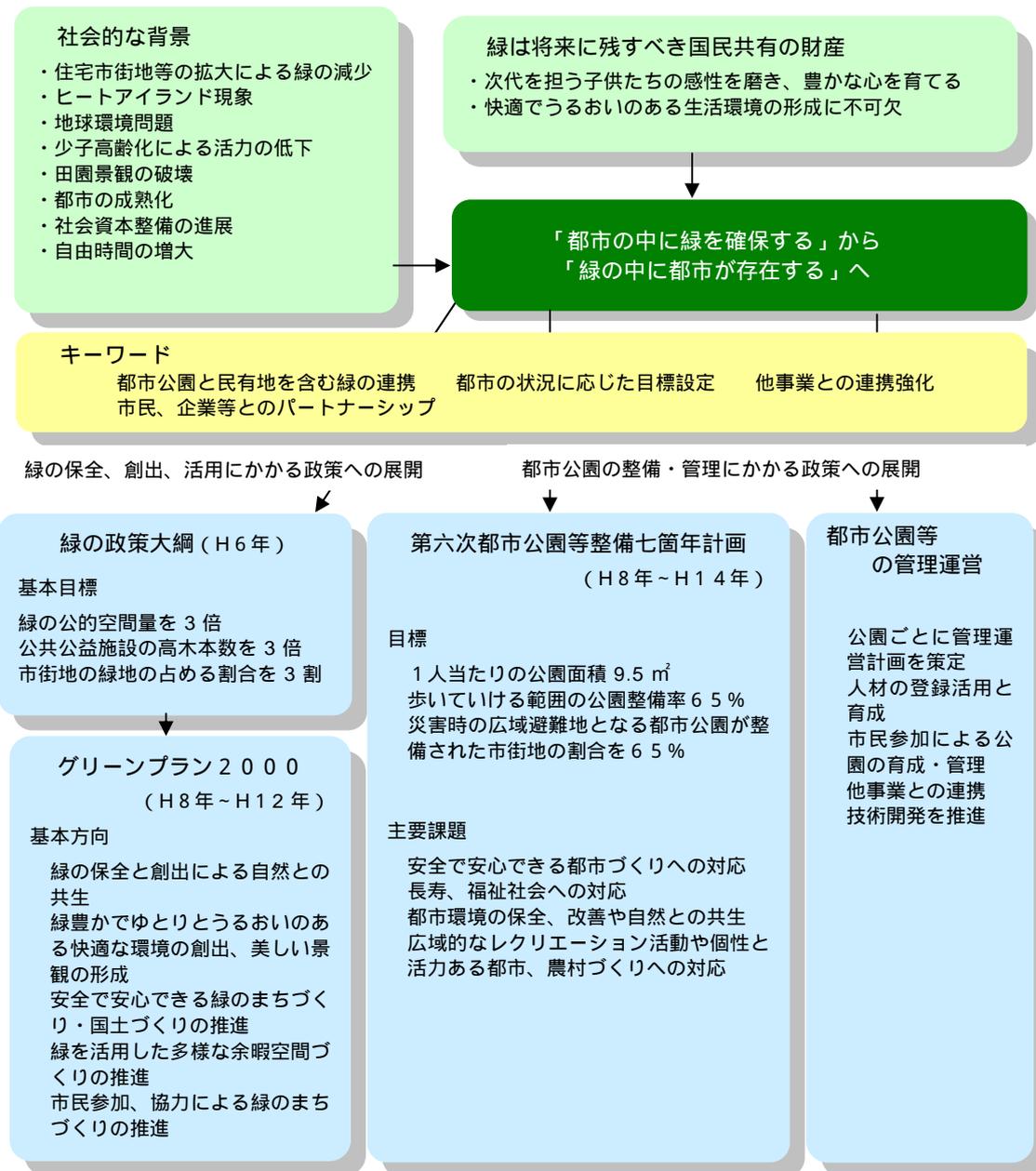
まもり、つくり、そだてる緑化思想を市民に普及させ地域ぐるみで緑化を推進。

環境緑化に関する調査研究を継続。

地域緑化の基本目標：

緑地の確保目標量	目標量	地域に対する割合
緑化推進地域	27,200 h a	約44%
市街化地域	2,400 h a	約55%

資料3 緑を取り巻く社会的な背景と国の政策



資料：都市計画中央審議会答申（H7年）「今後の都市公園等の整備と管理は、いかにあるべきか」

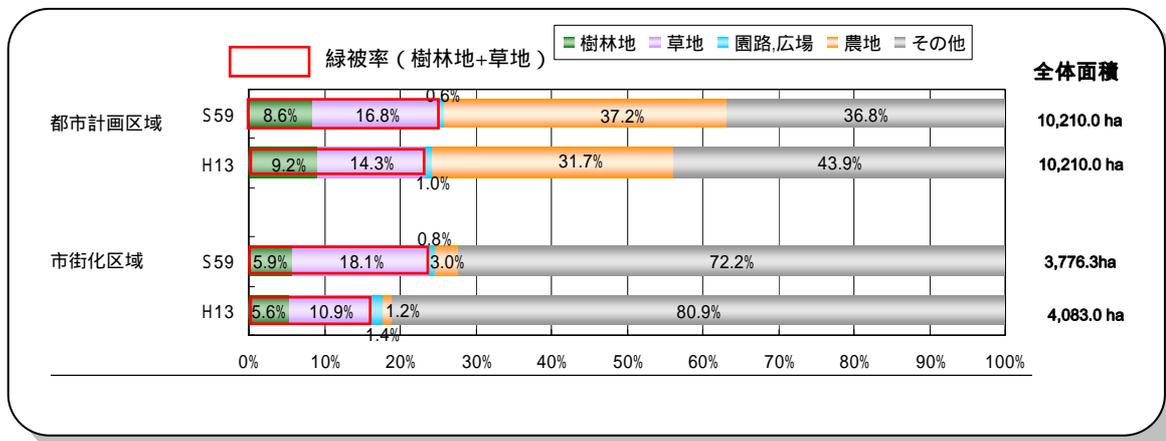
資料4 緑被率調査の結果

都市計画区域の緑被面積
緑被面積の構成（緑被面積表）

	区域面積	緑被地			園路、広場	農地	その他	
		樹林地	草地					
都市計画区域	昭和59年	10,210.0	2594.3	874.0	1720.3	58.1	3799.6	3758.0
			25.4	8.6	16.8	0.6	37.2	36.8
	平成13年	10,210.0	2401.1	942.4	1458.8	97.5	3231.5	4479.9
			23.5	9.2	14.3	1.0	31.7	43.9
平成13年-昭和59年		193.2	68.3	261.5	39.4	568.1	721.9	
		1.9	0.7	2.6	0.4	5.6	7.1	
市街化区域	昭和59年	3,776.3	906.2	221.4	684.8	28.6	115.0	2726.5
			24.0	5.9	18.1	0.8	3.0	72.2
	平成13年	4,083.0	671.2	226.9	444.3	58.0	50.1	3303.8
			16.4	5.6	10.9	1.4	1.2	80.9
平成13年-昭和59年		235.0	5.5	240.5	29.3	65.0	577.3	
		7.6	0.3	7.3	0.7	1.8	8.7	

上段：面積（ha）
下段：構成比（%）

都市計画区域（緑被面積グラフ）



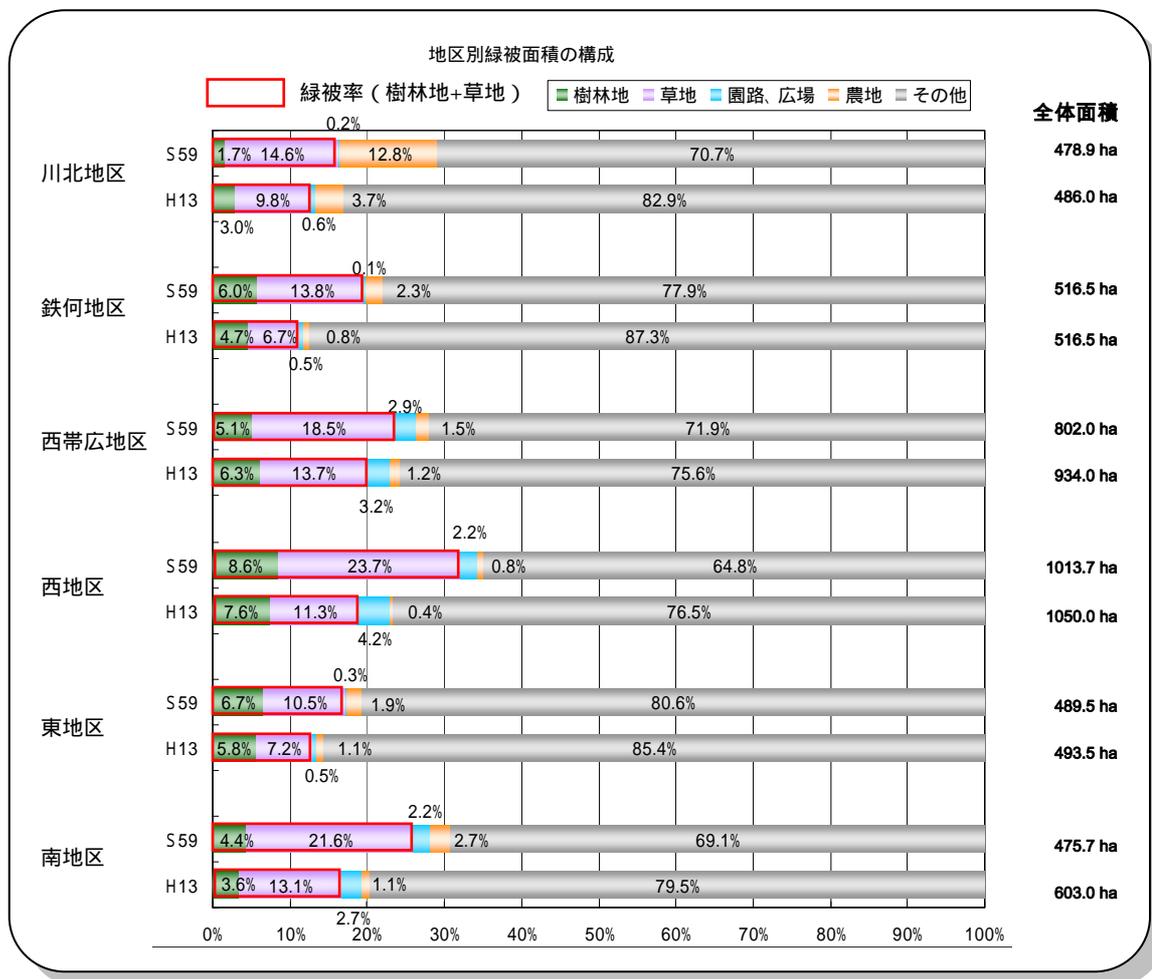
地区別の緑被面積

地区別（緑被面積表）

		区域面積	緑被地			園路、広場	農地	その他
			樹林地	草地				
川北地区	昭和59年	478.9	78.2	8.1	70.2	0.7	61.4	338.5
			16.3	1.7	14.6	0.2	12.8	70.7
	平成13年	486.0	62.1	14.4	47.7	3.1	17.9	402.9
			12.8	3.0	9.8	0.6	3.7	82.9
	平成13年-昭和59年		16.1	6.3	22.5	2.4	43.5	64.4
			3.6	1.3	4.8	0.5	9.1	12.2
鉄南地区	昭和59年	516.5	102.1	30.9	71.2	0.5	11.7	402.2
			19.8	6.0	13.8	0.1	2.3	77.9
	平成13年	516.5	58.8	24.3	34.5	2.4	4.4	450.9
			11.4	4.7	6.7	0.5	0.8	87.3
	平成13年-昭和59年		43.2	6.6	36.7	1.8	7.4	48.8
			8.4	1.3	7.1	0.4	1.4	9.4
西帯広地区	昭和59年	802.0	189.6	41.2	148.5	23.1	12.3	576.9
			23.6	5.1	18.5	2.9	1.5	71.9
	平成13年	934.0	186.7	58.4	128.3	29.7	11.6	706.0
			20.0	6.3	13.7	3.2	1.2	75.6
	平成13年-昭和59年		2.9	17.2	20.1	6.6	0.7	129.1
			3.7	1.1	4.8	0.3	0.3	3.7
西地区	昭和59年	1013.7	327.2	87.4	239.8	22.1	7.8	656.7
			32.3	8.6	23.7	2.2	0.8	64.8
	平成13年	1050.0	198.3	79.3	119.0	44.0	4.4	803.4
			18.9	7.6	11.3	4.2	0.4	76.5
	平成13年-昭和59年		128.9	8.1	120.8	21.9	3.4	146.7
			13.4	1.1	12.3	2.0	0.3	11.7
東地区	昭和59年	489.5	84.5	32.9	51.6	1.2	9.1	394.6
			17.3	6.7	10.5	0.3	1.9	80.6
	平成13年	493.5	64.5	28.8	35.7	2.3	5.2	421.5
			13.1	5.8	7.2	0.5	1.1	85.4
	平成13年-昭和59年		20.0	4.1	15.9	1.1	3.9	26.8
			4.2	0.9	3.3	0.2	0.8	4.8
南地区	昭和59年	475.7	123.8	20.9	102.9	10.4	12.7	328.8
			26.0	4.4	21.6	2.2	2.7	69.1
	平成13年	603.0	100.8	21.7	79.2	16.0	6.6	479.6
			16.7	3.6	13.1	2.7	1.1	79.5
	平成13年-昭和59年		23.0	0.7	23.7	5.6	6.1	150.8
			9.3	0.8	8.5	0.5	1.6	10.4

上段：面積（ha）
下段：構成比（%）

地区別（緑被面積グラフ）



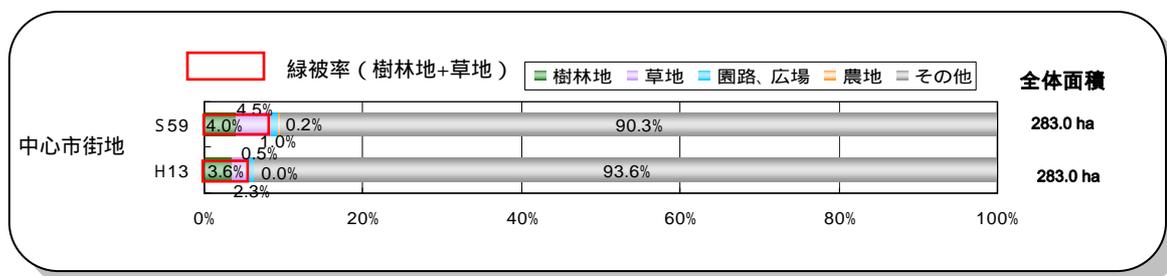
中心市街地の緑被面積

中心市街地（緑被面積表）

		区域面積	緑被地		園路、広場	農地	その他
			樹林地	草地			
中心市街地	昭和59年	283.0	24.2	11.4	2.7	0.6	255.5
			8.5	4.0	1.0	0.2	90.3
	平成13年	283.0	16.7	10.2	1.5	0.1	264.8
			5.9	3.6	0.5	0.0	93.6
平成13年- 昭和59年			7.5	1.1	1.3	0.5	9.3
			2.7	0.4	0.5	0.2	3.3

上段：面積（ha）
下段：構成比（%）

中心市街地（緑被面積グラフ）



資料5 緑視率調査の結果

市街化区域の緑視率

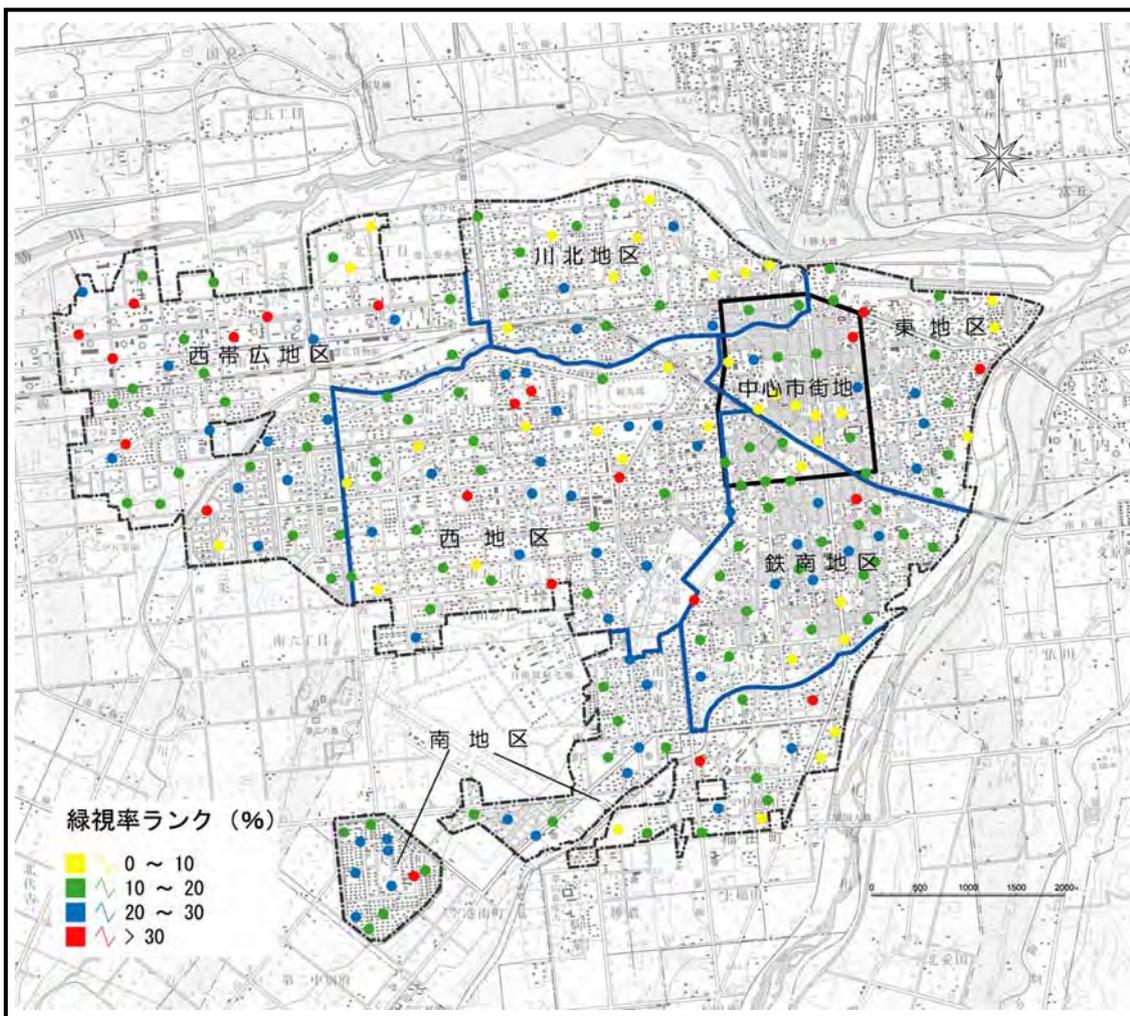
緑視率調査結果は別表に示すように、市街化区域全域の平均が、18.0%となっており、緑の豊かさを身近に実感できる緑視率の値(30%~40%)を下回っています。平均値が20%以上の地区は、西帯広地区、南地区、20%以下の地区は、東地区、鉄南地区、川北地区となっており、特に帯広駅北側は、大半の地点において10%以下となっています。

緑視率の評価

緑視率20%~60%の間が、比較的好意的イメージが得られやすいという研究結果が報告されている。また、人が見て緑を実感できる数値は、30%~40%とされています。

参考文献：(緑の心理的効用に関する基礎的研究 建築物前景における緑量の変化が及ぼすイメージ特性について 北川義男・木元孝之)

緑視調査分布図

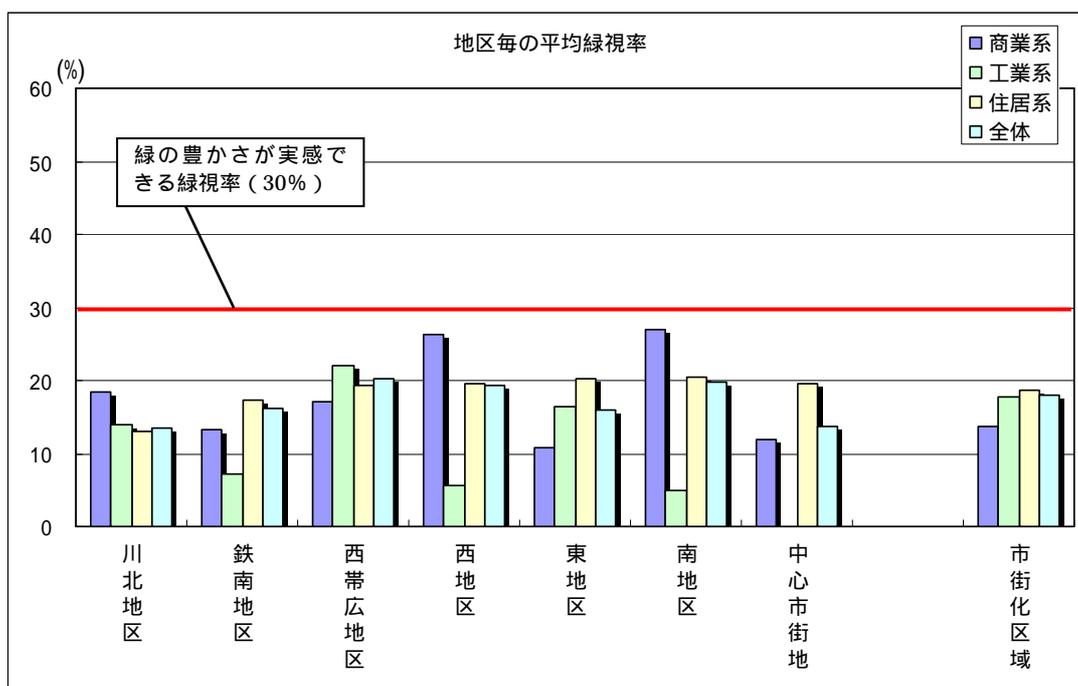


地域別平均緑視率表

地区別	商業系				工業系				住居系				全体			
	緑視率(%)			地点数 (箇所)												
	平均	最大	最小		平均	最大	最小		平均	最大	最小		平均	最大	最小	
川北地区	18.4	34.3	8.1	1	14.0	39.3	1.6	3	13.1	52.0	0.3	18	13.4	52.0	0.3	22
鉄南地区	13.3	52.7	0.5	6	7.1	25.7	0.7	2	17.4	66.7	0.6	28	16.1	66.7	0.5	36
西帯広地区	17.1	35.1	4.9	2	22.1	56.9	0.5	17	19.2	57.5	0.2	23	20.3	57.5	0.2	42
西地区	26.4	50.9	3.6	1	5.7	9.3	1.8	1	19.5	60.1	0.5	45	19.3	60.1	0.5	47
東地区	10.7	41.9	0.4	12	16.4	43.7	1.5	4	20.3	65.5	0.3	14	15.9	65.5	0.3	30
南地区	27.0	45.5	4.4	1	4.9	10.8	1.2	2	20.5	57.0	0.7	34	19.9	57.0	0.7	37
中心市街地	12.0	52.7	0.4	17	-	-	-	-	19.7	65.5	5.2	5	13.7	65.5	0.4	22
市街化区域	13.7	52.7	0.4	23	17.7	56.9	0.5	29	18.7	66.7	0.2	162	18.0	66.7	0.2	214

注：計測は1地点（交差点）で、4方向の撮影を行っています。

地区別平均緑視率グラフ



土地利用区分別の緑視率

ここでは、既存の計画で緑づくりの施策を展開してきた、商業地域・工業地域・住宅地域について、それぞれの地域で緑視率の数値が高い場所と低い場所と比較します。

商業地域の緑

緑視率：33.5%



西5条南15丁目
(商業地域)

歩道の中央部にも街路樹が植栽されているため緑視率が高くなっています。

緑視率：7.0%



西2条南10丁目
(商業地域)

街路樹が成長過程にあるため、緑視率はまだ低くなっています。

緑視率：38.9%



西5条南5丁目
(近隣商業地域)

公共施設の駐車場に緑があるために、駐車場脇の歩道空間が緑で豊かになっており、緑視率も高くなっています。

緑視率：14.2%



西1条南11丁目
(商業地域)

街路樹が成長過程であることと、駐車場に緑化がされていないため、緑視率が低くなっています。

注：写真は緑視率の数値が高い場所と低い場所の代表的な箇所を抽出。

工業地域の緑

緑視率：56.9%



西25条北1丁目
(工業専用地域)

工場敷地内の緑と街路樹によって高い緑視率になっており、工場地区ということあまり感じさせません。

緑視率：15.0%



西24条北2丁目
(工業専用地域)

雑草により15%の数値となっているが、歩道が狭いため街路樹がなく、駐車場にも緑化されていないため、潤いを感じられません。

住宅地域の緑

緑視率：41.3%



西1条南20丁目
(第1種住居地域)

公園の樹木とその周辺の緑も豊かで緑被率が高くなっています。

緑視率：5.9%



西12条北7丁目
(第1種住居地域)

街路樹が成長過程であるため、緑視率が低くなっています。

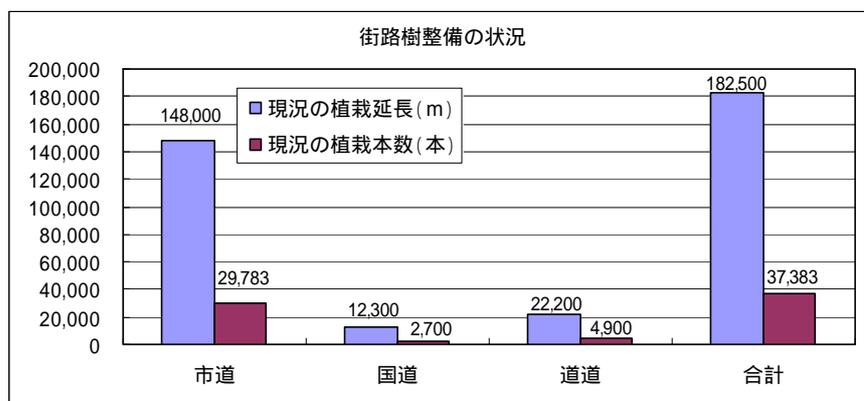
注：写真は緑視率の数値が高い場所と低い場所の代表的な箇所を抽出。

資料6 街路樹調査の結果

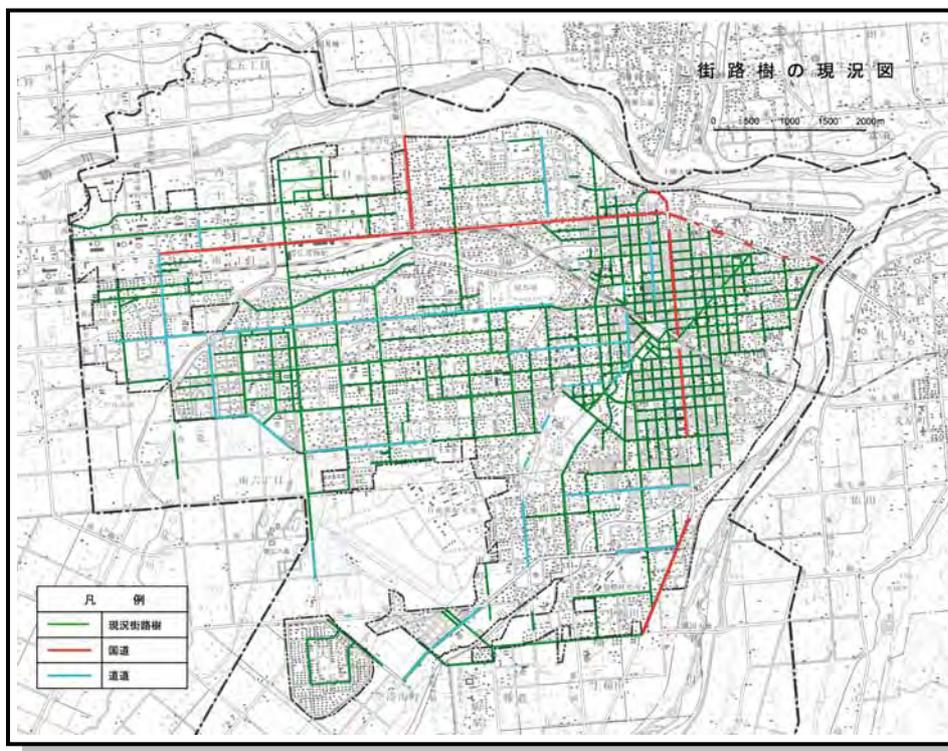
街路樹整備状況

市街地においては、道路幅員が16m以上及び歩道幅員が4.5m以上の道路に街路樹が植栽されており、特に中心市街地及び周辺地区においては、集中的に街路樹の整備が行われています。

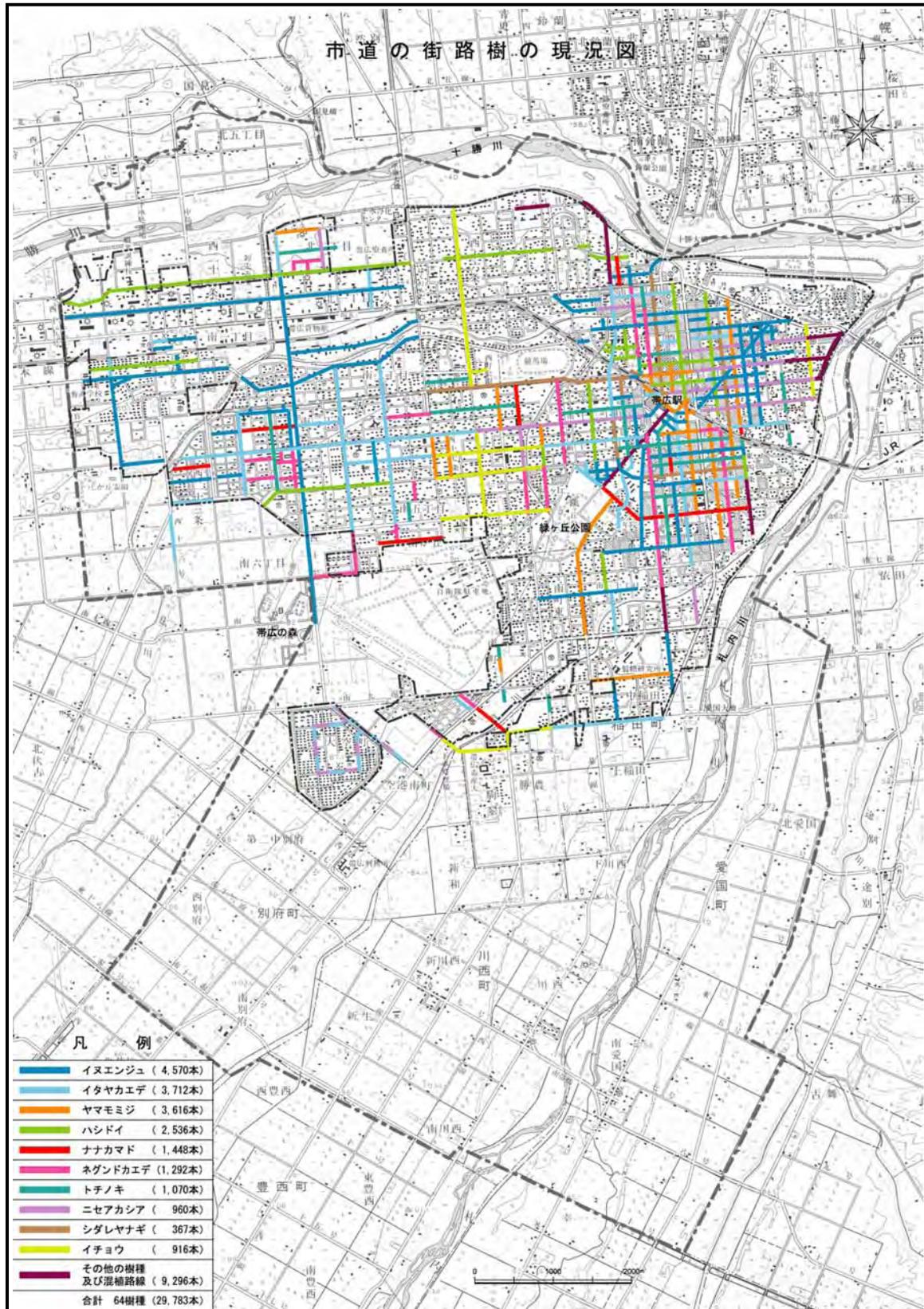
現在の街路樹は、市道が延長約148km(29,783本)、国道が延長約12.3km(約2,700本)、道道が約22.2km(約4,900本)であり、合計で約182.5km(約37,383本)が整備されています。



街路樹整備現況図



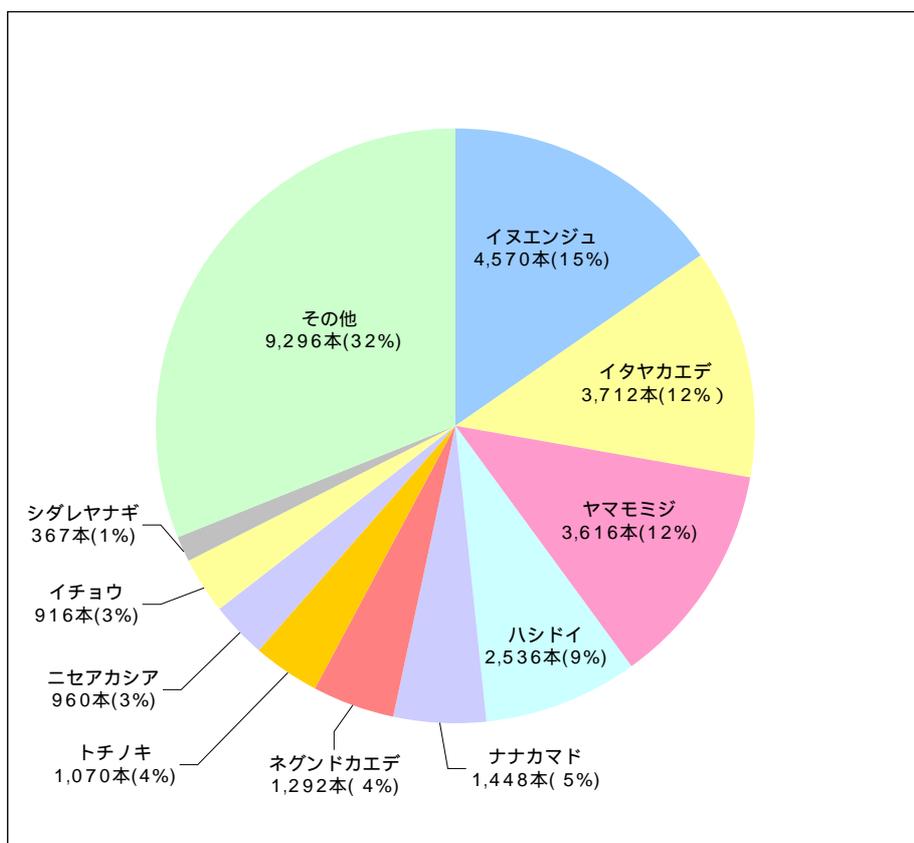
街路樹整備現況図（樹種別）



樹種別の整備状況

本市では、主に、イヌエンジュ、イタヤカエデ、ヤマモミジなどが植えられています。現在はこれらに加えてナナカマド、イチョウなどが多く植栽されています。以前はネグンドカエデ・トチノキ・ニセアカシア・シダレヤナギなどの樹木も植えられていましたが、近年は、樹木の性質が街路樹に適さないなどの理由により植えられていません。

市道の街路樹の構成



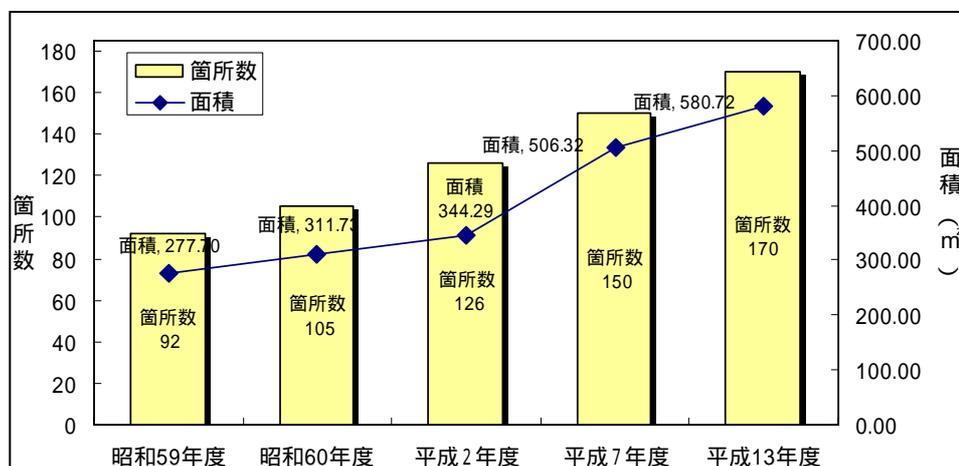
資料7 公園調査の結果

公園整備の推移

種 別	項 目	昭和 59 年度		平成 13 年度			
		都市計画区域	市街化区域等	都市計画区域	市街化区域等		
基 幹 公 園	街区 公園	箇所数	62	61	120	118	
		面積 (ha)	12.84	12.74	26.31	25.89	
	近隣 公園	箇所数	9	9	15	15	
		面積 (ha)	19.20	19.20	36.50	36.50	
	地区 公園	箇所数	3	3	3	3	
		面積 (ha)	17.95	17.95	23.00	23.00	
	都 市 基 幹 公 園	総合 公園	箇所数	1	1	1	1
		面積 (ha)	42.50	42.50	50.47	50.47	
		運動 公園	箇所数	1		1	
		面積 (ha)	63.00		180.12		
大規模 公園	広域 公園	箇所数	1		1		
	面積 (ha)	112.05		232.56			
都市緑地	箇所数	15	15	29	28		
	面積 (ha)	10.16	10.16	31.76	29.56		
合 計	箇所数	92	89	170	165		
	面積 (ha)	277.70	102.55	580.72	165.42		
	1人当たりの 面積 (㎡/人)	18.1	7.1	34.5	10.2		

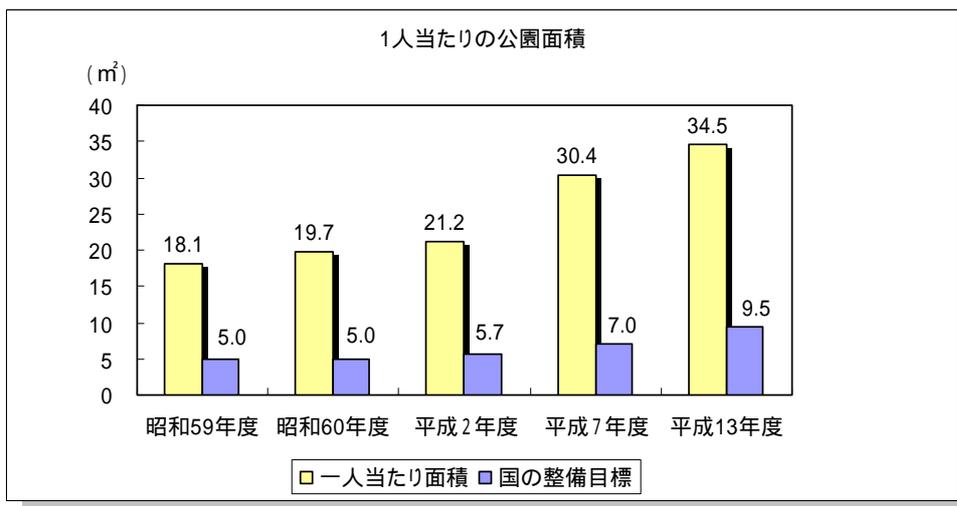
昭和59年度時点（人口は都市計画区域 153,500 人、市街化区域等 145,300 人）
 平成13年度現在（人口は都市計画区域 168,100 人、市街化区域等 161,600 人）
 参考：北海道の都市計画（北海道建設部都市計画課）

公園の面積と箇所数



一人当たりの公園面積

一人当たりの公園面積は、都市計画区域では、約 34.5 m²、市街化区域では、約 10.2 m²となっています。これは、国土交通省が定めている都市計画区域内の一人当たりの公園整備面積の目標値 9.5 m²と比較すると大きく上回る数値となっています。



帯広市集計

身近な公園の整備状況

各地域の日常生活圏において適正に配置される事が望ましい住区基幹公園のうち、特に子供やお年寄りなどの弱者が、より利用しやすい距離にある近隣公園や街区公園を“身近な公園”として位置づけし、これらの公園の配置状況を把握します。

平成 13 年度における身近な公園は、市街化区域全域で誘致距離から見た状況においては 67%の地域が満たされており、昭和 59 年の 42.6%と比較すると、公園整備が大幅にすすんでいます。特に西帯広地区や西地区は、宅地造成とともに公園が整備され、工業団地を除くとほぼ良好な状況にあります。一方、競馬場の東側周辺などのように、昭和 59 年から状況が変わらない地区もみられます。

公園誘致圏については、平成 15 年 3 月 28 日の都市計画法施行令改正により変更されており、本計画では参考資料として記載する。

誘致面積カバー率

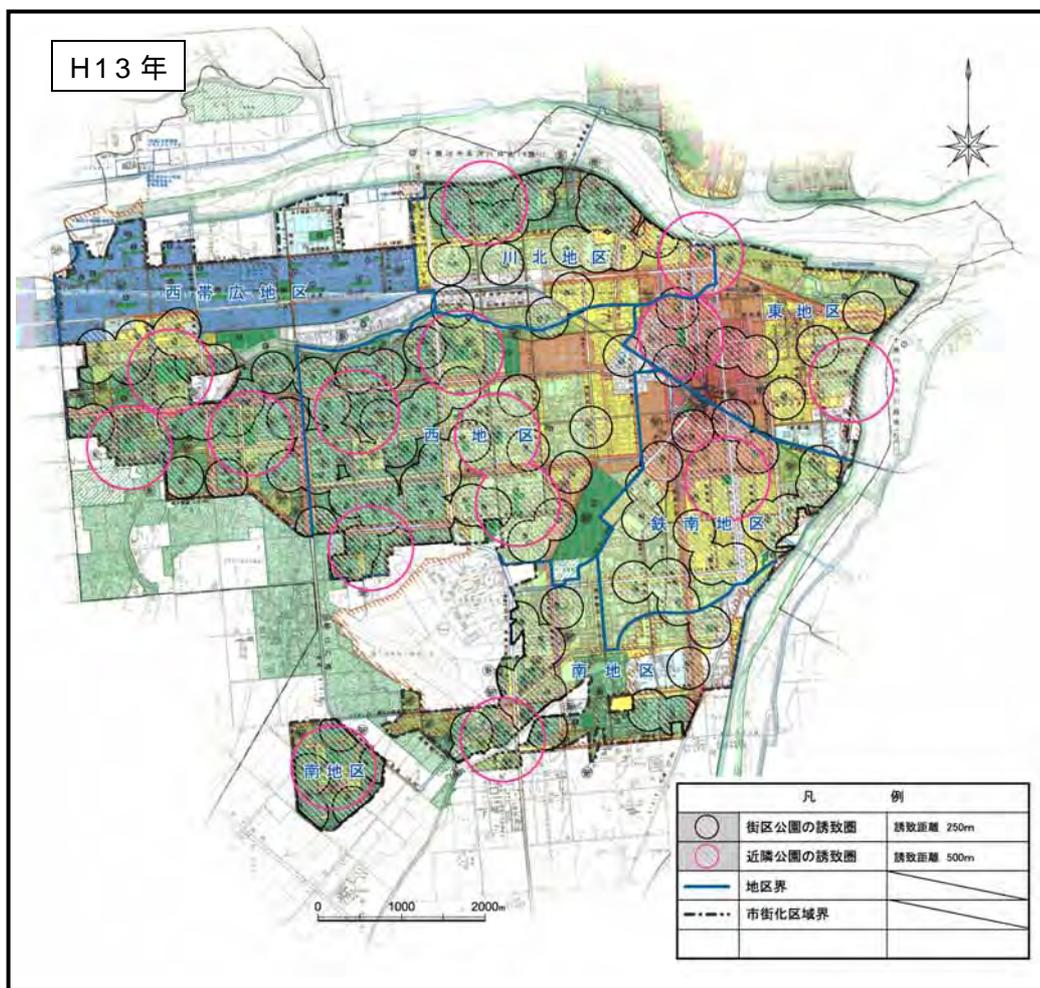
街区公園と近隣公園を合わせた誘致図（昭和 59 年）



地区名	地区面積 (ha) [市街化区域]	誘致面積 (ha)	誘致面積カバー率(%)
川北	478.9	271.1	56.6
鉄南	516.5	258.3	50.0
西帯広	802.0	146.3	18.2
西	1,013.7	483.7	47.7
東	489.5	253.2	51.7
南	475.7	196.3	41.3
合計	3,776.3	1,608.9	42.6

地区面積は帯広市データ、誘致面積はCAD計測によります。

街区公園と近隣公園を合わせた誘致図（平成 13 年）



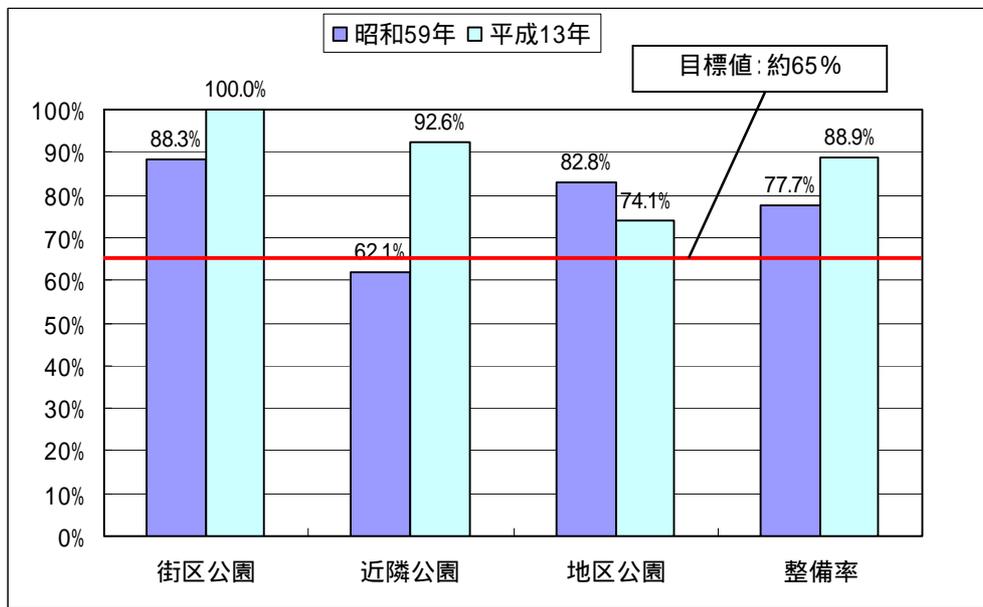
地区名	地区面積 (ha) [市街化区域]	誘致面積 (ha)	誘致面積カバー率(%)
川北	486.0	362.4	74.6
鉄南	516.5	323.4	62.6
西帯広	934.0	479.5	51.3
西	1,050.0	901.8	85.9
東	493.5	283.5	57.4
南	603.0	386.4	64.1
合計	4,083.0	2,737.0	67.0

地区面積は帯広市データ、誘致面積はCAD計測によります。

歩いていける範囲の公園整備率

国土交通所省では第6次都市公園等整備7箇年計画(平成8～平成14年)のなかで、「歩いていける範囲の公園」の整備指標が定められています。そして、標準的な箇所数と面積に対する「歩いていける範囲の公園」の整備率は、平成14年度末までの目標を約65%と設定しています。これと同様の計算式で帯広市の整備状況を算出すると、88.9%となり、昭和59年における整備率70.6%から18年間で約19%向上しています。

歩いていける範囲の公園整備状況



都市公園等の種類

種 類		内 容
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街路公園 主として街区内に居住するものの利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で一ヶ所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 近隣住区当り 1 ヲ所を誘致距離 500m の範囲内で 1 ヲ所当り面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 地区当り 1 ヲ所面積 4 ha を標準として配置する。 また都市計画区域外の地域の生活環境の向上をはかることを目的として一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
	都市基幹公園	総合公園 都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 ヲ所当り面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 ヲ所当り面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当り面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏から発生する多様かつ選択性にとんだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
国 営 公 園		主として一の都府県の区域を越える様な広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 ヲ所当り面積おおむね 300ha 以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものには、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。
緩 衝 緑 地 等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、その他特殊公園、墓園でその目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止をはかることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然環境の保護、保全、自然的環境の復元をはかれるよう充分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
	広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休息のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上をはかるために設けられる緑地であり、1 ヲ所当り面積 0.1ha 以上を標準として配置する。 但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合は植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善をはかるために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するのを含む。）
緑 道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等をはかることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。	

（都市公園法に基づく分類）

資料 8 既存計画及びその他の目標に対する達成状況

帯広圏緑のマスタープラン

本計画は、公園整備及び緑地保全地区等の指定を平成 27 年の目標数値として以下のように示しています。

公園整備目標項目	範 囲	帯広圏緑のマスタープラン目標面積	現 状
1人当たりの公園面積	市街化区域	20.2 m ² /人	10.2 m ² /人
	都市計画区域	95.4 m ² /人	34.5 m ² /人

第 5 期帯広市地域緑化推進計画

本計画は、緑地の確保量目標数値を以下のように示しています。緑の基本計画では、緑地の定義を明確にし、現状を以下のように整理しています。

範 囲	緑地面積		緑地の割合	
	確保目標	現 状	確保目標	現 状
緑化推進地域（帯広市行政区域）	27,200 ha		約 4 4 %	
都 市 計 画 区 域		5,633 ha		約 5 5 %
市 街 化 区 域	2,400 ha	721 ha	約 5 5 %	約 1 8 %

注：緑地（緑被率調査で求めた樹林地・草地・農地面積の合計）

帯広市緑のまちづくり基本計画

本計画では、都市計画区域の緑被率のうち、樹林地の面積を目標数値として以下のように示しています。

範 囲	樹林地の緑被率	
	まちづくり基本計画の目標	現 状
都 市 計 画 区 域	30%	9.2%

緑倍増計画

本計画では、公共施設及び民有地における樹木植栽を平成17年の目標数値として、以下のように示しています。

高 木 本 数		達 成 率
平成17年度末目標本数	平成13年度末達成本数	
175,685 本	91,988 本	52.4%

国の目標

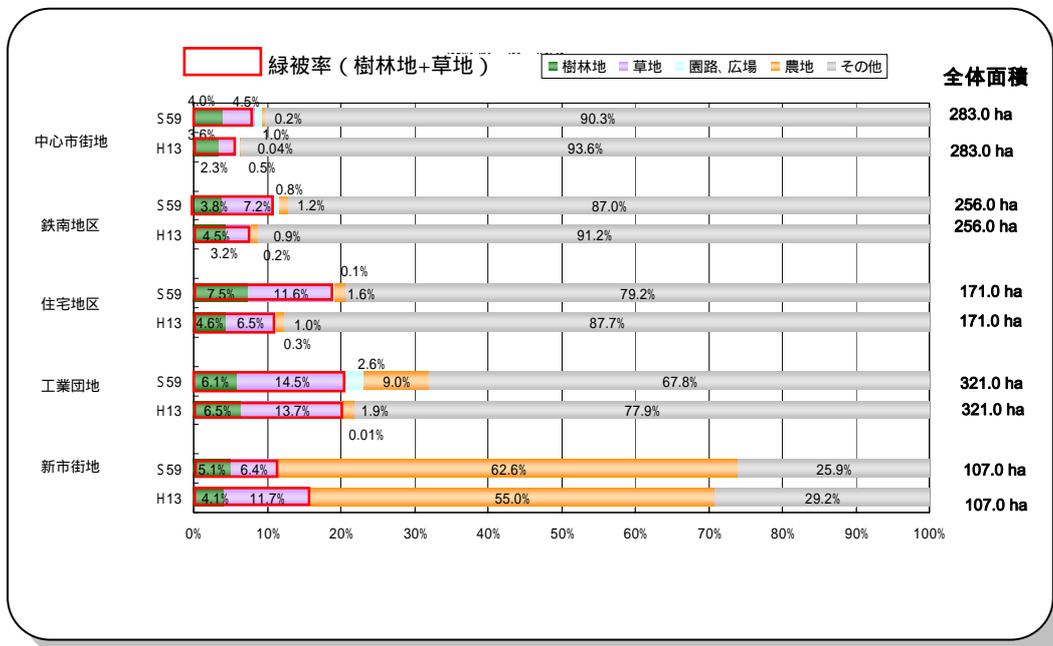
国土交通省では、一人当たりの公園面積及び歩いていける公園の整備率を以下のように目標数値として示しています。

公園整備目標項目	範 囲	国の目標面積 (平成14年度末)	現 状
1人当たりの公園面積	都市計画区域	9.5 m ² /人	34.5 m ² /人

公園整備目標項目	範 囲	国の目標面積 (平成14年度末)	現 状
歩いていける公園の整備率	都市計画区域	約65%	約89%

資料9 重点地区候補地の緑被面積

緑被面積グラフ

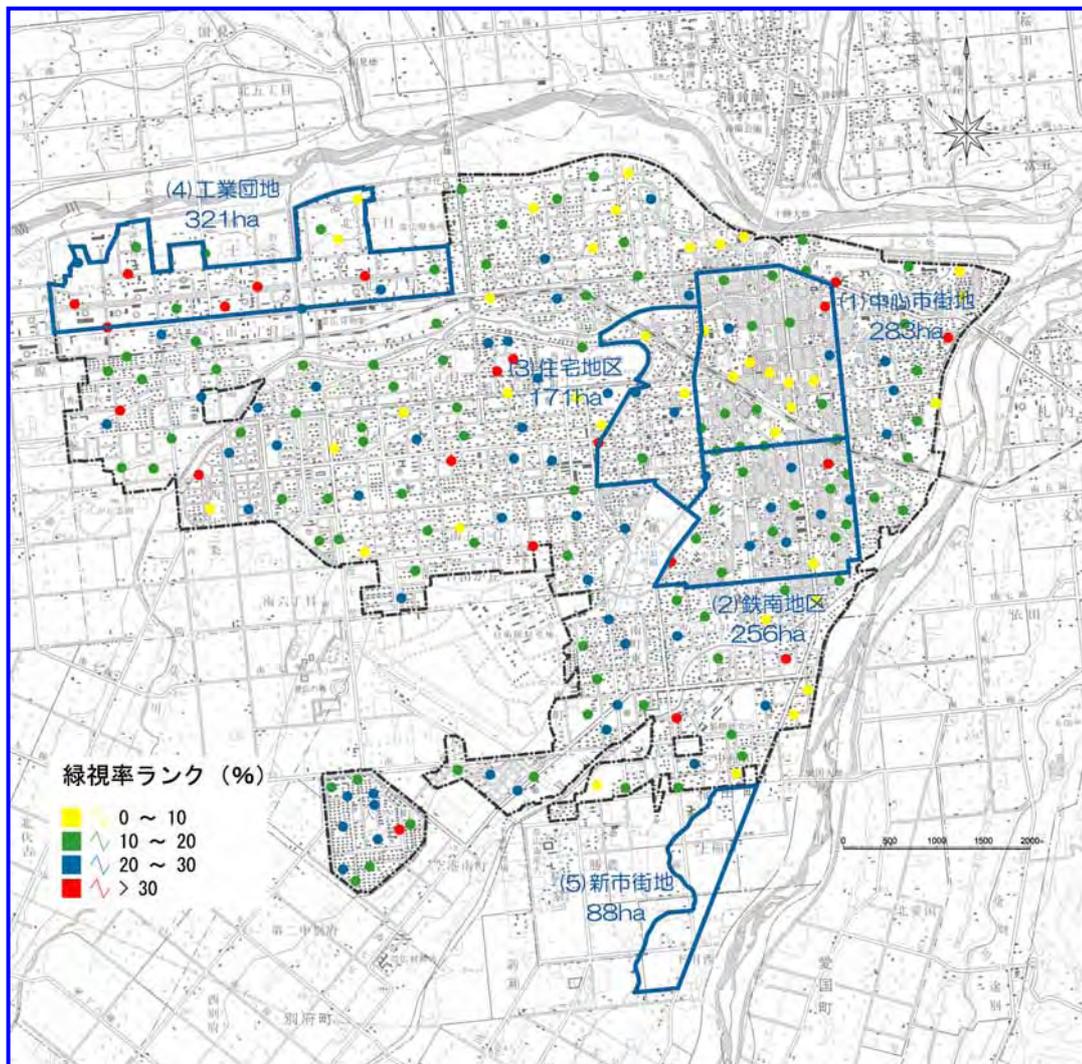


緑被面積表

	区域面積	緑被地		園路、広場	農地	その他			
		樹林地	草地						
中心市街地	昭和59年	283.0	24.2	11.4	12.8	2.7	0.6	255.5	
			8.5	4.0	4.5	1.0	0.2	90.3	
	平成13年	283.0	16.7	10.2	6.5	1.5	0.1	264.8	
	平成13年-昭和59年		5.9	3.6	2.3	0.5	0.0	93.6	
鉄南地区	昭和59年	256.0	28.2	9.8	18.4	2.0	3.0	222.7	
			11.0	3.8	7.2	0.8	1.2	87.0	
	平成13年	256.0	19.8	11.6	8.2	0.4	2.3	233.5	
	平成13年-昭和59年		7.7	4.5	3.2	0.2	0.9	91.2	
住宅地区	昭和59年	171.0	32.7	12.8	19.9	0.1	2.8	135.4	
			19.1	7.5	11.6	0.1	1.6	79.2	
	平成13年	171.0	19.0	7.8	11.2	0.5	1.6	149.9	
	平成13年-昭和59年		11.1	4.6	6.5	0.3	1.0	87.7	
工業地区	昭和59年	321.0	66.2	19.5	46.7	8.3	28.8	217.8	
			20.6	6.1	14.5	2.6	9.0	67.8	
	平成13年	321.0	64.7	20.7	44.0	0.0	6.1	250.1	
	平成13年-昭和59年		20.2	6.5	13.7	0.0	1.9	77.9	
新市街地	昭和59年	107.0	12.3	5.4	6.9	-	-	67.0	27.7
			11.5	5.1	6.4	-	-	62.6	25.9
	平成13年	107.0	16.9	4.4	12.5	-	-	58.8	31.3
	平成13年-昭和59年		4.6	1.0	5.6	-	-	8.2	3.6
		4.3	0.9	5.2	-	-	7.6	3.3	

上段：面積 (ha) 下段：構成比 (%)

資料 10 重点地区候補地の緑視率



候補地区の土地利用別の緑視率

	商業系				工業系				住居系				全体			
	緑視率 (%)			地点数 (箇所)												
	平均	最大	最小		平均	最大	最小		平均	最大	最小		平均	最大	最小	
中心市街地	12.0	52.7	0.4	17	-	-	-	-	19.7	65.5	5.2	5	13.7	65.5	0.4	22
鉄南地区	11.9	32.3	0.5	2	6.0	19.0	0.7	1	19.5	66.7	1.2	19	18.2	66.7	0.5	22
住宅地区	-	-	-	-	5.7	9.3	1.8	1	21.1	45.7	0.8	5	18.5	45.7	0.8	6
工業団地	-	-	-	-	22.7	56.9	3.2	16	-	-	-	-	22.7	56.9	3.2	16
地区平均	11.9	52.7	0.4	19	20.9	56.9	0.7	18	19.8	66.7	0.8	29	17.8	66.7	0.4	66

まちづくり検討委員会 第3部会

1. 委員の紹介

部会長
小林昭裕



委員
石川哲憲



委員
杉山 操



委員
清原三枝子



委員
杉山吉昭



委員
杉田吉弘



委員
竹本泰之



(五十音順/敬称略)

2. 開催経過

	開催日
第1回	平成13年 9月11日
第2回	平成13年11月 6日
第3回	平成13年12月17日
第4回	平成14年 2月26日
第5回	平成14年 3月19日
第6回	平成14年 5月24日
第7回	平成14年 8月 7日
第8回	平成14年10月24日
第9回	平成14年12月18日
第10回	平成15年 2月 5日
第11回	平成15年 3月19日

委員会の様子(第1回 平成13年9月11日)



3. 緑の基本計画策定に参加して

(五十音順/敬称略)

部会長 小林昭裕

平成13年9月から、11回に及び委員会を重ねてまいりました。各委員からは、みどりづくりへの想いに溢れたご意見を頂戴し、市民生活の視点から、「緑の基本計画」づくりに対し、真摯にかつ熱心にご議論いただいたことに深く感謝申し上げます。

今回、委員の方々の選考にあたって、市民の意見や視点を計画に反映させることにより、計画内容の充実と、円滑な施策の展開をはかることが狙いの一つであったと伺っております。その点で、会議の進行にあたって、市民主導の委員会運営を念頭に、事前に各委員に検討会の資料を送付させていただき、内容に疑問があれば、会議の場や事前にも発言の機会を設けたほか、頂戴した意見がどのように対処・対応されたのかを、お伝えできるようつとめてまいりました。なかには行き届かなかった点もあり、この場を借りてお詫びし、ご容赦願いたいと思います。

検討会の概略を整理しますと、初回、策定作業の弾力的運用、現況の確認、自らの夢や将来像の提起が議案として提案されました。第2回では、基本方針策定での市民参加の意義や、人と緑とのかかわりが論議され、日常生活の視点から具体的施策につながる提案がなされました。第3回では、各委員が描く将来像を写真や図を用いて示され、生活スタイル、四季の変化、緑への啓蒙、緑と人との望ましい関わりについて、相互の認識を深め、将来像の明確化がはかられました。第4回では、緑づくりへの人々の関心や、緑地管理における市民参加、植栽デザインの改善が提起されました。第5回では田園都市の姿、基本理念に取り組むべき表現として、人と緑との共生の扱いの強調、緑のつくり方〔技術、文化、教育〕の重要性、緑を媒介としたコミュニティの活性化などの要望が出されました。第6回では、現地視察を踏まえ、緑づくりの問題点や改善点が具体的に論議されました。第7回では、都市計画マスタープランでの議論の内容との関連性の確認がされました。第8回では緑地の保全や緑化推進のための施策の具体的論議を、第9回では緑化に係わる制度の確認や緑化重点地区における課題を明確にし、第10回では、市民参加の視点から、公園緑地の管理について検討を行いました。内容的には、地域に根ざした視点、子育ての視点、さらには、文化・人間教育という視点から、数多くの示唆を頂くなど、市民の関心の高い分野に意見が集中し、市民の目線で議論がすすめられたことで、かえって、行政の目線(広域的、制度的、公平的)と統合することで、計画策定に良好な相補関係が生み出されたといえます。今後は、本計画の実現に向け、「草莽崛起」の精神(幕末の動乱期、吉田松陰が、改革の実現手法の指針として示した、志のある市民が広く立ち上がること)をベースとした展開がはかれるよう、市民を始め関係各位の一層の奮起を祈願申し上げます。

末筆ですが、非力な部会長を支えて頂いた関係各位に厚く御礼申し上げます。

委員 石川哲憲

この委員会に二年間参加し、同会が市民主導で運営され、個々の緑化への意見が直接反映されているのを見て大変嬉しく思いました。今後もこの方法を積極的に取り入れて欲しいものだと思います。今ひとつ気になるのは駅周辺土地区画整理事業と西2条通のプロムナード事業により、駅周辺の緑が減少しており、駅前エリアを重点的に緑の増植を行う必要性を痛感しています。又、この委員会で出た貴重な意見を実際に生かすには市民によるボランティア組織を作り、受け皿作りが急務であり、今後必ず実践して欲しい事の一つです。これが整えば市民の力による全国初の花サミットを帯広で開催することも可能ではないかと考えています。

帯広から全国へ発信し、ゆくゆくはインターナショナルに花と緑の先進国、英国やオランダとも交流してみたいという夢を抱いています。今までこの委員会で得た事を土台に今後も花と緑に関する活動を精力的に続けてゆきたいと思っております。



「えきまえ四季彩広場のイメージ」
石川哲憲委員より

委員 清原三枝子

まちづくり検討委員会に参加させて頂き「^{いま}現在」でものごとを見つめやすい私に「20年」で街と緑を考えると長い「時」を見つめる（考える）「目」と「思考」を学ばせてもらいました。ひとりひとり顔が違うように緑（花）にも「守る緑」、「育てる緑」、「作る緑」、「見つめる緑」、「楽しむ緑」、「使う緑」などいろいろあることも学びました。それぞれの場に合った緑をどう使う（コーディネートする）かで住んでいたい、住んでみたい街になるものと思います。色彩学的にも「緑」は私達の健康に欠かせない色です。（注：生命力を増大させ交感神経に有効など）20年後帯広に住んでいる人達が輝いた笑顔と子どもや弱い立場の人に思いやりを持てるそんな地域になっていることを願っています。

委員 杉田吉弘

皆さんと出会い、2年の歳月があっという間に過ぎ去った気がします。普段緑に関する仕事をしていますが会議の中で新しい意見が幾度もあり、本当に勉強にもなる時間でした。この貴重な時間の中で話し合った事が確実に実行され、子供からお年寄りまで緑豊かで潤いのある帯広市で暮らせる環境ができることを願います。又、しつこいようですが夏の森林浴はあたりまえですが、冬の森林浴をどこで、どのように楽しめるか早めに検討していくべきだと思います。今後、ぜひ同窓会のように皆さんと会い、反省とかそれまでに気づいた事など話ができれば良いなと思います。貴重な時間を頂き有り難う御座いました。

委員 杉山操

一昨年からまちづくり検討委員会に参加させていただき感謝しております。この間、委員の皆様や市の担当者の方からの緑と花に対する熱い思いを肌で感じながら、自分自身の思い入れを改めて深めることができ、貴重な体験になりました。ただ一つ思うことがあります。それは行政や地域一帯となった取り組みと同時に、個人それぞれができる範囲の花と緑の環境づくりを試みる意識づけも大切だということです。暮らしの中でできる緑づくりのマニュアルみたいなものを作成して奨励するというのはいかがでしょうか。植物は、私たち人間と同じように代々に渡って栄えてきた生命であることをつくづくと感じます。そのことを少しでも理解していただく花と緑の学習塾のようなセミナーをもっと充実させてはいかがかと思います。

委員 杉山吉昭

私は公募委員として、この策定に参加しました。二年間、前後十一回に亘る策定会議に皆勤することができ、私なりにその責を果たし得たと思っています。公募面接の折、私の年齢を心配して下さった方にも報いることができました。齢七十を過ぎて敢てこの策定に参加したのは、「帯広市にもっと緑を」との思いからでした。緑豊かな生活環境で生活していきたい、次世代へもより豊かな緑を引き継いでいきたい。と言う思いに他なりません。緑づくりは行政と団体や市民が一体となった協働の営みであり、共に汗して実現させていくべき課題だと思います。

委員 竹本泰之

小林・杉山・杉山・石川・清原・杉田・竹本。苗字に自然に関する名前を持つ人達が集まり、緑の帯広について討議してきました。身近すぎて日頃緑に関心を持つ事が少なかったのですが、緑の帯広を考えることはなかなか難しい事であったと思います。独自の木の文化を育ててきた国に育ったのですから、緑の資源を消費するだけではなく、将来に向け、子供達が身近に緑を感じる事の出来る緑豊かな帯広になればいいなと、改めて思いました。

緑化審議会

緑化審議会は、緑化の推進に関する重要事項を調査審議する機関です。本審議会は、緑の基本計画の策定に際し、まちづくり検討委員会で検討されている内容や策定された素案をもとに協議、調整を行うなど計画策定に深く関わるとともに、帯広市より本計画の諮問を受け、同計画の答申を行っています。

1. 委員の紹介

委員長	丸山純孝		
職務代理者	石原由美子		
委員	秋元紀幸	網倉和弘	夷石行夫
	岩崎美恵子	内田秀雄	北守光子
	合田 修	斉藤 忠	櫻井真由美
	鈴木恵子	鈴木 隆	鈴木隆起
	高橋加寿子	辻 忠治	出口英伍
	長尾寧子	仲俣満枝	中村教雄
	長谷川陽一	堀 五十鈴	吉田 章

(五十音順／敬称略)

2. 開催経過（本計画関係分）

	開催日
第 1 回	平成13年10月14日
第 2 回	平成14年 3月22日
第 3 回	平成14年 5月31日
第 4 回	平成15年 2月18日
第 5 回	平成15年 5月 8日
第 6 回	平成15年 6月 4日
第 7 回	平成15年 8月 7日
第 8 回	平成15年 9月 8日

用語解説

[ア行]

運動公園

都市基幹公園の一つ。都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、人口規模に応じ、1ヶ所当たり面積を15～75haを標準として配置する。

[カ行]

街区公園

住区基幹公園の1つ。主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する。

環境緑地保護地区

自然環境保全法に基づく北海道自然環境等保全条例で指定された地区。

帯広市では、帯広農業高校、水光園、帯広神社が指定されている。

近隣公園

住区基幹公園の1つ。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離500mの範囲内で1ヶ所当たり面積2haを標準として配置する。

広域公園

大規模公園の1つ。主としてひとつの市町村を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域なブロック単位ごとに1ヶ所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

[サ行]

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街地として積極的に開発・整備する区域。市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされている。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

開発行為や建築行為などに厳しい規制が設けられ、市街化を促進する都市施設は設けられないものとされている。

整備・開発及び保全の方針

区域区分の設定された都市計画区域において、都市の発展の動向、人口、産業の将来見通しなどを勘案し、産業活動の利便と居住環境との保全との調和を図りつつ効率的な公共投資を行うことを目的として定める方針。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園がこれに該当する。

また、一辺1km、面積100ha、人口10,000人の標準近隣地区に対して整備すべき公園の種類を総称している。

総合公園

都市基幹公園の1つ。都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1ヶ所当たり面積10～50haを標準として配置する。

[タ行]

第五期帯広市総合計画

平成12年度から平成21年度までを計画期間とする帯広市のまちづくりの基本となる計画。市民生活、福祉、環境、教育、産業、都市整備等様々な分野を網羅する。

地区公園

住区基幹公園の1つ。主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1ヶ所面積4haを標準として配置する。

都市基幹公園

都市公園法による都市公園分類の1つ。主として1つの市町村の区域内に居住するものの安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園。主たる機能から総合公園と運動公園が該当する。

都市計画区域

都市計画法に基づく法的な規制が及ぶ土地の範囲で、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の都市計画を策定すべき対象地域をいう。

都市計画マスタープラン

住民の価値観の多様性に対応して、個性的で快適なまちづくりのための施策を住民の理解と参加の下に総合的に進めるため、住民に最も身近な自治体である市町村が住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地区毎の整備、開発及び保全の方針をよりきめ細かく定めた計画。平成4年の都市計画法の改正により創設。

都市公園

都市公園法第2条に規定する①都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの ②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地 ③国が1つの都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園または緑地 ④国が国家的な記念事業として、またはわが国固有の優れた文化的資産の保存および活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園または緑地。公園施設を含む。

都市緑地

都市公園法に基づく都市公園の1つ。都市の自然環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地で、1ヶ所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。

都市緑地保全法

都市化の進展に伴い良好な自然環境を形成している樹林地・草地・水辺地等が急速に都市において減少することに鑑み、既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として「緑地保全地区」の制度や植栽等による市街地の緑化を推進する「緑地協定」の制度を設け、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された法律。

[ハ行]

ポケットパーク

「ベストポケットパーク」の略で、チョッキのポケットほどの公園という意味で、わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。

保存樹木

帯広市緑のまちづくり条例で規定する保存樹木に指定した樹木。帯広市の歴史上由緒由来がある、学術的に価値が高いなど、指定基準に満たした樹木が対象となる。はるにれ公園のハルニシなど平成14年度末までに9本が指定されている。

[マ行]

緑の保全地区

帯広市緑のまちづくり条例で規定する緑の保全地区に指定した地区。帯広市の歴史上由緒由来がある、学術的に価値が高いなど、指定基準に満たした樹木が対象となる。平成14年度末までに稲田小学校西側カシワ林の1地区が指定されている。

緑のネットワーク

緑が持っている機能・役割をより効果的に引き出すため、緑を網状に張り巡らしつなぐこと。緑のネットワーク化により、良好な環境や動植物の移動空間が確保されるなど潤いのある快適な街並みが形成される。

[ヤ行]

誘致距離

公共施設などの利用者が居住地からその公共施設などを利用する場合に抵抗のない距離をいう。

[ウ行]

緑地協定

都市緑地保全法に基づき、市町村長の認可を受け、土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

緑地保全地区

都市緑地保全法に基づき、都市計画に定めることのできる地域地区の1つ。都市における緑地の適正な保全を図ることを目的として指定した地区。

緑地

都市公園などの営造物を意味する狭義の「緑地」と、都市公園などの営造物のみならず、社寺境内地などの空地の多い場所、農耕地、山林、河川、湖沼などのオープンスペースまで含める緑地がある。

本計画で取り扱う緑地とは、公開された営造物として管理される施設緑地と、土地利用に関わる法や条例などの適用により担保される地域性緑地としている。

緑被率

平面的な緑量を把握する場合に用いられる尺度で、特定の地域、または地区において緑被地の占める割合。本計画では、樹林地、樹木、草地を対象にしている。

緑視率

人の視野内に占める緑量を把握する場合に用いられる尺度。平面的な緑量を把握する緑被率とは異なり、塀やフェンス等垂直面に施した緑量も数えられる。

緑化協議

帯広市緑のまちづくり条例に基づき、宅地造成等及び工場等の緑化を推進するため、一定の基準に適合する緑化の規模、並びに方法について協議するもの。

[ワ行]

ワークショップ

誰もが自由に意見を言いやすいように工夫された形式にとらわれない会議の1種で、創造行為と合意形成に焦点をおいている。近年、住民参加の手法としてよく使われている。

改訂履歴

年 月	改 訂 履 歴
平成 20 年 6 月	緑化重点地区指定に伴う、第 7 章の改訂 (鉄南地区、稲田川西地区を候補地から指定地へ変更)



緑の基本計画

< 発 行 >

平成15年10月

帯 広 市

緑化環境部公園と花の課

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地

Tel: 0155-24-4111 (代表)

<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp>